

平成20年度 豊田市外部監査結果報告書

「教育委員会スポーツ課にかかる
財務に関する事務の執行について」

平成21年1月

豊田市包括外部監査人

弁護士 伊 藤 倫 文

目次

第1章 総論	1
第1 監査の概要	1
1 監査期間	1
2 監査人.....	1
3 外部監査の種類	1
4 選定した特定の事件.....	1
5 監査対象事件を選定した理由及び監査事項.....	1
6 監査の方法	4
7 利害関係	4
第2 報告書の構成及び【結果】・【意見】の記載.....	4
第2章 豊田市スポーツ課総論（スポーツ振興と施設管理）	5
第1 スポーツ課について.....	5
1 スポーツ課の組織	5
2 スポーツ課の財政	9
第2 市のスポーツに関する施策（豊田市生涯スポーツプラン）の紹介	12
1 文部科学省のスポーツ振興基本計画	12
2 市のスポーツ振興施策の概要	13
3 基本方針の目標と具体的施策	15
第3 担当の分掌と監査報告書	21
第3章 振興事業	22
第1 はじめに.....	22
第2 補助金及び負担金	23
1 市の補助金及び負担金の定義	23
2 補助金と負担金の相違点.....	24

3	補助金の問題点	27
4	負担金の問題点	30
5	スポーツ課の交付した負担金	34
6	振興事業費の監査結果の論じ方	34
第3	スポーツ振興費	39
1	スポーツ振興費の推移	39
2	豊田マラソン大会負担金の問題点	40
第4	競技会誘致費	41
1	競技会誘致費の推移	41
2	競技会誘致費の問題点	44
第5	観るスポーツ開催費	46
1	観るスポーツ開催費の推移	46
2	招待ラグビー運営事業負担金の問題点	48
第6	地区総合型スポーツクラブ育成支援費	50
1	地区総合型スポーツクラブについて	50
2	地区総合型S C 育成支援費の推移	52
3	地区総合型S C 育成支援費の問題点	54
4	地区総合型S C 育成支援施策の再検討・再検証について	61
第7	体育協会負担金	64
1	市体育協会の概要	64
2	体育協会負担金の推移	68
3	体育協会負担金の問題点	69
第8	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金	70
1	豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会について	70
2	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金の推移	73

3	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金の問題点.....	74
第9	都市対抗野球大会応援費	79
1	都市対抗野球応援費の推移.....	79
2	都市対抗野球応援費の問題点	80
第10	振興事業と数値目標	83
第4章	施設管理.....	85
第1	スポーツ課所管施設の管理状況	85
1	「公の施設」の管理方法.....	85
2	指定管理者制度とは.....	85
3	スポーツ課所管施設における指定管理者制度の導入状況.....	86
4	市の指定管理者指定制度.....	86
5	スポーツ課所管施設の指定管理者制度の特徴ー全国の数値と比較して	88
6	その他.....	91
第2	スポーツ課所管各施設の管理状況と問題点	92
1	はじめに	92
2	豊田市中心公園（豊田スタジアムを含む） ～(株)豊田スタジアムが指定管理者 となっている施設.....	94
3	財団法人豊田市体育協会が指定管理者となっている施設 ～豊田市総合体育 館（スカイホール豊田）、豊田市柔道場、猿投公園（通称 豊田市運動公園）、 毘森公園、豊田市五ヶ丘運動広場	121
4	豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場 ～ハマダスポーツ企画(株)が指定 管理者となっている施設.....	133
5	豊田市高岡公園体育館及び豊田市高岡公園 ～ホームックス(株)が指定管理者 となっている施設.....	137
6	豊田市東山体育センター、豊田市東山運動広場及び豊田市古瀬間運動広場 ～ NPO法人美里スポーツクラブが指定管理者となっている施設	141

7	豊田市石野運動広場 ～石野地区コミュニティ会議が指定管理者となっている施設.....	149
8	豊田市保見運動広場、豊田市松平運動広場及び豊田市土橋公園 ～財団法人豊田市文化振興財団が指定管理者となっている施設.....	150
9	豊田市井上公園（水泳場除く）～いさとスポーツクラブが指定管理者となっている施設.....	153
10	豊田市柳川瀬公園 ～かみごうスポーツクラブが指定管理者となっている施設.....	156

第1章 総論

第1 監査の概要

1 監査期間

平成20年7月28日から平成21年1月29日まで

2 監査人

豊田市包括外部監査人	伊藤倫文	(弁護士)
同補助者	庄司俊哉	(弁護士)
同補助者	久野実	(弁護士)
同補助者	河村直樹	(弁護士)
同補助者	大久保守博	(弁護士)
同補助者	久野恭裕	(公認会計士・税理士)
同補助者	渡邊弘章	(税理士)
同補助者	井口晃	(税理士)

3 外部監査の種類

豊田市外部監査契約に関する監査に関する条例に定める、地方自治法第252条の27第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

4 選定した特定の事件

教育委員会スポーツ課にかかる財務に関する事務の執行について

5 監査対象事件を選定した理由及び監査事項

平成20年度の包括外部監査の対象として上記事件を選定した理由は以下のとおりである。

(1) 選定の視点

包括外部監査制度は、行政に対する住民の信頼性を確保するための制度であり、外部の専門家の視点から、適正に行政がなされているかを監査し、効率的な行政の実現も期待されているものである。

そのため、住民の関心があるもの、当該自治体の重点施策としているもの、あるいは、現在及び将来の行政課題となっているもののなかから、監査の必要が高いと思われる対象事件を選定した。

なお、包括外部監査のテーマについては、平成20年4月に、募集要項を広報誌及びホームページに掲載するなどして、市民からの提案を広く募ったものの、市民からの提案はなかった。

(2) 本件事件を選定した理由

ア 豊田市教育委員会スポーツ課の重点目標

豊田市教育委員会スポーツ課は、平成20年度の重点取組項目として、「『する』『みる』『支える』視点からの生涯スポーツ振興」を掲げ、その目標として、「市民のだれもが生涯にわたって体力、年齢、目的に応じて、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図る」ことが示されている。

そして、具体的な取組としては、

① 地区総合型スポーツクラブの設立・育成支援の推進

② 計画的なスポーツ施設の整備・充実

があげられているが、この2つの課題については、ここ数年間、ほぼ同様な内容が、スポーツ課の課題となっている。

イ 重点目標に向けての財務の執行の監査の必要性

このような、生涯スポーツ振興については、市民の関心も高いところであり、その目標自体、否定されるものではなく、だれもが認めるものであるが、その目的の正当性が明らかであるが故に、逆に、財務の執行に対するチェックが疎かになる危険がないとはいえないため、監査テーマの候補として、予備調査を行ったものである。

そして、予備調査を進めるなかで、スポーツ課の財務の執行については、次のような問題があるように思われた。

(ア) 地区総合型スポーツクラブについて

平成12年に、文部科学省が、スポーツ振興法に基づいて、平成13年度から平成22年度までの10年間の「スポーツ振興基本計画」を策定し、「生涯スポーツ社会の実現」施策の一環として、「総合型地域スポーツクラブの全国展開」を提案しており、豊田市においては、この提案を受けて、中学校区に1つの地区総合型スポーツクラブの設置を目指して、その自立に向けて支援をしてきている。

しかし、その支援の1つである補助金をみても、当初は、5年で総額1100万円（年間の上限300万円）を予定していたところ、地区総合型スポーツクラブの自立が難しく、一定範囲で、その補助金の支給期限を5年間延長し、かつ補助金額も当初の5年分も含めて合計1900万円を上限とすることになったが、果たして、すべての地区総合型スポーツクラブの自立化が果たされるかにも疑問がないわけではなく、この補助金支出等についても、問題視する質問が、市議会でもなされているところである。

(イ) 計画的なスポーツ施設の整備・充実

豊田市においては、豊田市制50周年を記念して、平成13年7月に開設した豊田スタジアムを始め、平成19年4月には、豊田市総合体育館（スカイホール豊田）が開設し、同体育館の附帯施設として、平成22年11月の開設を目指し、（仮称）豊田市武道館・サブホールの建設も進められているところである。そして、そのほかにも、平成19年4月には豊田市西部体育館が、同年9月には、井上公園水泳場が各々開設されている。

このように、豊田市においては、他の自治体とは比較にならないほどのスポーツ施設を建築しているともいえ、その建築費用とともに、その維持管理費も多額に上っている。

しかも、平成13年7月に開設した豊田スタジアムについては、同施設の特徴でもある開閉式屋根が十分に機能しないことがあり、平成19年10月からは、開閉式屋根が故障して全く稼働しておらず、屋根が開いたままの状態である。そのうえ、同施設地下2階にある屋内プールについては、平成20年1月に天井が落下する事故が発生し、使用できないままの状態が続いていた（平成20年12月に補修完了）。また平成18年7月に、埼玉県ふじみ野市プールにて吸水口に7歳児が吸い込まれるという事故が発生するなどして、スポーツ施設に対する管理体制も問題になっているところである。

さらに平成18年度から、主立ったスポーツ施設の管理について、指定管理者の選定がなされていることから、スポーツ施設については、建築・維持管理費の監査の必要性もあるとともに、その管理状況についても、監査の必要性が高いと考えた。

ウ このように、スポーツ振興及びスポーツ施設に関しては、住民の関心が高く、一方、その実現のためには多大な支出を伴っており、予備調査を行うなかでも、その監査の必要性は高いものと考えたため、平成20年度の監査テーマとした。

(3) 監査事項

スポーツ課の決算報告書をもとに、財務の執行について、以下の点について監査した。

ア 関係法令、条例、規則等の根拠規定

イ 財務執行の合規性並びに経済性、効率性及び有効性

ウ スポーツ課が補助金、負担金及び指定管理料を支出している外郭団体におけるそれらの金銭支出の合規性並びに経済性、効

率性及び有効性

(4) 監査対象年度

平成17年度から平成19年度までを監査対象年度としたが、それより前の年度でも、資料が市に残されているものについては、可能な限り監査対象とした。

6 監査の方法

担当課であるスポーツ課のほか、市内最大のスポーツ施設である豊田スタジアムの指定管理者となっている株式会社豊田スタジアムや、豊田市総合体育館を含む重要スポーツ施設の指定管理者となっている財団法人豊田市体育協会等に対しても、資料提供を求めながら、ヒアリングをして監査を行った。

また、指定管理がなされている施設を中心に、各スポーツ施設の視察も行い、各施設の内容、利用状況の把握にも努めた。

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 報告書の構成及び【結果】・【意見】の記載

本報告書は、第2章以下、次のとおりの構成とした。

【第2章 豊田市スポーツ課総論】

スポーツ課の組織や財政、市のスポーツ振興施策等について、概説的な説明を加えた。

【第3章 振興事業】

スポーツ課による市のスポーツ振興施策のうち、スポーツ振興事業に関する財務執行を監査した結果を記載した。

【第4章 施設管理】

スポーツ課による市のスポーツ振興施策のうち、スポーツ施設管理に関する財務執行を監査した結果を記載した。また施設ごとの監査結果も記載している。

なお各問題を論じていくなかで随時、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、各々、【結果】、【意見】として記述した。それぞれの内容は、

【結果】「違法または不当な疑いがあり是正措置が必要と考えるもの」

【意見】「直ちに、是正措置が必要とまでは考えないが是正措置の検討が望まれるもの」

という趣旨で記載している。

第2章 豊田市スポーツ課総論(スポーツ振興と施設管理)

第1 スポーツ課について

1 スポーツ課の組織

(1) 教育委員会

スポーツ課は、豊田市教育委員会に所属している。

教育委員会とは、「学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育委員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他、教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」ために設置された行政委員会である（地方自治法第180条の8）。

教育委員会は、通常、5人の委員（市長が議会の同意を得て任命）にて構成されるが、豊田市では、教育を取り巻く諸課題に幅広い意見を反映させるため、平成20年10月から定数条例を制定し6人の委員で構成している。そして、教育委員会と教育委員会事務局を併せて、広義の意味で教育委員会と呼んでいる。

市長、市議会、教育委員会、教育委員会事務局及び市長部局との関係は、下図のとおりである。



教育委員会は、平成21年3月現在、市役所西庁舎8階フロアに位置している。

(2) スポーツ課

スポーツ課は、教育委員会事務局の一つの課として位置づけられており、総職員数は14名である。

平成20年4月現在、課長1名以下、「振興事業担当」5名と「施設担当」8名にて構成されている。スポーツ課の分掌事務としては、以下のものがある。

- ・生涯スポーツ計画の推進に関すること。
- ・コミュニティスポーツ及び競技スポーツの推進に関すること。
- ・体力づくりに関すること。
- ・スポーツイベントの開催及び誘致に関すること。
- ・体育施設の整備に関すること。
- ・体育施設の運営管理に関すること。
- ・社会体育団体の指導援助に関すること。
- ・学校開放に関すること。
- ・教育委員会スポーツ施設利用システムの運営管理に関すること。

ア 振興事業担当

振興事業担当は、上記分掌事務のうち、スポーツの推進、スポーツイベントの開催・誘致、社会体育団体の指導援助などにより、市民がスポーツに親しめるようにするための一連の振興事業を担当している。いわばスポーツ行政のソフト面の企画・立案を担っている。

イ 施設担当

施設担当とは、上記分掌事務のうち、主に体育施設の整備・運営を担当しており、いわばスポーツ行政のハード面を担っているといえる。

(3) スポーツ課を取り巻く組織・関係者

【豊田市スポーツ振興審議会】

スポーツ振興法及び豊田市スポーツ振興審議会条例により設置された審議会で、15人以内の委員で構成されている。教育委員会からの諮問に応じて、次の事項について調査審議し、教育委員会に建議することが任務とされている。

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | スポーツの施設及び設備に関すること。 |
| イ | スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。 |
| ウ | スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。 |
| エ | スポーツの団体育成に関すること。 |
| オ | スポーツによる事故の防止に関すること。 |
| カ | スポーツの技術水準の向上に関すること。 |
| キ | 上記に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。 |

平成19年度の委員15名の肩書を掲載すると、以下のとおりである。

豊田市体育協会会長、中京大学体育学部教授、豊田加茂医師会理事、豊田市体育指導委員連絡協議会会長、豊田加茂教育事務所教育主事、事業者代表（トヨタ自動車人事部スポーツ・イベント健康推進グループ長）、豊田市身障協会体育部長、スポーツ指導員代表、女性スポーツ団体協議会会長、豊田市小中学校校長会代表、豊田市区長会理事、豊田市スポーツ少年団本部長、学識経験者、市民公募

事務局は、スポーツ課職員が担当している。

1年間に3回の会議が開かれ、最近では「豊田市生涯スポーツプラン」（12頁）の改定、地区総合型スポーツクラブ（19頁、50頁以下）の活性化策、スポーツ施設の整備方針などについて意見が交わされている（議事録は市のホームページにて閲覧が可能）。

【体育指導委員】

スポーツ振興法第19条と豊田市体育指導委員規則にて身分の定められた地方公務員で、選任・職務等は次のとおりである。

○身分・定員

非常勤特別職の地方公務員で、任期は2年（再任可）。定員は177人以内とされ、平成19年度は171人が選任されていた。体育指導委員の多くは、他の職業を持っている人や定年退職した人たちである。

○選任

市教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、市体育指導委員規則に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱する。

○職務

地域における生涯スポーツの振興のため、市民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う。

具体的には次のとおり。

ア	スポーツの実技の指導
イ	スポーツ活動の促進のための組織の育成
ウ	教育機関の行うスポーツ行事又は事業への協力
エ	スポーツ団体その他の団体の行うスポーツ行事又は事業への協力
オ	市民に対しスポーツへの理解を深めること
カ	市民のスポーツの振興のための指導助言

○主な活動状況

- ・ 会議及び豊田市体育指導委員協議会内部会活動

総会 1回／年

専門部会 10～12回／年

- ・ 研修会参加 7回程度／年

- ・ 市主催協力事業 豊田マラソン等 2回程度／年

- ・ その他の活動等 地域・クラブ・その他 平均18回／年

○報酬

市体育委員会競技会の活動、研修会、県・市主催の体育指導委員対象の研修会に参加した場合1回あたり8000円（豊田市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例による）。地区での活動は無報酬。

【スポーツリーダー】

豊田市スポーツリーダーバンク設置・運営要綱により登録申請が認められた民間人であり、市民グループからの派遣要請に応じてスポーツ技術の指導を行ったり、地区総合型スポーツクラブ（19頁、50頁以下）の運営や指導に携わっている。平成19年度のリーダー登録人数は122人であった。なお体育指導委員と身分を兼ねている人もいる。

【財団法人豊田市体育協会】（以下「市体育協会」という）

市における体育・スポーツ団体を総括し、体育・スポーツの普及と体力づくりの振興を図り、もって市民の健全な心身の発展に寄与することを目的に、昭和56年4月に設立された財団法人である。市は基本金5億8990万円のうち5億円を出捐している。

市のスポーツ行政のスポーツイベントの開催、誘致に関する施策については、かなり多くの部分が、

- ① 市体育協会が具体的な企画を立案
- ② スポーツ課が承認のうえ補助金・負担金を支出
- ③ 市体育協会が実行

というプロセスを経て実施されている。別の見方をすれば、人員の少ないスポーツ課に代わって、市のスポーツ振興の一部を直接担っている組織といえる。なお市体育協会に関する監査報告は、64頁以下（体育協会負担金）と121頁以下（指定管理施設）に記載している。

【株式会社豊田スタジアム】

市が資本金1億円のうち3400万円を出資している株式会社である。平成13年に設置した豊田スタジアムの機能を最大限活用し、スポーツ・文化を通じた市民の交流拠点として、夢と感動を提供できるよう事業運営を行うため設立された。なお(株)豊田スタジアムに関する監査報告は、94頁以下に記載している。

2 スポーツ課の財政

(1) 当初予算の推移とスポーツ課の占める割合

市の一般会計、教育費及びスポーツ課の当初予算の平成15年度から平成20年度までの推移は、以下の表のとおりである。

項目 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般会計(千円) A	127,820,000	132,150,000	154,320,000	156,210,000	167,200,000	171,200,000
教育費(千円) B	24,819,053	23,613,531	29,164,250	25,683,931	24,000,450	26,826,980
構成比(%) B/A	19.4%	17.9%	18.9%	16.4%	14.4%	15.7%
スポーツ課(千円) C	1,585,601	2,459,014	4,754,864	6,598,957	2,454,940	3,851,088
構成比(%) C/B	6.4%	10.4%	16.3%	25.7%	10.2%	14.4%

平成17年度に、すべての予算額が増額になっているのは、平成17年4月1日、豊田市が旧6町村と合併したため、予算規模も増大したからである。

またスポーツ課の予算が一定せず、年度ごとに増減しているのは、スポーツ施設の建築費予算が毎年必ずしも一定ではないからである。

(2) スポーツ課の決算額の推移

平成14年度から平成19年度までのスポーツ課の決算額の推移を内訳も含めて表にまとめると次頁のとおりである（合併前旧町村に存在する体育施設の管理は、旧町村所在の支所管轄のため、省略）。

「社会体育費」がほぼ「スポーツ振興事業」のための支出といえ、「体育施設費」が「体育施設の管理運営」のための支出といえる。

なお前頁のスポーツ課の予算額と次頁の決算額では、同じ年度でも相当額の開きがあるが、これは予算の補正等により生じた差額であることが確認されている。

スポーツ課決算額推移表

単位：円

決算額の内訳		年度						
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	
社会教育	生涯学習推進費 (奨励報奨金。スポーツ分野に限られない)	所管が別 (生涯学習課)	所管が別 (生涯学習課)	所管が別 (生涯学習課)	1,696,732	1,978,771	2,118,992	
	人件費(スポーツ振興審議会委員報酬、体育指導委員報酬)	13,881,000	16,717,000	13,898,800	20,347,400	18,014,600	18,950,800	
社会 体育 費	社会体育事務費	2,310,146	2,064,509	2,129,673	5,508,490	3,828,193	5,008,475	
	スポーツ振興費	17,001,483	20,794,101	40,495,302	15,502,061	11,539,736	14,704,703	
	学校開放費	43,090,513	43,597,662	45,548,352	47,037,374	46,301,689	55,071,589	
	スポーツリーダー費 (H15年度以前はスポーツリーダーバンク費)	1,312,800	1,896,165	1,118,166	865,162	740,510	702,750	
	競技会誘致費	18,928,289	4,679,120	1,472,565	1,723,000	2,932,115	3,523,600	
	観るスポーツ開催費	23,505,619	13,159,664	7,391,244	4,500,000	7,500,000	4,500,000	
	児童・生徒スポーツ観戦費	22,200,000	13,649,300	13,646,500	13,599,900	11,917,800	13,200,000	
	体育協会負担金	5,700,000	5,700,000	6,668,785	6,909,000	6,920,000	7,527,000	
	国際ユースサッカー大会開催負担金	42,721,556	39,866,514	39,624,910	39,325,227	40,058,290	40,013,450	
	都市対抗野球大会応援費	3,903,857	3,810,354	3,723,115	0	3,594,445	3,203,465	
	地区総合型スポーツクラブ育成支援費	440,584	9,595,539	87,888,675	23,646,545	128,580,745	74,156,741	
	地区総合型スポーツクラブ育成費補助金	6,000,000						
	スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	3,500,000	
	総合体育館オープニング事業					3,000,000	92,118,215	
	スポーツ指導員養成費	87,457						
体育 施設 費	体育施設事務費	11,308,826	14,682,358	10,974,287	13,007,710	9,797,624	11,377,266	
	施設維持管理費 又は施設運営費	842,834,460	857,101,283	809,279,675	821,633,781	910,156,758	施設ごとに分けて記載	
	施設整備費	219,647,132	1,435,887,812	192,445,168	201,875,982	278,706,253		
	体育施設予約システム管理開発費	48,370,085	47,660,543	34,777,912	24,929,769	27,237,447	31,630,950	
	夜間照明施設整備費	16,013,550	0	0	25,265,100	0	0	
	体育協会運営補助金	118,135,318	139,842,457	142,458,952	148,972,075	156,361,437	156,130,683	
	総合体育館費 (19年度から指定管理料含む)			685,189,780	1,437,409,278	5,483,804,713	473,149,098	
	西部体育館 達達運動広場費 (19年度は指定管理料)			12,657,648	126,855,373	1,097,463,235	31,729,716	
	体育施設配置計画策定費			4,671,450				
	学校テニスコート夜間照明施設整備費				2,415,000	71,356,950	25,033,050	
	平成 一九 年度 から 施設 ごと に分 けて 記載	豊田市総合公園費						119,964,969
		五ヶ丘運動広場費						23,787,000
		(複数)運動広場費						29,252,958
		四郷マレットゴルフ場費						9,640,467
		保見マレットゴルフ場費						25,004,852
勘八漕艇庫費							785,773	
東山体育センター費							32,634,960	
昆森公園費							69,313,915	
高岡公園費							42,044,044	
柳川瀬公園費							39,056,386	
井上公園費							97,504,411	
中央公園費(豊田スタジアム)							730,972,952	
(仮)若園運動広場費							448,780	
(仮)梅坪台運動広場費							3,990,000	
広域型運動施設費						115,500		
総合体育館建設基金積立金	3,000,000,000							
合計	4,462,392,675	2,675,704,381	2,161,060,959	2,988,024,959	8,326,791,311	2,291,867,510		

第2 市のスポーツに関する施策(豊田市生涯スポーツプラン)の紹介

1 文部科学省のスポーツ振興基本計画

市のスポーツに関する施策は、国のスポーツ振興施策がその背景にあることから、先に国のスポーツ振興施策を紹介する。

文部科学省はスポーツ振興法に基づき、平成12年9月に文部大臣告示として「スポーツ振興基本計画」(平成13年度から同22年度までの10年計画)を策定した。年限と具体的数値目標を設定したことが特徴であるが、この計画の骨子をまとめたものが次のとおりである(市スポーツ振興審議会用配布資料より)。

① スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策

子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。

A 政策目標達成のため必要不可欠である施策

ア 子どもの体力の重要性について正しい認識を持つための国民運動の展開

イ 学校と地域の連携による、子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実

B このための基盤的施策

ア 教員の指導力の向上

イ 子どもが体を動かしたくなる場の充実

ウ 児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を養う学校体育の充実

エ 運動部活動の改善・充実

② 地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50パーセントとなることを目指す。

A 政策目標達成のため必要不可欠である施策

総合型地域スポーツクラブの全国展開

ア 平成22年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成。(将来的には中学校区程度の地域に定着)

イ 平成22年までに、各都道府県において少なくともひとつは広域スポーツセンターを育成。(将来的には広域市町村単位に設置)

B このための側面的施策

ア スポーツ指導者の養成・確保・活用

イ スポーツ施設の充実

ウ 地域における的確なスポーツ情報の提供

エ 住民のニーズに即応した地域スポーツの推進 (次頁に続く)

③ 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて3.5パーセントとなることを目指す。

A 政策目標達成のため必要不可欠である施策

ア ジュニア期からトップレベルに至るまで一貫した理念に基づき最適の指導を行う一貫指導システムの構築

イ ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設の早期整備や競技別強化拠点の指定と支援

ウ 指導者の養成・確保（専任化の促進、ナショナルコーチアカデミー制度の創設等）

エ 競技者が安心して競技に専念できる環境の整備

B このための側面的施策

ア スポーツ医・科学の活用

イ アンチドーピング活動の推進

ウ 国際的又は全国的な規模の競技大会の円滑な開催等

エ プロスポーツの競技者等の社会への貢献の促進

2 市のスポーツ振興施策の概要

(1) スポーツ振興施策のあゆみ

市は「たくましいからだと豊かな心づくり」を目標に、昭和57年12月に「生涯スポーツ計画」を策定し、その後も社会情勢の変化に対応した改訂を重ねてきた。

近年では、少子高齢社会の到来、自由時間の増加、情報化・国際化の進展などの社会環境の変化とともに、市が平成10年4月に中核市に指定され、平成13年7月には豊田スタジアムがオープンするなど、市におけるスポーツを取り巻く状況が大幅に変化した。そこで市は、文部科学省の「スポーツ振興基本計画」をベースに、平成13年4月、「豊田市生涯スポーツプラン」（以下「スポーツプラン」）を策定した。このスポーツプランは、平成13年度から平成22年度までの10年計画とされていることから、国の立案した「スポーツ振興基本計画」を地域で具体的に実現する施策と位置付けることができる。

(2) スポーツプランについて

現在、市のスポーツ行政は、「スポーツプラン」のまとめの時期（後期・平成19～22年度）にあるとともに、平成23年度からの「（仮称）豊田市新生涯スポーツプラン」策定に向けた施策バトンタッチのた

めの準備期間でもある。

そこで「スポーツプラン」の概要の説明から始めたい。

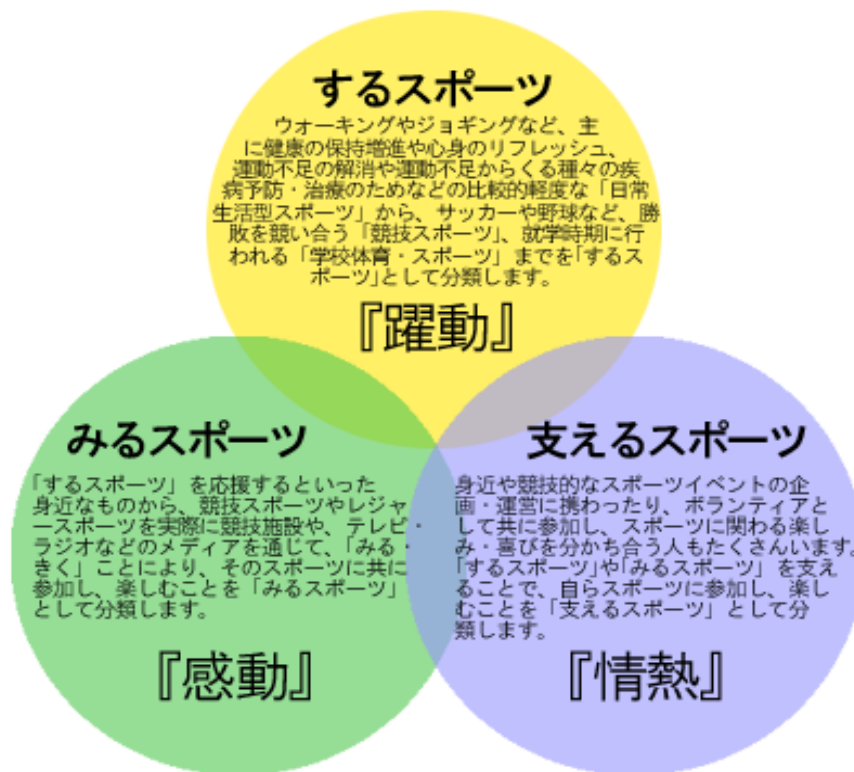
【目標】 行政はもとより地域や学校、企業、大学等の研究機関、関係団体等、あらゆる立場の市民が一丸となって、だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しみ、楽しめるような「生涯スポーツ社会」の実現。

参照URL <http://www.city.toyota.aichi.jp/syougaisportsplan/main.htm>

【目標年次】 平成13年4月から10年間（最終平成22年度）

10年間をかけて市民への意識の浸透を図るという観点から、施策の順次具体化を図ることにより、最終的に平成22年を目標に「生涯スポーツ社会」の実現を目指す、としている。

【基本理念】 一人ひとりのライフスタイル、年齢、性別、体力・運動機能、興味に応じて「だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に親しみ、楽しむスポーツ」を「生涯スポーツ」ととらえ、これを「するスポーツ」と「みるスポーツ」、そして「支えるスポーツ」の3つに分類し、その振興を図ることを基本理念としている。



スポーツプランでは、生涯スポーツ社会づくりの環境整備を、「スポーツ振興」と「スポーツ施設整備」の大きく2つに分け、両者についての基本方針実現のための施策を、スポーツ課に担わせている。

3 基本方針の目標と具体的施策

このような「スポーツ振興施策の基本方針」と「スポーツ施設整備の基本方針」について、スポーツプランに掲げられた数値目標と、それを実現するための具体的施策について紹介する。ここで重要なのは、国のスポーツ振興基本計画と同様に、市もスポーツプランによる施策の達成について、数値目標を設定している点である。

(1) スポーツ振興施策の基本方針

ア 「するスポーツ」の振興の目標と具体的施策

【目標】

- ★ 市民のだれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力、年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現します。
- ★ 週1回以上のスポーツ実施率が3人に1人（約32%）から2人に1人（50%）となることを目指します。

この目標を実現するための施策として、次のものが挙げられている。

<振興施策>

- ① 身近なスポーツの振興
- ② するスポーツイベントの開催・誘致
- ③ 競技スポーツの振興
- ④ 学校体育・スポーツの充実
- ⑤ スポーツ（国際）交流事業の推進

監査の対象とした、**地区総合型スポーツクラブ**（19頁、50頁以下）は、「①身近なスポーツの振興施策」として位置づけられている。

また、「③競技スポーツの振興」の具体的施策として、「市体育協会を中心に従来にも増して『産・学・官』の連携を図り、従来から推進してきた競技スポーツ振興諸事業をさらに整備・強化・推進します」とし、**市体育協会**の役割のひとつに、「競技スポーツの振興」を位置付けている。

イ 「みるスポーツ」の振興の目標と具体的施策

【目標】

- ★ 子ども達をはじめとする市民に「夢と感動」を提供するとともに、市民のスポーツの振興を誘発し、スポーツを通じた交流のまちづくりを推進します。
- ★ 1年間のスポーツ試合観戦率が2人に1人（約48%）から3人に2人となることを目指します。豊田スタジアムや豊田市総合体育館等でのプレーにより、スポーツを楽しむ市民を増やします。

この目標を実現するための施策として、競技水準の高い国際レベルの大会や全国規模の大会を開催・誘致することが挙げられている。みるスポーツのイベントの提供場所として、監査の対象とした、**豊田スタジアム**（94頁以下）及び**スカイホール豊田（豊田市総合体育館）**（121頁）が位置付けられている。

ウ 「支えるスポーツ」の振興の目標と具体的施策

【目標】

- ★ 市民が様々な形でスポーツに関わり、スポーツを通して自己実現やふれあいを促進するとともに、幅広いスポーツ振興を図るために多様なニーズに対応できる環境整備を推進します。
- ★ 1年間のスポーツボランティア実施率が6.9%から10%（10人に1人）となることを目指します。

この目標を実現するための施策として、次のものが挙げられている。

<振興施策>

- ① 指導者の養成・整備
- ② スポーツ関係団体の育成
- ③ ボランティアの育成
- ④ スポーツ情報ネットワークの充実
- ⑤ 安全管理体制の整備

「市体育協会の育成支援」や「地区総合型スポーツクラブ育成支援事業」は、上記振興施策「②スポーツ関係団体の育成」にも位置付けられる。

「⑤安全管理体制の整備」として、具体的には「施設の管理運営については、安全上の点検等を徹底します。」としており、**スポーツ課による体育施設の管理体制強化**は、スポーツプラン内にも位置付けられている。

(2) スポーツ施設整備の基本方針

ア 「広域型スポーツ施設の整備」の目標と具体的施策

【目標】

- ★ 市民が「する」「みる」スポーツの場として、市民大会からプロスポーツの試合等が開催できる、生涯スポーツ推進の拠点となる施設を整備充実します。

この目標を実現するための施策として、次の施設の建設・整備が進められた。

事業名	事業概要
中央公園 豊田スタジアム建設事業	スタジアム、スポーツプラザ、広場（芝生、多目的、イベント）等の建設整備
豊田市総合体育館（現スカイホール豊田）建設事業	アリーナ、トレーニングルーム、健康体力測定室、多目的室等を備えた総合体育館の建設
運動公園整備事業（猿投公園）	地域体育館、弓道場兼アーチェリー場、ソフトボール場、散策園路、駐車場の整備
（仮）公認プール建設事業	大会開催が可能な公認プールの整備

イ 「地域型スポーツ施設の整備」の目標と具体的施策

【目標】

- ★ 市民が日常のスポーツ活動を楽しみ、ふれあいの場として「地域」（概ね旧市町村）、「地区」（概ね中学校区）、「住区」（概ね小学校区）スポーツ施設を体系的に整備充実します。

この目標を実現するための施策として、複数の施設の建設・整備が進められた。

また「地区スポーツ施設」「地域スポーツ施設」の利用を促進するために、「**地区総合型スポーツクラブ育成・支援事業の推進**」が挙げられている。

ウ 「管理運営体制の充実」の目標と具体的施策

【目標】

- ★ 市民が安全に心地よくスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設の管理・運営体制を充実させ、サービスの向上を図ります。

この目標を実現するための施策方針として、以下の表が掲載されて

いる。

現 行 施 策	計 画 施 策
施設管理委託 [(財) 豊田市文化振興財団] [(財) 豊田市体育協会] 四郷マレットゴルフ場管理委員会 河合池運動広場管理委員会	施設管理運営の充実 施設管理運営体制の充実 [(株) 豊田スタジアムによる管理運営] [スポーツ施設管理運営の一体化]

上記表は、地方公共団体に指定管理者制度が導入される以前の制度状況に基づくものであるが、指定管理者制度導入後の現在も、多くのスポーツ施設が、上掲の**(財) 豊田市文化振興財団** (150頁以下)、**市体育協会** (121頁以下) が指定管理者として指定されており、また**(株) 豊田スタジアム** (94頁以下) も指定管理者とされている。

(3) スポーツプランの推進体制の整備

上記の「スポーツ振興施策の基本方針」と「スポーツ施設整備の基本方針」を推進するための体制整備として、下表の事項が掲げられている。

項 目	目 標	具体的内容
スポーツ関連行政組織の連携	生涯スポーツ社会づくりを推進するための組織体制の整備・連携強化を図ります。	生涯スポーツ社会づくりに関する総合調整やスポーツプランの具体化等、総括的なスポーツ振興施策を推進する組織体制を整備するとともに、 市スポーツ振興審議会 の提言をいただきながら効果的にプランの推進を図ります。
生涯スポーツ振興のための公益法人、スポーツ関係団体等の整備	生涯スポーツ振興への幅広い取り組みと市民の多様なスポーツ活動の支援のためにスポーツ関連団体の組織体制の充実を図ります。	経済性や機動性に優れた機能を有する (財) 豊田市体育協会 、 (財) 豊田市文化振興財団 やスポーツ関連団体の組織体制の強化も含めて検討します。

項 目	目 標	具 体 的 内 容
生涯スポーツ振興の重点施策の推進	生涯スポーツ社会を実現するため「地区総合型スポーツクラブ」の育成を重点施策として、市民のスポーツ活動への支援を計画的に推進します。	市民が日常的にスポーツを行う場として期待される「地区総合型スポーツクラブ」の育成を重点施策として、地域住民自らが主体的に取り組むスポーツ活動への支援を計画的に推進します。

ここでスポーツプランに多数回紹介され、また監査の対象となっている「地区総合型スポーツクラブ」について説明する。

「地区総合型スポーツクラブ」とは？

【概要】

文部科学省が設立を推進している「総合型地域スポーツクラブ」のことを、市では「地区総合型スポーツクラブ」と名付けている。地区住民により運営委員会が組織され、自主的に運営される組織である。市・教育委員会や市体育協会その他の団体が運営の協力支援をすることとされているが、運営主体はあくまで会員である地区住民である。

市は、地区総合型スポーツクラブに対し、その育成のために、平成14年度から平成19年度までに合計約9575万円の補助金を交付している。

【地区総合型スポーツクラブの特徴】

- ① 単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目を行っている。
- ② 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルまで様々な年齢、技術・技能の保有者が活動している。
- ③ 活動の拠点となるスポーツ施設やクラブハウスを有しており、定期的、計画的にスポーツ活動の実施が可能となっている。
- ④ 運営の財源は受益者負担を原則とし、地域住民のボランティアシップに基づき自主的に運営される。

【市の施策】

市においては、第6次豊田市総合計画・中期推進計画（平成16年度～

19年度)においても、「地区総合型スポーツクラブ育成・支援事業」が取り上げられ、平成15年度実績で2地区のスポーツクラブが設立されているところ、平成19年度までに全20地区に設立させることが活動指標とされていた(結果としては平成19年度末までに11地区が設立され、4地区が設立申請済みの状況)。

また**第7次豊田市総合計画**(平成20年度～平成29年度)の「重点戦略プログラム」の「生涯現役社会の形成」中の「生涯現役であるための健康づくりサポート体制の強化」として「地区総合型スポーツクラブ育成・支援事業」が再掲され、「年度ごとに1地区のスポーツクラブを設立すること」が目標とされている。

【愛知県内の設立状況】

愛知県内の総合型地域スポーツクラブの設立状況(平成20年4月1日現在)は、次の表のとおりである(順位不同。愛知県広域スポーツセンターのホームページより)。

江南市・一宮市	1	豊田市	11
一宮市	1	刈谷市	6
大口町	1	新城市	4
岩倉市	1	豊川市	1
津島市	1	豊橋市	4
小牧市	4	吉良町	2
北名古屋市	6	西尾市	1
阿久比町	1	一色町	2
半田市	5	三好町	2
高浜市	1	豊明市	1
名古屋市	※	尾張旭市	1
瀬戸市	2	合計	59

※ 名古屋市は各区において総合型地域スポーツクラブの核となるジュニアスポーツクラブを育成中。

愛知県内の自治体では、豊田市の設立数が最も多い状況である。他方、隣接する岡崎市は、検討段階であり設立数は0である。

第3 担当の分掌と監査報告書

スポーツプランの施策は大きく分けて「スポーツ振興施策の基本方針」と「スポーツ施設整備の基本方針」とに分類できるが、スポーツ課では前者を「振興事業担当」、後者を「施設担当」がそれぞれ担っている。

さらに第2(2)「スポーツ課の決算推移表」(11頁)の「社会教育総務費」と「社会体育費」を振興事業担当が、「体育施設費」を施設担当が、それぞれ分掌している。

そこで監査報告書も、以下では、大きく「振興事業」(第3章)と「施設管理」(第4章)とに分けて論じることとした。

スポーツプラン施策	スポーツ課の担当	報告書の章だて	主な監査対象
スポーツ振興施策	振興事業担当	第3章 (22頁以下)	スポーツの振興のために支出されている補助金、負担金等の財務執行
スポーツ施設整備	施設担当	第4章 (85頁以下)	スポーツ施設の管理運営のために支出されている指定管理料、維持管理費等の財務執行

第3章 振興事業

第1 はじめに

本章「振興事業」は、スポーツ課の振興事業担当が、スポーツ振興のために財務を執行している点について、監査を行うものである。

ところでスポーツ課の「社会体育費」（11頁の表参照。実質的に「振興事業費」に相当する）の支出のうち、人件費的な支出以外では、「負担金」名目で支出されるものが相当金額・相当割合に及んでいる。具体的には以下の表のとおりである。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
社会体育費総額(円)	206,083,304	180,529,928	268,606,087	183,964,159	289,928,123	336,180,788
負担金(円)	79,843,303	73,957,782	67,840,070	66,691,807	77,153,460	161,168,345
社会体育費総額に占める負担金の割合	38.7%	41.0%	25.3%	36.3%	26.6%	47.9%

そこで振興事業においては、負担金支出を中心に、財務執行の監査を行った。

また、振興事業に関する財務執行の総論的指摘をするならば、次のとおりとなる。

- ① スポーツプランの数値目標（15頁以下）を必ずしも重視せずに施策を実施している。
- ② スポーツ振興事業の効果を測定する基準がほとんど設定されていないため、職員の間でも、「基準及び効果」を意識した財務執行がなされていない。
- ③ スポーツ課職員は3年程度で異動するが、他方、外郭団体である市体育協会の職員は、市と長年協議を続けてきている。そのため両者の間に知識・経験の差が生じてきており、スポーツ課職員は、市体育協会職員からの申し出に対して、蓄積された知識・経験を持って対応・判断することが困難となってきた。
- ④ 負担金の目的、内容、金額、交付対象等について明確な基準がない。
- ⑤ ①～④の理由から、財務執行について、目的、内容、金額及び交付対象等につき十分に吟味されることなく、前例踏襲または市体育協会の申し出が尊重されてしまう傾向がある。
- ⑥ スポーツ選手を激励するためのレセプション等飲食のために、税金が充てられるケースも未だ見受けられる。

第2 補助金及び負担金

1 市の補助金及び負担金の定義

「負担金」を中心に監査するうえで、重要なのは「補助金」と「負担金」の概念である。そこで監査結果に入る前に、市における補助金と負担金一般について説明する。

市における補助金及び負担金の定義は以下のとおりである。

名 称	定 義
補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するため法令等の規定に基づき交付するもの、又は特定の事業、研究等に対して地方公共団体が公益上必要と認めた場合に交付する経費（市の「節別予算見積基準」より）
負担金	<p>「法令又は契約に基づいて一定の金額を支出する負担金のほかに、各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決められた費用を支出する経費」（市の「節別予算見積基準」より）</p> <p>「協会公社等（※）が実施する共催事業（イベント・大会等）について、主催者又は共催者として市が一定の負担をする場合に交付するもの」（協会公社等との関係における「市負担金」という場合の定義。市の「豊田市協会公社等運営評価報告書」より）</p> <p>さらに事務処理上、「負担金」を次のとおり2種類に大別している（財政課からのヒアリング結果より）。</p> <p>「経常的負担金」・・・各種年会費負担金や視察・研修会等参加負担金など、金額的に軽微であり、事務を行う上で経常的に発生する経費。</p> <p>「事業負担金」・・・「経常的負担金」以外の臨時的・政策的に支出される負担金。</p>

（※）「協会公社等」とは、「市がその基本金又はこれに準ずるものの50%以上を出資又は出捐している法人であって、かつ市が主導的役割を果たすべき法人」又は「市がその基本金又はこれに準ずるものに対する出資又は出捐が50%未満であって、市の債務保証がある等の理由で市議会に対し経営状況の報告を行っている団体又は市の事務事業と密接に関連した業務を行っている団体で、市がその経営の主導的役割を果たすべき団体」をいう。

2 補助金と負担金の相違点

補助金と負担金は上記のように定義が異なるが、その他の面でも違いがあることから、特に補助金と事業負担金の相違点を、表にまとめてみた。

	補 助 金	事業負担金
事業主体	補助金交付先	市も事業主体となる
地方自治法の規定	「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（地方自治法第232条の2）との規定があり、公益上の必要性が要件とされている。	支出を制限する規定はないが、監査委員の職務に関して「当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる」（法第199条7項）と規定がある。
市における交付の準則	<p>① 豊田市補助金等交付規則 補助金等の申請等の一般的な手続が定められている。</p> <p>② 要綱・要領 個別の補助金については、要綱・要領において、交付目的、補助事業者、補助事業、補助対象経費、補助金額、補助率及び補助条件等が定められている。これらは市役所内市政情報コーナーにて閲覧可能である。</p> <p>③ 補助金見直し基準 総務部が、委託・給付事務効率化委員会で、補助金を検討する際の基準として、平成15年度に策定。内容は26頁のとおり。</p>	<p>補助金のような左の①～③の準則はない。</p> <p>ただし「財政課による事業負担金に関する留意事項」として「毎年度個別事業ごとに予算編成段階で精査するとともに、事業主体の構成員として実施段階で内容を精査する」として、具体的に以下のものがある。</p> <p>ア 予算編成上の留意事項 イ 節別予算見積基準</p> <p>ア、イの具体的内容は27頁のとおり。</p>

	補助金	事業負担金
対象との協定書締結	市と交付対象との間には契約・協定はない。	市と負担金交付先の間には、負担金交付に関する協定書が締結される。これにより負担金の対象事業内容、事業の期間、負担金額、負担金に剰余が出た場合の精算義務、事業実績及び決算の報告等が決められている。ただし1枚の紙に10項目に満たない簡略な条項のみの形式である。
適正化・効率化制度 市における	豊田市委託・給付事務効率化委員会規程に基づき、 豊田市委託・給付事務効率化委員会（※） において、3年に1回、補助金ごとに支給の効率的運用について調査・審議される。ただし「運用の適正性」については調査は及んでいない。	市における適正化・効率化制度はなく、所管課が毎年度検証することとされている。
公表制度 市における	市が交付する補助金等の実績一覧（ホームページで閲覧可能）にて、「担当部課」、「補助金名（補助率）」、「交付先」、「件数」、「交付額」を知ることができる。	市において負担金に関する公表制度はない。

（※） 豊田市委託・給付事務効率化委員会とは、豊田市委託・給付事務効率化委員会規程（昭和60年6月28日訓令第2号）により設置された組織であり、目的は「市が委託（工事、製造又は物品購入に係る委託を除く。）により執行する事務事業及び市が交付する補助金について、調査及び審議を行い、より効率的な運用を確保すること（同規程第2条）とされている。委員は、市長が任命する10人以内の者とされ、平成19年度は、財政課2名、企画課1名、人事課1名、納税課1名に加え、3年ごとに終期を迎える部局から1名ずつ選出される構成で、環境部、福祉保健部、建設部及び都市整備部から各1名が選出されていた。なお市職員以外の外部委員の就任も可能と考えられるが、就任の例はない。

相違点表における「補助金」に関する「市における交付の準則」にて記載した「③補助金見直し基準」は以下のとおりである。

1 廃止・不採択基準

※ 以下の中で一つでも該当した場合は、原則廃止・不採択とする。

(1) 施策への貢献度

直近5年間の指標（費用対効果）の推移が低下

(2) 長期補助

補助期間が5年を経過

(3) 零細補助

団体への補助の場合、1団体当たり10万円以下

(4) その他課題事項

2 交付基準

※ 以下の視点で見直しを行い改善を図る。

○補助目的に対して補助対象者又は補助対象経費が適正であるか？

○類似補助制度がある場合、統合・メニュー化がされているか？

○標準的な補助率を適用しているか？

○補助額の上限を設定しているか？

○補助事業の終了年度を設定しているか？

○団体と傘下構成員への重複補助は無いのか？

○収入の過剰がないように要綱上措置されているか？

○市税の完納を交付条件に設定しているか？

また、相違点表における「負担金」に関する「市における交付の準則」にて記載した「財政課による事業負担金に関する留意事項」は以下のとおりである。

ア 予算編成上の留意事項

負担金、補助及び交付金

研修年会費等負担金（19-01節）のうち事業負担金及び一部事務組合負担金（19-02節）の要求は、平成19年度決算額、平成20年度予算額、積算基礎等がわかる資料を作成してください。イベント系の事業負担金については、効果を確認のうえ、見直しを図ってください。

イ 節別予算見積基準

- ※ 関係市町村の職員で組織している任意の協議会の負担金積算にあたっては、原則、旅費・食糧費は認めない。
- ※ 実質、市が主導権を有するイベント等実行委員会方式の場合、原則として負担金ではなく、市の直接予算で計上するよう努めること。
- ※ 研修年会費等負担金（19-01節）について、各種年会費負担金と視察・研修会等参加負担金の違いがわかるよう見積書に区分して入力すること。なお懇親会や昼食代に係る負担金は原則として認めない。
- ※ 事業負担金については、予算執行何の財政課合議のうえ協定書等を締結して執行すること。剰余金の取扱いは、継続的事业等の負担金の場合には安易に繰り越さず、原則現年度精算とし、単年度のみ負担金は必ず現年度精算すること。
- ※ 負担金、補助金の区分が妥当でないものが見受けられるので、前年度を安易に踏襲せず、内容を精査して適正な科目で計上すること。

3 補助金の問題点

本監査では、市の補助金支出の全体像を把握したうえでの監査は行っておらず、スポーツ課の財務の執行の範囲での補助金交付について監査を行った。その範囲で、一般化できる問題点を次のとおり指摘する。

(1) 補助金交付の透明性の問題

補助金は、その財源の多くが市民からの税金によるものである。豊田市補助金等交付規則3条は、補助を受ける側の責務として「補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意すべきこと」が規定されているが、これは補助金の交付主体たる市の責務とも言えるだろう。

ところで補助金は、「公益上必要性がある場合」（地方自治法第232条の2）にのみ交付が認められているものであるが、「公益上の必要

性」の有無については、市民は多大の利害・関心を持っており、常に補助金交付のあり方について、批判検討することを可能にしなければならない。

現状では、市のホームページ上で「市が交付する補助金等の実績一覧」が単年度分公表されているが、それらの補助金がどのような公益的必要性があるのか、どういった要件で交付申請ができるのか等について、ホームページ上では知ることはできない。

またこの実績一覧では、各補助金の件数と交付総額が掲載されているだけなので、どのような相手にどれだけ補助金が交付されたのかを知ることができない。

したがって市民は、当該補助金の公益上の必要性を容易に知ることができないし、自らが補助金交付申請できるかも判然としない。また補助金交付が適切に執行されているかも判断することが困難である。

【意見】

現在、各補助金の要綱等は市役所内市政情報コーナーにて、紙媒体のものが閲覧・謄写可能であるが、市民からのアクセスにも配慮して、ホームページ上でも公表するのが望ましい。また要綱の内容が一読して分かりにくい等の事情があれば、要綱の中から当該補助金の公益上の必要性、交付申請要件、補助金額、補助率等の情報を抽出して公表するということでもよいであろう。

補助金交付の相手先の公表は、その者の権利利益を著しく害するおそれがある場合等もありえよう。そうであれば補助金の目的・性質にかんがみて公表するか否かを定める、とか、例えば年間一定額以上の補助金を受けている相手先のみ公表する等の金額による範囲の限定もありえるのではないか。

なお、監査人が収集した情報の一例であるが、鳥取県米子市は、「補助金のあり方に関する検討委員会」の報告に基づき、市ホームページ上で、補助金ごとに「補助金概要調書」を掲載し、「補助金名」、「所管部課」、「補助対象者」（ただし具体名ではない）、「補助開始年度」、「交付目的」、「補助金額と過去の補助実績」、「補助事業の内容」、「補助事業に係る経費」、「補助金額の算出方法」、「補助金の財源等」、「補助事業の効果及び効果の検証方法等」、「終期の設定（例外を適用する場合にはその理由等）」「その他参考事項（過去の見直しの経過等）」を公表している。

(2) 「公益上の必要性」の判断について

補助金の「公益上の必要性」の有無の検討について、26頁の「補助金の見直し基準」では、「廃止・不採択基準」の「(1)施策への貢献度」として、「直近5年間の指標（費用対効果）の推移が低下」が廃止の基準とされている。

しかしこの基準は、当初設定した指標の公益性・必要性にまで踏み込んだものではない。当該基準が「市委託・給付事務効率化委員会」の審議のための基準であることから、当該補助金の「公益上の必要性は存在する」という前提で、特に「その必要性・目的を達成するために効率的かどうか」という点がクローズアップされるような形となっている。

このように現状では、補助金の指標設定時の公益上の必要性までも検証するシステムになっておらず、また検証のための判断基準も示されていない。

【意見】

ア 補助金ごとに「公益上の必要性」を改めて検討すべく、検証の基準を設けるべきではないか。

また市委託・給付事務効率化委員会に、補助金の適正な運用についても調査・審議させるべきである。また同委員会は、従前、委員就任は市職員に限られた運用であったが、外部有識者を複数名選任し、民間の知見を反映させた調査・審議がなされるのが望ましい。

イ なお裁判所における「公益上の必要性」の判断基準も確定的なものはないが、一例としての基準を記載する。

- ・ 補助事業が市民の福祉の向上を目的とすること。
- ・ 補助事業をすることにより、市民の福祉が向上する効果が生じ、補助事業をしなければ同効果は生じないという関係にあること。
- ・ 補助事業が果たすべき公益目的の内容、その目的が財政上の余裕の程度との関連において、どの程度の重要性と緊急性を有するものであるか。
- ・ 補助事業の対象者とそうでない者との間の公平を失しないこと。
- ・ 補助事業の実施にあたり手続的な違法がないこと。
- ・ 地方自治法第232条の2以外の法令に違反していないこと。

また自治体の「公益性判断」の一例として、大阪市の「補助金のあり方に関するガイドライン」（平成19年3月）の一部を紹介する。

【第1 見直しの基本的な視点】

「公益性」が交付の条件。

補助金の本質に立ち返り、4つの基本的視点からあり方を見つめ直す。

(1) 補助の必要性

- ・事業の目的、内容に、現時点でも明確な「公益性」が認められるか

(2) 補助の妥当性

- ・補助対象経費や補助金額、補助率は妥当かつ明確なものか

(3) 補助の有効性

- ・補助金額に見合う効果が期待できるか
- ・他の手法でなく補助によることが施策目的の実現にとって最適か

(4) 補助の公平性

- ・その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか
- ・交付先は適正、公平に決定されているか

4 負担金の問題点

(1) 負担金についての考え方

補助金と負担金との定義からすると、補助金と負担金は同じものではない。両者を分かりやすく説明すると、補助金は、公益的必要性のある事業に対し市が金銭を支出することであるし、負担金は市が市以外の団体の構成員であったり、催しの共催者であった場合に、その経費を割り勘して負担するものである。

しかしながら、「割り勘」というと、市が市以外の団体の構成員としてある程度の主体性を発揮している場合が想定されるが、市と負担金支払先団体との関係で、市が必ずしも強く関与しておらず、事業主体が「負担金交付先団体」と評価できるような場合もある。そのような場合は、負担金も補助金も「相当の反対給付を相手に求めないで交付する金銭」という点では、非常に近接した関係となろう。別の言い方をすれば両者とも「財政的援助」と言いうる場合がある。そのため地方自治法第199条7項は、監査委員の監査対象として、「補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助」として、負担金も補助金も「財政的援助」という概念で捉えているのである。

特に「事業負担金」は補助金に非常に近い存在といえるであろう。そこで以下は、「事業負担金」を中心に論じる。

(2) 事業負担金支出の手続

事業負担金支出の手続は、スポーツ課からのヒアリングによると、以下の手順による。

- ① 他団体と市とが共同で事業を行う場合、事業主体（市と他団体が構成員）から市に対して、事業計画、事業の予算及び市の負担金額についての要望書が事前に提出される。
- ② 市が事業主体からの事前提出書類を検討し、市民のニーズや他の市町村との比較、これまでの経緯を加味して、事業への参加及び負担金額について決める。
- ③ 市と事業主体との間で、事業に関する協定書を締結し、そこに負担金額が明記される。
- ④ 市が協定書に基づき事業主体に負担金を交付する。支払時期は、事業実施前の場合もあれば、事業完了後の場合もある。
- ⑤ 事業完了後、事業主体は市に対し、速やかに事業の結果及び決算の報告を行う。この際に経費が予算より少なかったため負担金に剰余が生じた場合、協定書にて「市に返還すること」が規定されているものもあれば、「協議により処理を決定する」というものもある。
- ⑥ 市は事業主体から提出された事業の結果及び決算の報告を、原則的に書面で審査し、負担金の支出を確認する。ただし、事業主体から予算が提出された時点で、負担金の使途は確認しているので、事業完了後、負担金が実際に当該使途に適切に支出されたのか、事業主体により経費として適正に適切に支出されたのか、については、ほとんど確認はしていない。

(3) 市の負担金の取扱方法の問題点

事業負担金と補助金とが、性質的に似通っているとすると、市において、「補助金についてのみ」様々な交付準則や適正化制度、公表制度が規定されているのは、不合理である。

例えば財政課による「節別予算見積基準」の「19-04一般補助金」、「19-05工事等補助金」の部分には、「市単独補助金等は、目的・効果を十分検討し、効果の希薄なものは整理統合等の措置を講ずること」として、補助金交付の目的・効果を厳密に検討するよう指示をしている。他方で負担金については、そういった目的・効果の検討についての指示は一切されていない。

同書同頁には、「負担金、補助金の区分が妥当でないものが見受けられるので、前年度を安易に踏襲せず、内容を精査して適正な科目で計上すること」と職員に対し、負担金と補助金の区別を適正に行うよう指示している。負担金と補助金との区別を適正に行わなければ、「職員が補

助金という縛りの多い支出方法を取らず、負担金支出をすることにより、補助金の縛りの潜脱を図っているのではないか」との疑念が生じてくるのもうなずける。

また市からは、「補助金という要綱の代わりに、負担金の場合、交付先との協定書が存在しているため、執行の適正は担保されている。」との反論も予想されるが、協定書形式の場合、負担金ごとや相手先ごとに協定書が締結されることになるが、同種の負担金であっても統一的な準則がないため、負担金額がまちまちになる傾向が強く感じられた。

【結果】

負担金（特に事業負担金）も補助金と同種の「財政的援助」であることを真正面からとらえなおし、補助金に適用されている様々な検証や抑制の仕組みを、負担金交付の際にも適用できるようにすべきである。

具体的には、次のような方針・制度を導入すべきである。

- ・ 目的、効果、公平性を強く意識すること。
- ・ 目的、内容、効果について客観的に評価を行うシステムを確立すること。
- ・ 準則を作り金額や負担割合について統一的な運用を図ること。
- ・ 長期継続した負担金には、目的、効果が不明確になっているものもあるので、一定期間の後には継続の可否を再検討するシステムを確立すること。
- ・ 市が、交付先に対し、負担金の使途（可能であれば事業の経費支出全体）が明確であり適正に支出されているかをチェックするようにすること。
- ・ 使途のチェック方法をマニュアル化し、実際にチェックを実施すること。
- ・ 補助金同様、負担金の情報について市民に広く公表すること。

なお監査人の上記の【結果】に関して参考になる事例を紹介する。

北海道苫小牧市は平成17年度の行政評価制度において、補助金と負担金を区別することなく、すべての補助金・負担金を見直し検討対象としている。それによると「見直し」となったのが53件で全体の24.9%であり、そのうち廃止となったのが25件とのことである（同市のホームページより）。

長野県飯山市では、飯山市補助金等交付基準を設け（同市ホームページから閲覧可能）、補助金も負担金も同列に「補助金等」として取り扱っている。同基準の一部を引用する。

第5条 市が支出する額は、次のとおりとする。

- (1) 補助金 補助金事業の評価は、公費の使途を重視するものであり、事業主体の裁量・自由度が高く、資金面に対する行政依存度も低いことから、市が支出する額はそれぞれの団体等の事業内容に応じ、原則補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金額が2分の1を超えているものについては、3年間で暫時減額するものとし、3年後に2分の1以内とする。
- (2) 交付金 交付金事業の評価は、公費の使途よりも事業効果を重視するものであることから、市が支出する額は定額又は一定の計算式により算出するものとする。
- (3) 負担金 負担金事業による効果のほとんどが行政効果と考えられることから、その活動にかかる資金は市が負担するものとし、市が支出する額は毎年度「補助金・負担金見直し検討委員会」で検討し、予算編成のなかで決定するものとする。ただし、負担金であっても、本来補助金や交付金に分類されるべきものを含むものについては、規則、要綱等を整備し、補助金的な事業にあつてはそれぞれの事業内容に応じ、補助対象経費以内、交付金的な事業にあつては、定額又は一定の算式により市が支出する額を明記するものとする。

福岡県福岡市では、平成18年3月に第三者機関により「福岡市補助金等審査委員会提言（負担金）について～共働事業提案制度(仮称)の導入を提言～」が同市ホームページ上で閲覧可能である。

同提言には、「負担金事業の評価の主なポイント」として、以下の事項が挙げられている。

【負担金事業の評価の主なポイント】

- ・市の主体性が不十分な事業や、民間団体が中心となって事業展開ができる事業については、負担金事業として実施すべきかどうかを検証することが必要。
- ・参加が望まれる民間団体等が広く実行委員会に参加し、市民の間にネットワークが広がる方向で事業が行われているかの検証が必要。
- ・事業評価に当たっては、マスタープラン等計画上の位置づけはあるのか、事業参加団体との負担割合は受益の程度からして適当なものか、負担金の使途は明確か、予算は効率的に使用されているかといった観点からの検証が必要。
- ・負担金事業の評価結果は、市民に対して広く公開し、市が応分の負担を負って事業参加することの必要性について、市民に説明責任を果たすことが必要。

5 スポーツ課の交付した負担金

スポーツ課が平成14年度から平成19年度の間には交付した負担金は、35頁以下の「負担金一覧表」のとおりである。

平成19年度の負担金合計額が、1億6116万円と突出した数字となっているのは、平成19年4月に豊田市総合体育館（スカイホール豊田）がオープンとなったが、そのオープニング事業として、15事業を行ったところ、それらの負担金が総額で9211万8215円となったからである。

負担金の交付先で最も多額なのが、市体育協会である。そこで、負担金総額、市体育協会に交付した負担金、負担金総額のうち市体育協会に交付した負担金の占める割合について、平成14年度から平成19年度までの推移を、以下のとおりまとめてみた。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
負担金総額(円)	81,643,303	73,957,782	67,840,070	66,691,807	77,153,460	161,168,345	528,454,767
(財)豊田市体育協会への負担金額(円)	10,715,519	18,769,426	11,960,029	20,739,000	20,860,000	15,977,000	99,020,974
負担金総額のうち(財)豊田市体育協会への負担金の占める割合	13.1%	25.4%	17.6%	31.1%	27.0%	9.9%	18.7%

6年間で、金額にして約1億円、負担金総額の18.7%の負担金が、市体育協会に交付されていることが分かる。

6 振興事業費の監査結果の論じ方

以下、スポーツ課の振興事業に関する支出として、11頁の決算推移表の「社会体育費」の支出細目のうち、「スポーツ振興費」、「競技会誘致費」、「観るスポーツ開催費」、「地区総合型スポーツクラブ育成支援費」、「体育協会負担金」、「豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金」及び「都市対抗野球大会応援費」について論じる。なおこの各細目の中に、「負担金」や「補助金」等が含まれている。

負担金一覧表

年度	項目	交付先	金額(円)
H14	愛知県レクリエーション協会負担金	愛知県レクリエーション協会	20,000
	愛知県体育指導委員連絡協議会会費	愛知県体育指導委員連絡協議会	70,860
	第43回全国体育指導委員研究協議会参加費	第43回全国体育指導委員研究協議会埼玉県実行委員会	6,000
	第50回東海四県体育指導委員研究大会参加費	東海四県体育指導委員連絡協議会	8,000
	ふれあいウオークIN豊田2002開催負担金	ふれあいウオークIN豊田実行委員会	2,000,000
	豊田国際親善試合運営事業負担金	豊田国際親善試合実行委員会	16,856,314
	競技会誘致事業負担金	(財)豊田市体育協会	567,400
	第25回全日本学生軟式野球選手権大会負担金	全日本学生大会実行委員会	300,000
	スポーツ少年団育成事業負担金	(財)豊田市体育協会	2,700,000
	市民総合体育大会運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	3,000,000
	第73回都市対抗野球大会応援事業負担金	第73回都市対抗野球大会応援事業実行委員会	3,903,857
	招待ラグビー運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	4,448,119
	第3回豊田国際ユースサッカー大会運営事業負担金	豊田国際ユース(U-17)サッカー大会実行委員会	42,721,556
	生涯スポーツコンベンション2003参加費	生涯スポーツコンベンション実行委員会	4,000
	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金	豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会	5,000,000
	愛知県体育施設協会分担金	愛知県体育施設協会	26,500
	第63回全国体育施設研究協議会参加費	第63回全国体育施設研究協議会	5,500
	全国体育・スポーツ振興期成会分担金	愛知県体育・スポーツ振興期成会	3,197
	東海地区体育施設研究協議大会参加費	愛知県体育施設協会	2,000
	合 計		

年度	項目	交付先	金額(円)
H15	愛知県レクリエーション協会負担金	愛知県レクリエーション協会	20,000
	愛知県体育指導委員連絡協議会会費	愛知県体育指導委員連絡協議会	72,000
	第44回全国体育指導委員研究協議会参加費	第44回全国体育指導委員研究協議会岡山県実行委員会	6,000
	第51回東海四県体育指導委員研究大会参加費	東海四県体育指導委員連絡協議会	6,000
	ふれあいウオークIN豊田2003開催負担金	ふれあいウオークIN豊田実行委員会	1,800,000
	デビスカップ運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	3,000,000
	競技会誘致事業負担金	(財)豊田市体育協会	1,300,000
	スポーツ少年団育成事業負担金	(財)豊田市体育協会	2,700,000
	市民総合体育大会運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	3,000,000
	第74回都市対抗野球大会応援事業負担金	第74回都市対抗野球大会応援事業実行委員会	3,810,354
	春の早明交流戦負担金	愛知県ラグビーフットボール協会	4,398,238
	J1リーグプレシーズンマッチ運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	8,761,426
	第4回豊田国際ユースサッカー大会運営事業負担金	豊田国際ユース(U-17)サッカー大会実行委員会	39,866,514
	スポーツクラブ養成講習会参加費	(財)日本体育協会	8,000
	生涯スポーツコンベンション2004参加費	生涯スポーツコンベンション実行委員会	24,000
	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金	豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会	5,000,000
	愛知県体育施設協会分担金	愛知県体育施設協会	26,500
	第64回全国体育施設研究協議会参加費	第64回全国体育施設研究協議会高知県実行委員会	5,500
	東海地区体育施設研究協議大会参加費	東海地区体育施設協会連絡協議会	1,000
	逢妻運動広場水道新規給水負担金	豊田市事業管理者	152,250
合 計			73,957,782

年度	項目	交付先	金額(円)	
H16	愛知県レクリエーション協会負担金	愛知県レクリエーション協会	20,000	
	愛知県体育指導委員連絡協議会会費	愛知県体育指導委員連絡協議会	71,640	
	第45回全国体育指導委員研究協議会参加費	第45回全国体育指導委員研究協議会兵庫県実行委員会	6,000	
	第52回東海四県体育指導委員研究大会参加費	東海四県体育指導委員連絡協議会	9,200	
	谷亮子選手祝賀パレード事業負担金	祝賀パレード事業実行委員会	2,687,886	
	ふれあいウォークIN豊田2004開催負担金	ふれあいウォークIN豊田実行委員会	1,621,000	
	競技会誘致事業負担金	(財)豊田市体育協会	900,000	
	市民総合体育大会運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	3,000,000	
	スポーツ少年団育成事業負担金	(財)豊田市体育協会	2,598,785	
	愛知県体育協会負担金	(財)豊田市体育協会	1,070,000	
	第75回都市対抗野球大会応援事業負担金	第75回都市対抗野球大会応援事業実行委員会	3,723,115	
	招待ラグビー運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	4,391,244	
	プロ野球オープン戦開催事業負担金	(株)中日新聞社	3,000,000	
	第5回豊田国際ユースサッカー大会運営事業負担金	豊田国際ユースサッカー大会実行委員会	39,542,450	
	生涯スポーツコンベンション2005参加費	生涯スポーツコンベンション実行委員会	20,000	
	高橋スポーツクラブハウス新規給水負担金	豊田市事業管理者	152,250	
	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金	豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会	5,000,000	
	愛知県体育施設協会分担金	愛知県体育施設協会	26,500	
	合 計			67,840,070

年度	項目	交付先	金額(円)	
H17	愛知県レクリエーション協会負担金	愛知県レクリエーション協会	20,000	
	愛知県体育指導委員連絡協議会会費	愛知県体育指導委員連絡協議会	89,220	
	第53回東海四県体育指導委員研究大会参加費	東海四県体育指導委員連絡協議会	9,200	
	第46回全国体育指導委員研究協議会参加費	第46回全国体育指導委員研究協議会	6,000	
	NPO法人ごうどスポーツクラブ視察資料代	NPO法人ごうどスポーツクラブ	2,000	
	第26回豊田マラソン開催事業負担金	(財)豊田市体育協会	8,180,000	
	ふれあいウォークIN豊田2005開催負担金	ふれあいウォークIN豊田実行委員会	1,486,000	
	競技会誘致事業負担金	(財)豊田市体育協会	1,150,000	
	市民総合体育大会運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	3,000,000	
	愛知県体育協会負担金	(財)豊田市体育協会	1,209,000	
	スポーツ少年団育成事業負担金	(財)豊田市体育協会	2,700,000	
	招待ラグビー運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	4,500,000	
	第6回豊田国際ユースサッカー大会運営事業負担金	豊田国際ユースサッカー大会実行委員会	39,277,887	
	総合型地域スポーツクラブマネージャー養成講座参加費	(財)日本体育協会	8,000	
	生涯スポーツコンベンション2006参加費	生涯スポーツコンベンション実行委員会	28,000	
	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金	豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会	5,000,000	
	愛知県体育施設協会負担金	愛知県体育施設協会	26,500	
	合 計			66,691,807

年度	項 目	交付先	金額(円)
	愛知県レクリエーション協会負担金	愛知県レクリエーション協会	20,000
	愛知県体育指導委員連絡協議会会費	愛知県体育指導委員連絡協議会	89,340
	第8回スポーツクラブセミナー参加費	(財)日本スポーツクラブ協会	15,000
	第47回全国体育指導委員研究協議会参加費	第47回全国体育指導委員研究協議会	9,000
	第54回東海四県体育指導委員研究大会参加費	東海四県体育指導委員連絡協議会	6,900
	第27回豊田マラソン開催事業負担金	(財)豊田市体育協会	7,140,000
	ふれあいウオークIN豊田2006開催負担金	ふれあいウオークIN豊田実行委員会	1,197,775
	競技会誘致事業負担金	(財)豊田市体育協会	2,300,000
	市民総合体育大会運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	3,000,000
	スポーツ少年団育成事業負担金	(財)豊田市体育協会	2,700,000
	愛知県体育協会負担金	(財)豊田市体育協会	1,220,000
H18	第77回都市対抗野球大会応援事業負担金	第77回都市対抗野球大会応援事業実行委員会	3,594,445
	招待ラグビー運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	4,500,000
	プロ野球オープン戦開催事業負担金	(株)中日新聞社	3,000,000
	第7回豊田国際ユースサッカー大会運営事業負担金	豊田国際ユースサッカー大会実行委員会	40,000,000
	生涯スポーツコンベンション2007参加費	生涯スポーツコンベンション実行委員会	24,000
	全国総合型地域スポーツクラブマネジャー研修会参加費	全国総合型地域スポーツクラブマネジャー研修会実行委員会	6,000
	朝日丘スポーツクラブクラブハウス水道新規給水負担金	豊田市事業管理者	152,250
	若園スポーツクラブクラブハウス水道新規給水負担金	豊田市事業管理者	152,250
	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金	豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会	5,000,000
	バスケットボールエキシビジョンマッチ開催準備負担金	オープンイベント実行委員会	3,000,000
	愛知県体育施設協会負担金	愛知県体育施設協会	26,500
	合 計		77,153,460

年度	項目	交付先	金額(円)
H19	愛知県レクリエーション協会負担金	愛知県レクリエーション協会	20,000
	愛知県B & G財団地域海洋センター連絡協議会負担金	愛知県B & G財団地域海洋センター連絡協議会	80,000
	愛知県体育指導委員連絡協議会会費	愛知県体育指導委員連絡協議会	89,300
	第48回全国体育指導委員研究協議会参加費	第48回全国体育指導委員研究協議会	6,000
	第55回東海四県体育指導委員研究大会参加費	東海四県体育指導委員連絡協議会	11,500
	第28回豊田マラソン大会開催負担金	第28回'07豊田マラソン大会実行委員会	10,022,433
	ふれあいウオークIN豊田2007開催負担金	ふれあいウオークIN豊田実行委員会	1,291,630
	競技会誘致事業負担金	(財)豊田市体育協会	2,700,000
	ラグビートップリーグ開催負担金	(財)豊田市体育協会	250,000
	スポーツ少年団育成事業負担金	(財)豊田市体育協会	2,800,000
	市民総合体育大会開催負担金	(財)豊田市体育協会	3,000,000
	愛知県体育協会負担金	(財)豊田市体育協会	1,239,000
	愛知万博メモリアル第2回愛知県市町村対抗駅伝競走大会開催負担金	(財)豊田市体育協会	488,000
	第78回都市対抗野球大会応援事業負担金	第78回都市対抗野球大会応援事業実行委員会	3,203,465
	招待ラグビー運営事業負担金	(財)豊田市体育協会	4,500,000
	第8回豊田国際ユースサッカー大会運営負担金	豊田国際ユースサッカー大会実行委員会	40,000,000
	第3回全国スポーツクラブマネジャー資格認定講習会参加費	(財)日本スポーツクラブ協会	15,000
	生涯スポーツコンベンション及びスポーツクラブマネジャー研修会参加費	生涯スポーツコンベンション実行委員会	21,000
	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金	豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会	3,500,000
	ボールゲームフェスタin豊田負担金	ボールゲームフェスタin豊田実行委員会	3,000,000
	ピンコロ体操負担金	ピンコロ体操実行委員会	2,700,000
	第21回日本車椅子ツインバスケットボール選手権大会負担金	日本車椅子ツインバスケットボール連盟	700,000
	バスケットボールエキシビジョンマッチ開催負担金	オープニングイベント実行委員会	4,858,217
	フェドカップ開催負担金	(財)日本テニス協会	20,000,000
	障がい者ふれあい交流軽スポーツフェスティバル開催負担金	(社)豊田市身障協会	300,000
	北京オリンピックハンドボール競技男子アジア予選開催負担金	北京オリンピックハンドボール競技男子アジア予選愛知豊田大会実行委員会	20,000,000
	マーチングバンド・バントワーリング三河フェスティバル開催負担金	愛知県マーチングバンド・バントワーリング協会三河支部	350,000
	JBLチャレンジカップ2007豊田大会開催負担金	JBLチャレンジカップ2007豊田大会実行委員会	3,000,000
	第26回全日本女子学生剣道優勝大会開催負担金	全日本女子学生剣道優勝大会 豊田大会実行委員会	1,500,000
	プレミアリーグ女子バレーボール豊田大会開催負担金	プレミアリーグ女子バレーボール豊田大会 実行委員会	2,500,000
	Wリーグ(バスケ)豊田大会開催負担金	(財)豊田市体育協会	1,000,000
	小学生ドッジボール大会開催負担金	小学生ドッジボール実行委員会	1,850,000
	豊田国際体操競技大会開催負担金	豊田国際体操競技大会実行委員会	25,000,000
	日本バスケットボールリーグ豊田大会開催負担金	日本バスケットボールリーグ2007-2008豊田大会 実行委員会	950,000
愛知県体育施設協会分担金	愛知県体育施設協会	26,500	
東海地区体育施設研究協議大会参加費	愛知県体育施設協会	1,000	
保見マレットゴルフ場新規給水負担金	豊田市事業管理者	195,300	
	合 計		161,168,345

第3 スポーツ振興費

1 スポーツ振興費の推移

スポーツ振興費は、スポーツに関する興味、関心を高めるためのイベント開催に関する費用が計上されている。平成14年度から平成19年度までの推移は以下の表のとおりである。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
スポーツ振興費 (円)	17,001,483	20,794,101	40,495,302	15,502,061	11,539,736	14,704,703

また各年度の内訳は以下の表のとおりである（単位：円）。

H14		H15		H16	
事業名	事業費	事業名	事業費	事業名	事業費
スタンプ教室委託費	1,214,154	スタンプ教室委託費	1,145,091	スタンプ教室・親子スポーツ健康教室委託費	2,155,251
スポーツ健康教室委託費	216,000	親子スポーツ教室委託費	216,000		
親子ふれあい交流館教室委託費	112,193				
第23回豊田マラソン大会負担金	12,068,700	第24回豊田マラソン大会負担金	13,100,000	第25回豊田マラソン大会負担金	30,000,000
ふれあいウオークIN豊田2002負担金	2,000,000	ふれあいウオークIN豊田2003負担金	1,800,000	ふれあいウオークIN豊田2004負担金	1,621,000
		豊田キッズサッカー教室委託費	4,000,000	豊田キッズサッカー教室委託費	4,000,000
				谷亮子選手祝賀パレード委託費等	2,687,886

H17		H18		H19	
事業名	事業費	事業名	事業費	事業名	事業費
スタンプ教室委託費	1,681,000	スタンプ教室委託費	541,590	スタンプ教室委託費	622,020
スポーツ施設無料開放事業委託費	135,000	スポーツ施設無料開放事業委託費	135,000	スポーツ施設無料開放事業委託費	250,000
第26回豊田マラソン大会負担金	8,180,000	第27回豊田マラソン大会負担金	7,140,000	第28回豊田マラソン大会負担金	10,022,433
ふれあいウオークIN豊田2005負担金	1,486,000	ふれあいウオークIN豊田2006負担金	1,197,775	ふれあいウオークIN豊田2007負担金	1,291,630
豊田キッズサッカー教室委託費	4,000,000	豊田キッズサッカー教室委託費	2,499,999	豊田キッズサッカー教室委託費	2,499,000

内訳の中で、高額な支出となっているのは、豊田マラソン大会負担金である。豊田マラソン大会は、市、市教育委員会、市体育協会及び中日新聞社が共催で行っていることから、共催者間で、豊田マラソン大会事務局を組織し運営している。この豊田マラソン大会事務局が市に対して、事業経費の一部としての負担金の申し出を行っている。平成19年度が前年に比較して突出して高額なのは、当初予算では818万円であったが、予想以上の参加申込者（平成18年度は7365人、平成19年度は7837人）があったので自動記録判定システム等機材面の借上料が増額し、大会事務局から追加負担を求められたためである。

ところで、平成17年度から19年度までの豊田マラソン大会の経費

支出総額、市の負担金額、経費総支出額における負担金の割合、参加者数等を記載したのが、下の表である（平成16年度以前は支出総額の資料等が残っていない。なお平成17年度には支出総額に積立金50万円があったのでそれは総額から控除した）。

	H17	H18	H19
豊田マラソン大会支出総額(円) A	14,492,925	15,103,339	17,195,966
市の負担金額 (円) B	8,180,000	7,140,000	10,022,433
市の負担割合 B / A	56.4%	47.3%	58.3%
参加申込者数(人)	5,714	7,365	7,837
参加料収入(円) C	3,785,200	4,578,100	4,816,700
参加料の支出総額に占める割合 C / A	26.1%	30.3%	28.0%

以上から分かるのは、

- ・市はマラソン大会支出総額のうち、半額強を負担金にて支出している。
 - ・参加申込者数は増加傾向にある。
 - ・参加料の支出総額に占める割合は、3割弱程度である。
- という点である。

2 豊田マラソン大会負担金の問題点

(1) 市負担金額等の不明確性

豊田マラソン大会支出総額に占める市負担金額の割合は、毎年一定していない。市としても、豊田マラソン大会についての負担割合について、明確な基準をもっていない状況である。

【結果】

負担金について、金額（上限）、負担割合、負担期間などについて、明確な基準を作るべきである。

(2) 参加者の受益者負担

豊田マラソン大会の参加費用は、次の表のとおりである。

部 門	距 離	参加料
一般・高校	10 k m	一般 1,500 円 高校生 1,000 円
中学生	4 k m	中学生 200 円
ジョギング	4 k m	一般 500 円 高校生 300 円 小・中学生 200 円
ジョギング	2 k m	同 上 幼児 200 円

上記参加料は、他のマラソン大会と比較して、著しく高くも低くもない。主催者としては、多数参加してもらいたければ、参加料を低く設定する傾向があろう。しかし、前述のとおり参加者の負担は、マラソン大会経費のうち3割弱にしか満たない。

ちなみに平成19年度の大会の「参加料」収入は481万6700円で、総経費の支出明細によると、「自動記録判定システムの使用料」で1名につき、マラソンで651円、ジョギングで294円とされ、参加料のほぼ半額が使われた計算である。

【意見】

参加型のスポーツイベント事業の経費は、受益者負担が原則であることから考え方を始めなければならない。その原則を前提に、市としてはどのような公益的目的を達成するために負担金を支出するかを検討し、支出後もその効果を検証する姿勢とシステムが必要である。

また参加者の多少により、予算が大幅に変更されうるのは望ましくないことから、負担の考え方の方向性としては、イベント経費のうち固定費的なものは負担金の対象とし、参加者数により流動的な経費は参加者負担が望ましいといえる。

第4 競技会誘致費

1 競技会誘致費の推移

市は、市民のスポーツへの関心を高めるため、各種日本リーグや高校野球選手権大会などの競技会を誘致している。競技会誘致費とは、スポーツの競技会を誘致するための諸経費ではなく、競技会開催の委託料と、

競技会開催の負担金である。

競技会誘致費の平成14年度から平成19年度までの金額の推移は以下のとおりである。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
競技会誘致費 (円)	18,928,289	4,679,120	1,472,565	1,723,000	2,932,115	3,523,600

平成14年度が高額になっているのは、豊田スタジアム開設1年後の時期のため、開催経費が高額になる競技会を誘致していたからである。

平成19年度に誘致された競技会は次のとおりである。

	競技会名	費目	支出先	負担金額(円)	観客数(人)
A	第89回全国高等学校野球選手権愛知県大会	運営委託金	市体育協会	573,600	4,549
B	ラグビートップリーグ	負担金		250,000	6,077
C	ソフトボール女子日本リーグ			4,491	
D	全日本学生軟式野球選手権大会			357	
E	プロ野球ウエスタンリーグ			2,200	
F	日本カヌースラローム選手権大会			744	

競技会誘致費の支出先は、いずれも市体育協会であるが、Aは運営委託金として、B～Fは事業負担金として交付されている。

B以下の負担金が、市体育協会に交付されているのは、①競技会が市体育協会の主催である場合②市が共催者となっている場合③市体育協会の加盟団体が共催者に名を連ねている場合があり、③の場合には、負担金は、

市 → 市体育協会 → 加盟団体 → 競技会事業主体
という流れで交付されている。

市と市体育協会の間では、Bについて1通、C～Fについて1通の協定書が締結されている。Bが別枠となったのは、C～Fは年度始めに誘致が決まり協定書締結に至っているが、Bの誘致が決まったのが年度途中のため、別枠での協定書締結となったのである。

平成19年度の協定書の内容は次のとおりである。

「競技会誘致事業」に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と財団法人豊田市体育協会（以下「乙」という。）との間で、「競技会誘致事業」について、次のとおり協定を締結する。

（事業の内容）

第1条 乙は、次に掲げる競技会の誘致事業を行うものとする。

- (1) ソフトボール女子日本リーグ
- (2) 全日本学生軟式野球選手権大会
- (3) プロ野球ウエスタンリーグ
- (4) 日本カヌースラローム選手権大会

（事業の期間）

第2条 この活動期間は、平成19年4月2日から平成20年3月31日までとする。

（負担金の額）

第3条 事業に関する費用のうち、甲の負担する上限は2,700千円とし、これを超えた場合、超えた分は乙の負担とする。

（負担金の支払）

第4条 甲は乙の請求に基づき、前金にて負担金を支払うことができるものとする。

（負担金の精算）

第5条 事業終了後、乙に剰余金が生じた場合は、甲乙協議の上その処理を決定するものとする。

（事業実績及び決算の報告）

第6条 乙は事業終了後、すみやかに事業結果及び決算の報告を甲にするものとする。

（その他）

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又は定めがない事項については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

※このような協定書とともに、各競技会の開催要項が添付されている。

C～Fについての負担金額270万円について、いずれの競技会に負担金のうちいくらが使われるかについては、協定書上明らかではない。実際の負担額は、市からのヒアリングにより以下の表の金額であること

が分かっている。なお競技会誘致事業での負担金額の算定根拠につき、市からは「市の条例では、会場使用料を免除することが難しいことから、負担金額は、主に会場使用料相当額を目安としている。」とのことであった。

	競技会名	金額（円）	観客数（人）
B	ラグビートップリーグ	250,000	6,077
C	ソフトボール女子日本リーグ	200,000	4,491
D	全日本学生軟式野球選手権大会	300,000	357
E	プロ野球ウエスタンリーグ	250,000	2,200
F	日本カヌースラローム選手権大会	1,700,000	744

2 競技会誘致費の問題点

(1) 参加者数と競技会誘致について

上記B～Fの競技会への負担金額は、明確かつ定型的な基準がなく、また観客数とも比例していない。

監査人がスポーツ課に対して「観客数の少ない日本カヌースラローム選手権大会に、最も高額な負担金を支出するのは、費用対効果上、合理的ではないのではないか。」と尋ねたところ、市の回答は「競技人口・観客数が少ないスポーツでも、そのスポーツの育成という観点から、市場原理・費用対効果的な考え方ばかりでは施策を実施していない。費用対効果以外にも、大会を開催する意義が見出されれば実施しているのである。」というものだった。

なお日本カヌースラローム選手権大会への負担金が高い理由は、河川敷に会場設営したことから、その設営費用が高額となったからとの説明であった。

【結果】

監査人は上記の市の見解を否定する意図はないが、費用対効果に代わる効果測定のための具体的基準を持ち合わせていない前提での回答であるので、すべてを了解することは困難である。

特に、負担金交付対象の競技会や負担金額について前例踏襲傾向があることや、他の競技会との公平性など、解決出来ていない問題点も残されている。

市がスポーツプランにおいて、数値目標（成人の1年間のスポーツ試

合観戦率を2人に1人（約48%・平成13年の数値）から3人に2人となることを目指す）を設定している以上、この数値目標を中心に据えない競技会誘致の施策は望ましいとは言えない。

負担金は、限られた歳入から、より公益的目的・効果が図られるために交付されるものであることから、負担金額算定の際にも、公益的目的・効果を意識したうえで、一定の交付基準を策定すべきである。

(2) 協定書（43頁）の問題点

ア 協定書の契約形態が不明確であること

「競技会誘致事業」に関する協定書は、実際には市、市体育協会が主催者・共催者として関与する競技会の開催経費の負担金交付に関する協定書である。

しかし、文言だけを追っていくと、市が市体育協会に対し、「競技会誘致事業」という業務を委託しているかのような記載となっている（例えば、第1条では、市体育協会が誘致事業を行う義務を課しているように読める）。

【結果】

協定書の内容を、「市体育協会が開催に関与（主催又は共催）している競技会に対し、その開催事業経費のうちの一部を負担金として支出する」という内容に改めるべきである。

実際に後記の招待ラグビー運営事業（47頁参照）に関する協定書は、協定書の相手方は市体育協会であり、「競技会誘致事業」と、「招待ラグビー運営事業」とでは、実質的にほとんど差異がないにもかかわらず、両者は別々の支出細目の名称が与えられ、協定書の書式も微妙に異なったものが使用されている。

しかし両者の違いについて、市も明確に回答することができないことから、協定書の形式を統一すべきである。

イ 負担金交付についての条件がないこと

「競技会誘致事業」に関する協定書においては、4つの競技会の誘致及びそれに対する負担金の支払いのみが規定されている。

【結果】

しかし、負担金についても、公益的目的や効果の基準を導入するのであれば、負担金が交付先において、合目的かつ効果的に利用されるよう負担金交付について、条件を付すべきである。

具体的には目標観客動員数等の目標値の設定（ただし目標に達しない

からといって協定書違反にはならないことを前提にすべき)、市体育協会による事業主体への監督義務、使途についての報告義務等がありえよう。

ウ 負担金交付時期

上掲の協定書では、市の負担金交付時期は第4条において「前金にて負担金を支払うことができるものとする。」と規定されている。

【意見】

上記規定によれば年度始めに、年度中に開催予定のすべての競技会の負担金を、市体育協会に交付することが出来てしまう。しかし競技会は、特定の日や短期間開催されるものであり、年度末近くに開催される競技会についてまで、事前に負担金を交付することは、金銭管理上のリスクを否定できない。

そうであれば、開催予定の競技会については、「開催〇か月前」など負担金給付の時期について、より制限的な規定を設けるべきだと考える。

エ 剰余金の精算について

剰余金については、協定書第5条において、「協議の上その処理を決定する」とされている。

【結果】

このような協議条項は、協定書に記載してもしなくても、ほとんど法的意味をなさない。むしろ市が負担金として交付した金銭について、剰余が生じたのであれば、原則的に市に返還されるべきものであるにもかかわらず、この協議事項があるために、「剰余が明らかでも市体育協会の同意がなければ、返還されないのではないか」という可能性が生じてしまっている。

そこで協定書には、剰余金が生じた場合には、市に返還することが原則であることを明記すべきである。

第5 観るスポーツ開催費

1 観るスポーツ開催費の推移

市民が一流のプレーを観ることにより、スポーツを通しての感動や技術の向上意欲を高めるために、誘致・開催される試合の開催費用である。

観るスポーツ開催費の平成14年度から19年度までの推移は以下のとおりである。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
観るスポーツ開催費 (円)	23,505,619	13,159,664	7,391,244	4,500,000	7,500,000	4,500,000

平成14年度が高額になっているのは、豊田スタジアム開設1年後の時期のため、開催経費が高額になる試合を誘致していたからである。

平成14年度から平成19年度までの特徴として、平成15年度以外は、招待ラグビーフットボール戦が毎年開催されてきたことである。

「招待ラグビー」とは、市、市教育委員会、愛知県ラグビーフットボール協会及び市体育協会が共催し、豊田市ラグビーフットボール協会が主催する催しで、社会人及び学生の強豪ラグビーチームを招待して、市運動公園陸上競技場で試合を行うものである。

例えば、平成18年度のスケジュール等は次のとおりである。

試合日	平成18年6月11日(日)		
試合日程	スクール	9:30~11:10	スクール交流
	地元大学戦	11:30~12:45	愛知工業大学×中京大学
	社会人招待	12:55~14:15	NTTドコモ関西×愛知選抜
	学生招待	14:30~16:00	明治大学×同志社大学
入場料	無料		

招待ラグビーについては、市が市体育協会に対して、「招待ラグビー」運営事業に関する協定書が取り交わされており、負担金450万円(平成14年度~平成19年度)が明記されている。43頁の「競技会誘致事業」に関する協定書とほぼ内容は同一であるが、明らかに異なっているのは、

(事業活動)

第1条 市体育協会は、次に掲げる内容により、第12回豊田市ラグビー祭において「招待ラグビー」運営事業を行うものとする。

(1)~(3) 略

(4) その他 試合終了後、関係者による交歓会を実施

という点である。

なお、平成18年度には、招待ラグビーの他に、プロ野球オープン戦が開催されており、市と(株)中日新聞社との間で、プロ野球オープン戦開催事

業に関する協定書が締結されている。このときのオープン戦の開催経費は566万9860円であったが、市の負担額は300万円であった。このように経費の一部負担となったのは、共催の(株)中日新聞社に入場料収入があったからである。

2 招待ラグビー運営事業負担金の問題点

市体育協会は、招待ラグビーの事業報告を行っているが、市に資料が残っている平成17年度以降のものを監査した。招待ラグビー事業は、入場料を取らないため、市がほぼ100%の経費負担を行っている。ただし、市体育協会が平成17年度のみ4万3076円を負担している。

支出費目で高額なものは、招待旅費(約180万円)、招待宿泊費(約90万円)、ボール等の消耗品費(約70万円)、食糧費(約70万円)となっている。

【結果】

(1) 負担金額が高額であること。

招待ラグビーは1日間の開催であるが、社会人・学生による試合の経費が450万円というのは、通常の市民感覚からしても相当高額であるといわねばならない。

(2) 不適當な支出があること。

市は「節別予算見積基準」の負担金のところで、次のとおり記載している。

- ※ 関係市町村の職員で組織している任意の協議会の負担金積算にあたっては、原則旅費・食糧費は認めない。
- ※ 研修年会費等負担金(19-01節)について、各種年会費負担金と視察・研修会等参加負担金の違いがわかるよう見積書に区分して入力すること。なお懇親会や昼食代に係る負担金は原則として認めない。

これは税金を飲食費に充てないことを、市職員に向けて指示しているものである。しかし、この指示は、「税金が飲食費に充てられること」につき、それが誰の飲食費であろうが妥当と言うことは困難となってきた社会情勢を反映していると考えられる。

ところで招待ラグビーの経費支出において、飲食費と思われるもの及び税金の使い道として疑問があるものをピックアップすると以下のとおりとなる。

単位:円	H17	H18	H19
弁当	150,600	182,500	192,717
レセプション(2回)	512,810	513,047	509,250
選手用飲料水等	37,800	50,400	54,600
記念品	333,350	432,000	552,400
合計	1,034,560	1,177,947	1,308,967

「選手たちは無償で豊田市まで来ているので、それに対する報償」という意味で、盛大なレセプションが開かれているということが推察される。

しかし会合で飲食を伴うものについては、最低限、会食費は参加者負担とすべきである。

また記念品代が年々増加していることも不適當である。1日間の開催の催しで30～50万円も費やすような記念品とは、市民の記念品に対する考え・常識を超えていると言わねばならない。

したがって記念品についても、高価でないが、豊田市らしいものを配るよう努力すべきであるし、市はそういった高価な支出について、負担金名目で支出すべきではない。

第6 地区総合型スポーツクラブ育成支援費

1 地区総合型スポーツクラブについて

(1) 国のスポーツ振興基本計画

平成7年度、旧文部省は、総合型地域スポーツクラブの育成モデル事業を開始した。その後、文部科学省は、スポーツ振興法に基づき、平成12年に「スポーツ振興基本計画」（平成13年度から平成22年度までの10年計画）を策定し、「生涯スポーツ社会の実現」施策の一環として、「総合型地域スポーツクラブの全国展開」を提案していた。

「総合型地域スポーツクラブ」とは、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて、いつでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、市民が会員となって日常的にスポーツを行う場として期待される組織である。

(2) 市の地区総合型スポーツクラブ

この文部科学省のスポーツ振興基本計画を受けて、市も前述の「豊田市生涯スポーツプラン」を策定し、その中で「総合型地域スポーツクラブ」を「地区総合型スポーツクラブ」（以下「地区総合型SC」という）と名づけ、平成22年度までの10年間に、市内全域（中学校区単位）において地区総合型SCが組織化できるよう計画的な支援を実施することを決めた。

地区総合型SCの特徴は次のとおりである（豊田市教育委員会作成「地域から始まる新しいスポーツ活動 地区総合型スポーツクラブ」と題するパンフレットより）。

- ①単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目を行なっている。
- ②子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルまで様々な年齢、技術・技能の保有者が活動している。
- ③活動の拠点となるスポーツ施設やクラブハウスを有しており、定期的、計画的にスポーツ活動の実施が可能となっている。
- ④運営の財源は受益者負担を原則とし、地域住民のボランティアシップに基づき自主的に運営される。

分かりやすく説明すると、老若男女を問わず、幅広く地域住民が自主的に、スポーツをするために参加する組織であり、クラブハウスを活動の拠点とするもの、といえよう。

このような地区総合型SCの設立・運営について、市の具体的な支援策としては、補助金交付、施設使用料減免、クラブハウスの整備、スポ

ーツクラブアドバイザー派遣、スポーツクラブマネージャー研修会の開催等が実施されている。これらの支援策は、スポーツ課として「地区総合型スポーツクラブ育成支援費」として支出されている。

市の中学校区は平成19年現在、全部で26地区（旧豊田市で20、旧合併町村で6）存在している。このうち平成19年度までに地区総合型SCが設立されているのは11地区で、目標達成率は42.3%と半分にも満たない。

地区総合型SCの平成20年3月現在の名称、会員数、主な活動施設、入会金、年会費は以下の表のとおりである。

名 称	会員数	主な活動施設	入 会 金	年 会 費
かみごう スポーツクラブ H15.5.31 設立	656 人	クラブハウス 柳川瀬体育館 上郷中学校 高嶺・畝部小学校	入会金(一般) 1,000 円 (小中学生) 500 円 幼児・障害者 無料 教室等は別途参加費が必要	個人会員 (一般) 2,000 円 (小中学生) 1,000 円 家族会員 (一般) 1,800 円 (小中学生) 800 円 幼児・障害者 無料
高橋スポーツ クラブ H15.7.20 設立	235 人	クラブハウス 高橋運動広場 高橋中学校 平井・市木・寺部小学校	入会金 500 円	大人(16歳以上) 8,000 円 子供(小・中高生) 3,000 円 家族(親子) 16,000 円 家族(夫婦) 14,000 円
朝日丘 スポーツクラブ H16.10.11 設立	472 人	クラブハウス 朝日丘中学校 童子山・衣丘・根川小学校	入会金 1,000 円 テニス、サッカーは部会費、教室等は参加費が別途必要	個人会員 2,000 円 家族会員 2,000 円 家族会員 1,000 円(2人目) 運営会員 2,000 円
NPO 法人 美里スポーツ クラブ H17.5.14 設立	637 人	クラブハウス 東山体育センター、美里中学校 野見・東山・広川台小学校	入会金(高校生以上) 1,000 円 (中学生以下) 500 円 教室等は別途参加費が必要	高校生以上 1,500 円 中学生以下 1,000 円
若園 スポーツクラブ H17.6.5 設立	312 人	クラブハウス 若園中学校 若園小学校	団体登録費 1,000 円 17～19 年度は個人の入会金は免除 教室等は別途参加費が必要	17～19 年度は個人の年会費は免除
いさと スポーツクラブ H17.8.27 設立	1,023 人	猿投コミュニティセンター 豊田市運動公園 井郷中学校 四郷・井上小学校 井上公園水泳場	入会金 1,000 円 教室等は別途参加費が必要	現在検討中
さわやか スポーツクラブ まえばやし H17.8.28 設立	666 人	高岡公園体育館 前林中学校 堤・駒場小学校	入会金(個人) 1,000 円 (家族) 2,500 円 教室等は別途参加費(200～500 円/回)が必要	現在検討中

しもやま スポーツクラブ H18.4.2 設立	266 人	下山トレーニングセン -、憩の家 下山中学校 巴ヶ丘・花山小学 校,下山地区内運 動場	入会金 500 円 18 年度は免除 教室等は別途参加費が必 要	3 歳～中学生 3,000 円 高校生～59 歳 5,000 円 60 歳以上 4,000 円 障害者 4,000 円
松平 スポーツクラブ H18.11.19 設立	52 人	松平中学校 九久平・豊松・岩 倉・滝脇・幸海小 学校,松平運動広 場,(仮)クラブハウ ス	入会金 500 円 平成19年3月までは徴 収しない 教室等は別途参加費が 必要	大人 2,000 円 中高生 1,000 円 小学生 500 円 小学生未満及び障害者は無料 正式には概21年3月決定予定
すえのはら スポーツクラブ H19.6.23 設立	197 人	末野原中学校 大林・寿恵野小 学校	入会金 1,000 円	高校生以上 2,000 円 家族会員は2人目以降 1,500 円 小中学生 1,000 円 7～9 月入会者は年会費免除、10 ～3 月入会者は半額(3 月まで)
うめつぼだい スポーツクラブ H19.8.26 設立	250 人	梅坪台中学校 梅坪・浄水小学 校,豊田高専 梅坪台交流館	入会金 正会員 1,000 円 賛助会員 1,000 円/1 口 クラブ会員 1,000 円	正会員 1,000 円 賛助会員 1,000 円 クラブ会員 1,000 円

2 地区総合型 S C 育成支援費の推移

(1) 地区総合型 S C 育成支援費

地区総合型 S C 育成支援費の内訳として、育成支援のための事務費、クラブハウス設計費・建築費及び地区総合型 S C 育成事業補助金がある。それらの合計額の平成 14 年から平成 19 年までの推移及びその合計額は以下の表のとおりである。なお平成 14 年度は、2 つの地区総合型 S C の設立準備期間であった。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
地区総合型スポーツ クラブ育成支援費 (円)	6,440,584	9,595,539	87,888,675	23,646,545	128,580,745	74,156,741	330,308,829

54 頁の表のとおり平成 14 年度から平成 19 年度までの地区総合型 S C 育成事業補助金は 6 年間で約 1 億円弱であるので、それ以外の 2.3 億円強が、主にクラブハウス設計費・建築費として支出されていることになる。

(2) 地区総合型ＳＣ育成事業補助金について

目的	地区総合型ＳＣの育成、定着化を図り、地域における生涯スポーツ活動を推進すること
根拠規程	豊田市地区総合型スポーツクラブ育成事業補助金要綱、豊田市地区総合型スポーツクラブ育成補助事業実施要項
開始年度	平成14年4月
補助事業の概要	<p>(1地区総合型ＳＣあたり)</p> <p>【金額】</p> <p>5年間で 11,000千円(上限3,000千円/年度)</p> <p>6年目以降(補助制度追加H19.4)</p> <p>6・7年目 2,000千円</p> <p>8・9年目 1,500千円</p> <p>10年目 1,000千円</p> <p>(上限額/年度、補助率2/3)</p> <p>以上10年間で合計すると最高19,000千円</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>補助金交付5年目まで</p> <p>賃金、報償費(インストラクター等への報酬金)、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品費、その他補助事業の実施に直接必要な経費</p> <p>補助金交付6年目から</p> <p>賃金、旅費、需用費、役務費及び負担金に限定</p> <p>【補助率】</p> <p>5年目までは10分の10、6年目からは3分の2以内</p>

地区総合型ＳＣ育成事業補助金が始まった平成14年当時は、要綱にて、補助金は5年を限度に交付することとされていた。ところが最初に設立された地区総合型ＳＣが、設立5年経過前の時点で、市は「5年目以降の補助金なしでは自立運営は困難」と判断して、平成19年度に補助金の交付年限を、5年から10年へと延長した。もっとも補助対象経費と補助率、交付上限に相当の限定を加えた。

地区総合型ＳＣ育成事業補助金の平成14年度開始時から平成19年度までの交付実績及び平成20年度の申請額は以下のとおりである。

地区総合型S C 育成事業補助金の交付実績（H14 年度～H19 年度）及び申請額（H20 年度）表

単位:千円

	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20 申請額	計
上郷	3,000	3,000	2,000	2,000	1,000	480	780	12,260
高橋	3,000	3,000	2,000	2,000	1,000	1,748	1,800	14,548
朝日丘			2,500	2,000	2,500	2,000	2,000	11,000
美里			2,500	2,000	3,000	2,500	1,000	11,000
若園			900	3,000	3,000	3,000	1,100	11,000
井郷			1,600	3,000	1,500	3,000	1,900	11,000
前林			1,500	2,500	2,500	3,000	1,500	11,000
松平			2,000	1,000	2,200	1,550	3,000	9,750
下山			(841)	(1313)	3,000	2,400	3,000	8,400
未野原					2,000	1,500	3,000	6,500
梅坪台					2,300	2,580	2,000	6,880
逢妻					1,800	1,700	3,000	6,500
実績計	6,000	6,000	15,000	17,500	25,800	25,458	24,080	119,838
予算額	6,000	6,000	18,000	26,000	26,000	35,000	27,600	144,600

下山のH16、17は日本体育協会補助金(合併前)

3 地区総合型S C 育成支援費の問題点

(1) 地区総合型S C の設立数及び設立スケジュールについて

豊田市は平成17年4月、隣接する6町村と合併したのであるが、合併前の時点では、中学校区は20地区存在していた。合併前の豊田市での地区総合型S C の設立スケジュールでは、平成13年度から平成22年度までの10年間で、当時の全中学校区20地区（合併後は26地区）での地区総合型S C の設立を計画していた。

ところが平成20年3月現在、市内での設立数は11（42.3%）（設立準備中1）に留まっており、平成22年度までに全26地区での設立スケジュールを達成することはほぼ不可能な状況となっている。

これまでに、当初は5年を上限としていた補助金も、平成19年度には10年へと延長されており、補助金交付年限の点からも、当初想定していた状況ではなくなっていることが理解できる。

スポーツ課に、現時点における全26地区での設立のスケジュールを尋ねると、「スケジュール及び施策の方向性を再検討中である」ということで、監査時点で明確なスケジュールは「ない」という状況であった。

このように地区総合型SC育成支援事業は、平成14年度以来、6年以上、継続されてきたが、当初予定していた成果を挙げていない状況である。

(2) 地区総合型SCの組織化率

スポーツ課が委託給付事務効率化委員会に対し、平成15年9月に、補助金制度継続のために提出した、地区総合型SC育成事業補助金の「補助金・交付金評価書」によれば、指標欄には、「地区総合型スポーツクラブ会員数」の後に「(人口の一割程度)」との記載がみられる。平成15年当時は、スポーツ課は、地区総合型SCに地区住民の1割程度が参加することを想定していたと考えられる(3年後も同書面に同様の記載あり)。

一方、市は最近になって、地区総合型SC運営の経営分析をするために、(株)ブレインファームという民間企業に経営診断を依頼し、同社は平成20年1月に「経営診断報告書」を提出した。同報告書によると、平成19年現在、設立されている11の地区総合型SCの地域人口に対する組織化率(会員数÷地区人口×100%)は下表のとおりとされている。

地区総合型SCの組織化率表

名称	設立後 (年)	地区人口 (人)	地区面積 (k m ²)	会員数 (人)	組織化 率(%)
かみごうスポーツクラブ	4	19,000	15.30	593	3.1
高橋スポーツクラブ	4	20,920	19.92	239	1.1
朝日丘スポーツクラブ	3	24,919	7.60	394	1.6
NPO法人 美里スポーツクラブ	2	20,955	5.43	482	2.3
若園スポーツクラブ	2	14,320	4.79	264	1.8
いさとスポーツクラブ	2	13,822	7.86	672	4.9
さわやかスポーツクラブまえばやし	2	23,958	18.31	546	2.3
しもやまスポーツクラブ	1	5,476	114.18	239	4.4
松平スポーツクラブ	1	10,518	37.36	56	0.5
すえのはらスポーツクラブ	—	27,225	8.16	80	0.3
うめつぼだいスポーツクラブ	—	20,604	8.09	—	—

平均組織化率 2.5

(かみごう～松平の9クラブの平均)

この表から分かるとおり、最も組織化率が高い「いさとスポーツクラブ」で地域人口の4.9%であるが、平均的な組織化率は2.5%となっている。

ところで「かみごうスポーツクラブ」と「高橋スポーツクラブ」は、市の地区総合型SCの設立モデルクラブとして、制度導入当初から設立準備が開始されたものであるが、設立後4年を経過した時点でも、「高橋スポーツクラブ」の組織化率は1.1%にしか至っていない。このことから、「設立年数が経つほど組織化率が高くなる」という傾向にはないことが分かる。

【意見】

地区総合型SCの設立状況が目標の半分程度にしか至っていないという問題点だけでなく、各SCの組織化率も平均2.5%と、SC支援補助金が制度化された当時の目標の10%には、遠く及ばない状況を、冷静に認識すべきである。

(3) 地区総合型SCの会計について

監査人がスポーツ課から提出を受けた全地区総合型SCの決算書を読むと、単に書式のみならず、費目分けなども統一した基準がなく、各SCの自主性に任せた形での決算報告がなされていた。

【結果】

決算書作成方式に統一性がないことから、市が、補助対象費目において適切に支出されているか判読しにくいこと、各地区総合型SCの決算内容を比較分析することが容易でないというデメリットが生じている。

各地区総合型SCの自主性を重んじることも重要であるが、運営主体は必ずしも会計の知識や技術を持っている市民とは限らないのであるから、市が率先して決算報告書等の会計書類の作成についての基準を明示すべき必要性が高い。例えばすでにNPO法人化している地区総合型SCも存在するので、その会計基準を、未法人化のSCにも利用させ、将来の法人化に備えさせることも必要であろう。

(4) 地区総合型SC育成支援補助金について

地区総合型SC育成支援補助金について、監査人は、「市民の福祉の向上につながるか」、「有効性があるか」、「妥当性があるか」、「公平性があるか」、「手続的違法がないか」のそれぞれの観点から監査を行った。このうち手続的違法は見られなかったため、その他の観点からの監査結果について記述する。

【市民の福祉の向上目的】

「豊田市地区総合型スポーツクラブ育成事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）によれば、この補助金の交付目的は「地区総合型スポーツクラブの育成、定着化を図り、地域における生涯スポーツ活動の推進を目的とする」とある（第2条）。

補助金導入時には、地区総合型SCが、地域における生涯スポーツ活動の推進のための重要な要素と考えられていた。ところが制度立ち上げから6年経過した時点でも、平均組織化率が2.5%と低調であることから、多数の市民の福祉の向上につながっているとは言えないであろう。そうすると、そもそも広く「市民の福祉の向上目的」といえるかは疑問となってきた。

【補助の有効性】

補助の有効性の観点、すなわち「補助金額に見合う効果が期待できるか」、「他の手法でなく補助によることが施策目的の実現にとって最適か」という点について監査する。

55頁の「地区総合型SCの組織化率表」にて、準備段階から6年を経過した高橋スポーツクラブの組織化率が1.1%と低率であったことは述べたが、これまでに受給した補助金額で比較すると、補助金を受けている全SCのうち、高橋スポーツクラブが最高額の計1480万円（平成20年度現在）を受け取っている。これは「交付を受けた補助金総額」と「地区総合型SCの組織率の向上」とに関連性が必ずしも存在しないことを意味している。

そうすると地区総合型SCへの補助金は、6年間という試験的な一定期間を置いたとしても、「組織率向上」という点で、補助金の交付により効果が得られているとはいえない。

もともと「組織率向上」という点のみで、補助金の有効性を論じることは妥当ではないという意見もあろう。

しかしさらなる問題は、スポーツ課として、地区総合型SC育成事業補助金の施策の成果を測る指標を、設立数・組織化率以外に設定していない点である。監査人がスポーツ課に、補助の効果を測定・確認するための基準を照会したが、「そのような具体的基準はない」という回答であった。とすると、そもそも当該補助金について、「補助金額に見合う効果が期待できるか」、「他の手法でなく補助によることが施策目的の実現にとって最適か」という点を検証することは困難である。そして市は、市民に対し、地区総合型SCのために多額の税金が使われることの

説明責任を果たすことが困難な状況にある。

【結果】

地区総合型ＳＣの育成、定着化を測定する何らかの基準を設け、補助金が支給目的・効果に沿うものかを検証できるようにする必要がある。

【補助の妥当性の監査】

次に「補助の妥当性」、すなわち補助対象経費や補助金額、補助率は妥当かつ明確なものかについて監査する。

ア 補助対象経費

要綱では、「５年目までは賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品費、その他補助事業の実施に直接必要な経費」（第５条）とされ、「豊田市地区総合型スポーツクラブ育成補助事業実施要項」（要綱よりさらに実務的な基準。以下「要項」という。）によれば、「５年目までの補助対象経費における、補助事業の実施に直接必要な経費には、専ら飲食を主とする行事等の経費は含まないものとする。」とある。

補助金交付６年目からは、賃金、旅費、需用費、役務費及び負担金に限定され、要項には「クラブハウスの維持管理に必要な経費及びスポーツクラブ役員等の人材育成を目的とする指導者養成講座等受講に必要な経費」と限定されている。

監査人が市に「５年目までの補助対象経費は、どのように限定されているのか具体的に教えてほしい。」と尋ねたところ、「飲食費以外はほとんど含まれる。」との回答であった。とすると要綱は存在するものの、実質的にはＳＣの活動であれば、飲食以外何にでも使用できている。

【意見】

このように「何に使ってもよい」という補助金が存在するにもかかわらず、組織化率や設立件数は低迷していることからすれば、それらの数値が向上すべき対象に補助対象を限定することにより、漫然と補助金が使われることを防ぐことができるのではないか。

イ 補助金額・補助率について

各地区総合型ＳＣから提出された収支決算書を閲覧したところ、次の表にみるように、補助金を受けているにもかかわらず、ほとんどの地区総合型ＳＣで多額の剰余金（積立金及び繰越金）が発生している。

平成19年度の地区総合型SCへの補助金額と積立額 単位：円

SC	補助金額	剰余金 (積立金・繰越金等)
A	100万円以上	2,854,874
B	同上	164,605
C	100万円以下	466,655
D	100万円以上	2,541,836
E	同上	972,344
F	同上	2,688,179
G	同上	0
H	同上	363,990
I	同上	0
J	同上	804,888
K	同上	1,216,032
L	同上	0

「補助金額」では年度末に市に返還した分は控除し正味の補助金額としている。

「剰余金」では前年度繰越金は控除し正味の剰余金額としている。

前記のとおり地区総合型SCへの補助金は、実際には、地区総合型SCの運営費のほぼ全てに充てることが許されているのが実情である。補助金が運営費の支出に充てられ、会費収入からの支出が抑制されることにより、地区総合型SC内に剰余金が発生し、クラブハウスを有していないところは、「クラブハウス修繕積立金」として積み立てを行なっている。

このような実態は、補助金により地区総合型SCが、「貯蓄を行っている」と評価することが可能である。

SCの貯蓄の現実を、スポーツ課がどのように考えているかを確認すると、「SCは、将来の事業運営が、経費面で非常に不安がある状況であることから、不測の事態に備えて積み立てを行っていると考えられる。スポーツ課としては『補助金が積み立てられている』という認識ではなく、補助金は補助対象経費として消費されてしまったのちに、SCが自助努力で、蓄えている金銭なので、補助金とは別物と考えています」というものであった。

しかしそもそも市の「予算編成上の留意事項」においては、「団体運営費補助金については繰越金があるものについては特に留意し、縮減を

図るなどしたうえで予算要求してください」という指示がなされている。こういった指示にもかかわらず、補助金にて「実質的に」貯蓄をすることを許容することは適切ではなく、貯蓄が可能な場合には、そもそも補助金の必要性はないといわねばならない。

【結果】

スポーツ課としては、補助金の使途のみならず、地区総合型ＳＣの年度末の繰越金・積立金を確認・考慮のうえで、地区総合型ＳＣの自立的運営のために必要な限度でのみ補助金を支給するようにすべきである。特に要綱・要項では、ＳＣへの補助金について、１０年間で合計１９００万円が交付されることが規定されているが、「ＳＣが存続している以上、補助金が交付されることが原則である」という実態を、今後、改めなければならない。

【補助の公平性の監査】

地区総合ＳＣ支援事業補助金が、その他の団体や市民との間で、公平性が保たれているかを検討する。

地域には、住民にスポーツの機会を提供する団体として、民間のスポーツジムをはじめ、体育協会加盟の団体、スポーツ少年団、学校の部活動、自治区でのレクリエーションスポーツ団体など多数の団体が存在している。それらの団体には、市より市体育協会を通じて実質的な補助金が支払われているところもあれば、全く財政的援助を受けていないところもある。市から財政的援助を受けているところでも、年額にして数万円程度である。

ところが地区総合型ＳＣは、現行の要綱・要項に従えば、１０年間で合計最高１９００万円の補助金を受給することが可能である。

さらに後述するクラブハウスの無償貸与等の「有形無形の援助」を含めれば、他の団体や市民とは比較にならないほどの財政的援助を受けることになる。そこで、民間団体へのこのような破格の財政的厚遇を正当化するには、合理的理由が必要であろう。

ところが地区総合型ＳＣにおいては、事業目的、事業実態、事業成績、会員数などを検討しても、破格の財政的厚遇を合理化する理由を見出すのは困難である。

【意見】

地区総合型ＳＣ支援事業補助金は、補助の公平性からは、大いに疑問がある。

(5) クラブハウスの設計・建築

平成20年3月現在、11の地区総合型SCのうち、クラブハウスを活動拠点としているのは5か所である（一例として、さわやかスポーツクラブまえばやしのクラブハウスの写真は137頁参照）。また残りの6か所も市のいずれかの施設（体育施設内、旧公民館等）を活動拠点としている。

ところでクラブハウスは、市が地区総合型SCの育成のため、税金で建築した後に、普通財産として、無償で貸与しているものである。

SCの中には、無償で貸与を受けているクラブハウス内に、トレーニング機械を設置し、それを使用した市民から利用料を徴収し、活動の財源にしているところもある。

【意見】

地区総合型SCは、市から、補助金のみならず、土地・建物の使用について、破格の厚遇を受けている状況である。

しかし現時点で、平均組織率2.5%であれば、一部の市民に対して、多額の税金が投入されていることになる。組織率が10%以上にまで向上する見通し、計画及び成果があるのであれば投入の意義もあるが、現時点で、そのような目標数値を設定する状況にまで至っていない。とすると、今後も、一部の市民に対し多額の税金を従前どおりの考え方で投入することは、税金の効率的な利用方法としては適切ではない。

さらに、市が「SCの自主独立の運営」を大前提にするのであれば、現状のようにSCを多大に保護・援助する施策を改めなければ、SCの自立的運営を実現することは非常に困難ではなからうか。

なお美里スポーツクラブのクラブハウスの問題点について146頁参照。

4 地区総合型SC育成支援施策の再検討・再検証について

(1) 地区総合型SC導入時の背景と目的

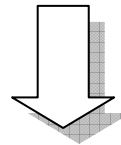
今後の市における地区総合型SC育成支援施策を、改めて検討する材料として、監査を行っている間に、収集した情報を掲載する。

地区総合型SCの設立の目的について、改めて検討するに際して、古い資料であるが、「H13.12.7 豊田市（仮）地区総合型スポーツクラブ推進プラン及び事業推進にあたっての留意事項（ガイドライン）等」の説明が参考になる。そこに記載されている、制度導入についての説明図は次のとおりである。

背景

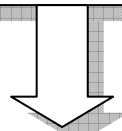
現状

体育指導員を中心にコミュニティ、学区、自治区でレクスポーツを中心に普及活動
体育協会の加盟団体（34 団体）による競技種目の普及活動
スポーツ少年団（13 種目）による小・中学生の競技種目の普及活動
学校運動部活動による子どもの育成のためのスポーツ活動
企業による福利厚生的スポーツ活動からトップチームまでの活動
クラブ・サークル等仲間、個人によるスポーツ、健康づくりの活動
民間スポーツクラブを利用したスポーツ、健康づくり活動



課題

コミ・自治区スポーツ → 単発イベント・行事主体の活動（**継続活動困難**）
体協・少年団スポーツ → 単一種目での活動（**競技指向**）
学校スポーツ → 少子化に伴う児童・生徒の減少や指導者の高齢化などによる
将来の運動部活動への懸念（**廃部、希望部無し、参加率低下等**）
企業スポーツ → 不況による企業スポーツの廃退、退職後スポーツに親しむ機
会の減少
クラブ・サークル等 → メンバーが固定化し新規のメンバーが加入しにくい



課題解決の受け皿として

地区総合型スポーツクラブ

上記の図から、当時の市の考えを読み取ると、市は地区総合型SCを、すでに地域に存在していた「民間スポーツ団体や学校部活動の課題点を解決する受け皿」として位置付け、それらの団体を包含する方向性をもつ組織として想定していたと考えられる。それゆえ、多額の補助金を交付し、またクラブハウスも建築の上、無償提供する施策が続けられてきたと考えられる。

(2) 導入後の状況

しかしながら実際には、すでに地域に民間スポーツ団体が存在してい

る中に、突如、市の政策として新顔の地区総合型ＳＣが登場し、しかも市からは破格の厚遇を受けることになったため、旧来からのスポーツ団体としては、心理的な抵抗感が生じ、融合が難しい状況が生まれ始めたのである。

また地区総合型ＳＣは、従来から存在する団体との間で、体育施設の利用時間・場所、携わる指導者等の人材面で競合（取り合い）が生じたことも、ＳＣの受け皿機能を期待することの障害となっている。

この点、市スポーツ振興審議会（スポーツ振興の施策、施設の整備等に関する審議を行う組織）において、ある委員が「スポーツ少年団は、すでに組織的に完成しているもので、きちんと機能している。そのメンバーが、今さらスポーツクラブに入ってどうするのかわからない。スポーツクラブの意義は何なのだろうか（と言っている）。」と発言し、地区総合型ＳＣの意義・目的に疑問が呈されている（平成１９年度第２回会議録）。

(3) 地区総合型ＳＣ育成事業の再検討の必要性について

ア 上記のとおり、地区総合型ＳＣは、市から補助金や様々な優遇措置が受けられる民間組織にもかかわらず、当初の設立数目標を達成できる状況ではない。また、本来的に魅力ある制度であれば、多数の設立申請がなされるのであろうが、当初より多数の申請を想定していないため、「中学校区において１つ」とされ、市としても、１つの中学校区に複数の地区総合型ＳＣが設立されることは全く想定していない。

さらに地区総合型ＳＣは、国や自治体が音頭をとって設立を主導しているのが実態であるにもかかわらず、建前としては市民会員の「自立的運営」が求められている。ＳＣとしては、会員を多数集めるために会費を安く設定し、実質的な運営費は補助金から支出しているのが現状であるが、その補助金が無くなったとしたら、いくつの地区総合型ＳＣが自立して運営を存続させていくことができるか、非常に不安な状況となっている。

監査人としては、地区総合型ＳＣの公益的必要性までも全て否定するものではない。実際に、自立的運営を目指して、ボランティアの状況でＳＣに関わっている市民が多数存在するとも聞いている。

しかしながら、地区総合型ＳＣの設立施策が始まってすでに７年経過しているが、上記のような市における現状、問題点を踏まえるのであれば、今一度、地区総合型ＳＣの設立推進施策、市の地区総合型ＳＣへの関わり方について、再検討をすべき時期に来ているのではなか

ろうか。

例えば平成13年に市が自ら決めた「中学校区に1つ」という設立目標を再考したり、SC運営の合理化のためにいくつかのSCを合併に導いたり、SC間のネットワークを充実させた上で個々のSCの管理・総務的な機能を、いずれかの組織に集約させる方向を促す等金銭面だけではないリーダーシップをとるべき方法を検討すべきではなかろうか。

イ また地区総合型SCは、市のスポーツプラン中「するスポーツ」の振興施策と位置付けられている。

ところで「するスポーツ」の振興の数値目標である「週1回以上のスポーツ実施率を3人に1人（約32%）から2人に1人（50%）へ」（15頁）は、83頁のとおり、スポーツプラン策定時（平成13年度）より低下傾向にある（平成17年度で18.1%）。このことは、専門的な分析が必要とは思われるが、地区総合型SCが、「するスポーツ」の振興としては、効果がほとんど表れていないと理解することも可能である。

そうすると地区総合型SCの設立推進施策そのものが、再検討の時期にきているのではなかろうか。

なお平成20年8月5日、一部マスコミ報道によれば、「自民党の無駄遣い撲滅プロジェクトチームが平成20年8月4日、文部科学省の主要事業について必要性を点検するため公開討論会を開き、『総合型地域スポーツクラブ育成』を含めた5事業を『不要』と判断した」とのことである。こういった情勢からも、市における地区総合型SC育成事業の今後の動向が見守られよう。

第7 体育協会負担金

1 市体育協会の概要

市体育協会の概要は、市による「平成20年度豊田市協会公社等の概要」によれば、次頁のとおりである。

なお平成19年度調査時点での加盟団体数は38団体、加盟スポーツ少年団は16団体であった。

平成20年4月1日時点

団体名	財団法人 豊田市体育協会			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	会長	小幡 銀伸	平成4年4月	平成20年4月～平成22年3月
設立年月日	昭和56年4月1日		監督行政庁	愛知県教育委員会総務課
所在地	愛知県豊田市八幡町1-20		郵便番号	471-0861
ホームページ	http://www.toyota-taikyo.or.jp/		TEL	31-0451
Eメール	t-taikyo@hm6.aiatai.ne.jp		FAX	35-4773
設立目的	豊田市における体育・スポーツ団体を総括し、体育・スポーツの普及と体力づくりの振興をはかり、もって市民の健全な心身の発展に寄与することを目的に設立			
主な事業内容	1 市民の健康・体力づくり活動に関する行事の実施及び協力 2 体育・スポーツに関する行事の実施及び協力 3 体育・スポーツの指導者の養成・確保及び派遣 4 体育・スポーツに関する調査・研究及び啓発・広報 5 体育・スポーツ団体との連絡・提携 6 体育・スポーツ功労者の顕彰 7 市スポーツ施設の管理運営 8 その他目的を達成するために必要な事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	589,900,000円			理 事	
内訳				定款等上の定数	15～20人
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	500,000	84.8	現在員数	19人
2	民間	21,733	3.7	うち常勤	1人
3	加盟競技団体	12,025	2.0	うち市派遣	0人
4	その他	56,142	9.5	うち市OB	1人
5				常勤役員の平均年齢	60歳
6				常勤役員の平均年収	3,049千円
7				監 事	
8				定款等上の定数	2～3人
9				任期	2年
10				現在員数	3人
11				評議員人数	39人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	7	人数	2	人数	42	人数	8	人数	59
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	3	うち市OB	0	うち市OB	3
正規職員の平均年齢	43歳			正規職員の平均年収	6,576,731円				

※「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			収支計算書・正味財産増減計算書		
年度	18年度決算	19年度決算	年度	18年度決算	19年度決算
総資産	698,334	741,507	総収入	435,836	585,924
負債	89,337	114,198	(一般正味財産) 当期経常増減額		20,578
うち有利子負債	0	0	(一般正味財産) 当期経常外増減額		2,264
正味財産の部合計	608,997	627,310	(指定正味財産) 当期増減額		0

※平成19年度から新公益法人会計基準を適用したため、平成18年度決算額の「(一般正味財産)当期経常増減額」「(一般正味財産)当期経常外増減額」「(指定正味財産)当期増減額」は表示できない。

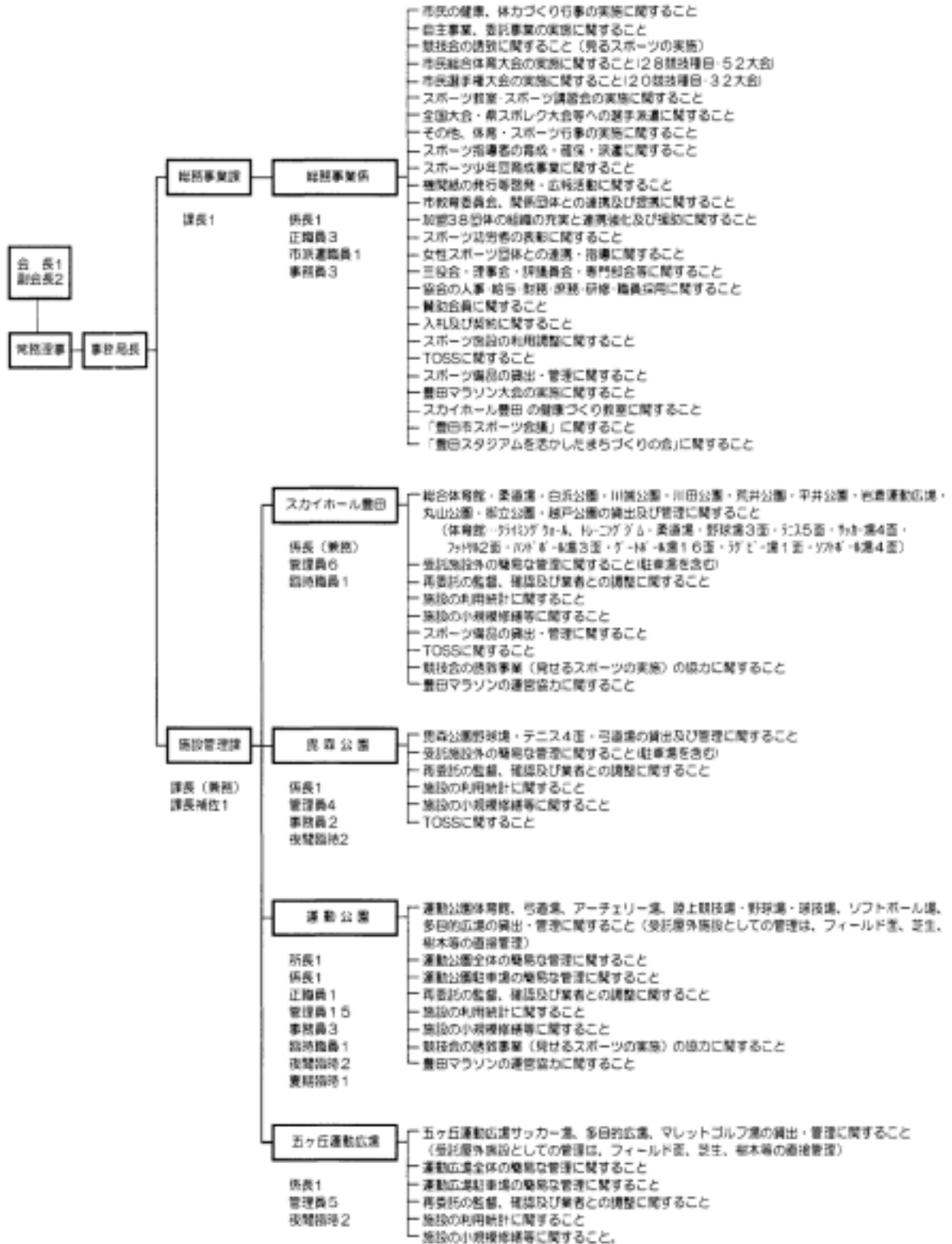
豊田市の財政的関与の状況(平成19年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入		157,359	損失補償契約に係る債務残高		0
市負担金収入		44,508	市貸付金残高		0
市委託料等収入		297,624	市支出運用財産(基金)		0

豊田市関係事業の状況(平成19年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市総合体育館の管理運営 ・運動公園の管理運営(体育館、陸上競技場、球技場、野球場、ソフトボール場、アーチェリー場、弓道場、多目的広場) ・毘森公園の管理運営(野球場、テニスコート、弓道場、相撲場、プール) ・五ヶ丘運動広場の管理運営(球技場、多目的広場、マレットゴルフ場)
市受託事業 (施設管理以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校野球誘致事業 ・スタッツ教室 ・スポーツ施設無料開放事業
市補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・協会公社等運営費補助
市負担事業(共催事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・スカイホール豊田オープニング事業 ハ`スクット`-`ルキ`シヨマツ、ホ`ルガ`-`ムフェタ等9事業 ・豊田マラソン大会 ・市民総合体育大会 ・スポーツ少年団育成事業 ・競技会誘致事業 日本女子ソフト`-`ルガ`、招待ラグビー等7事業

市体育協会事務局組織と業務分担は、以下の表のとおりである。

平成20年度（財）豊田市体育協会事務局組織及び業務分担表

平成20年4月1日



事務局長のもと、総務事業課と施設管理課に分かれている。施設管理課は、市より指定管理者として指定されている施設ごとに組織化されている。

ところで平成19年度は、市OBが3人だったところ、平成20年度は5人となり、うち1人は常務理事であり、残りの4人は指定管理者制度適用施設4か所の長（所長または管理係長）に就任している。

2 体育協会負担金の推移

単位：円

体育協会負担金 内訳	H14	H15	H16	H17	H18	H19
スポーツ少年団育成負担金	2,700,000	2,700,000	2,598,785	2,700,000	2,700,000	2,800,000
市民総合体育大会負担金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
愛知県体育協会加盟団体負担金			1,070,000	1,209,000	1,220,000	1,239,000
愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競走大会開催負担金						488,000

【スポーツ少年団育成事業負担金】

市体育協会に加盟するスポーツ少年団の育成に関する費用のうち、市が負担する部分である。市体育協会に加盟しているスポーツ少年団は、平成19年度時点で16団体、会員数の合計は6605名にのぼる。市体育協会におけるスポーツ少年団育成事業の平成19年度の支出は、以下の表のとおり総額327万9339円で、市の負担割合は85.38%である。これはほぼ市の市体育協会の出捐割合（84.8%）と一致している。

単位：円

項 目		金額	内訳	内訳金額
事業費	少年団カーニバル費	393,814	保険料	25,190
			スタッフ費用弁償	99,000
			参加賞	192,000
			飲料水	72,240
			ゲーム消耗品	6,384
	西三河支部大会	310,408	保険料	8,386
			会場使用料等	1,100
			長なわ	45,000
			ゲーム消耗品	40,272
			補助役員謝礼	36,000
			印刷用紙等事務用品	64,450
			スタッフ弁当、お茶	36,000
	指導者研修会	57,288	参加賞	79,200
			テーピング研修会テープ代	53,088
			会場使用料	4,200
育成費	スポーツ少年団育成費	2,390,000	16団体×70,000円、6,350人×200円	
事務費	代議員会議等費用弁償	127,829	代議員会等5回(代議員16名)	
合 計		3,279,339		

この表のうち「スポーツ少年団育成費」は、市体育協会から各スポーツ少年団に交付される補助金であり、交付基準は1団体7万円をベースに、会員数×200円が加算されるというものである。

【愛知県体育協会団体負担金】

市体育協会は、愛知県体育協会に加盟していることから、愛知県体育協会の内部規定に基づき加盟団体負担金を支払っている。平成19年度の加盟団体負担金は123万9000円で、市の負担割合は100%である。

3 体育協会負担金の問題点

(1) 体育協会負担金全体

監査人が市に対して、体育協会負担費を支払う際の内容や金額についての基準を照会したところ、「市体育協会からの申請に基づき支出を決定している」というだけで、負担金の内容や金額について明確な基準はない。結果、市体育協会から申請がなされるものについて、受動的に支払っているのが実態である。

その原因を考えると、スポーツ課の職員は約3年で異動がなされてしまい、異動のたびに引き継ぎを行わなければならない状況である。他方、市体育協会の職員は、原則的にプロパーであることから、長年、スポーツ課との協議を重ねてきた者が、毎年協議を担当することができることになる。とすると、スポーツ課職員と市体育協会職員との間の、スポーツに対する知識及び経験の差は、歴然としたものとなっている。本来であれば、スポーツ課が負担金・補助金を支出する以上、交付対象をコントロールすべきなのだが、スポーツ課が市体育協会をコントロールしているとは必ずしも言えない状況が長く続いていると考えられる。

この問題は、スポーツ課と市体育協会との関係に限らず、市と外部団体との関係に共通の問題点と思われるが、特にスポーツの分野は、その傾向が顕著と考えられる。

【意見】

市職員の人事異動において、知識・経験の集積が必要な部門は、異動のローテーションを遅くするとか、前任者から集積された知識・経験を、後任者にうまく引き継ぐことができるようなシステム及び環境を改めて検討すべきである。

(2) 愛知県体育協会団体負担金

県体育協会は、県の外郭団体であるが、県は、数年前より「県関係団

体経営改善計画」の中で、県体育協会についても経営改善を求めている。県による県体育協会の経営改善方針（ホームページで閲覧可能）として以下の記載がある。

自立・安定した組織の構築を目指し、引き続き事務事業の見直しによる支出予算の削減を図るとともに、加盟団体負担金等の改定の検討及び賛助会員などの拡大をすすめ、自主財源の確保に努め、計画的に退職給与引当預金を積み立てる等自己資本比率等の改善を図る。

すなわち県は、県体育協会の自立・安定した組織構築のために、加盟団体負担金等の増額などによる自主財源の確保を奨励しているのである。

ところが、市体育協会が県体育協会に納めている加盟団体負担金は、市の負担金を財源としている。これでは「愛知県が県体育協会に自立運営を促し距離を置こうとしている一方で、県下の豊田市が、加盟団体負担金を支出することにより、県体育協会の自立運営を支えている」という皮肉な構造となっている。

なお市体育協会は、平成19年度、県体育協会に加盟団体負担金を納めると同時に、県体育協会から補助金55万4950円の交付を受けている。

【意見】

市が、加盟団体負担金を支出することにより、県体育協会の活動の一部を支えている構造がある。スポーツ課によると、他の自治体でも同様の状況がみられるとのことであった。

しかし、市は県体育協会の活動とは一定の距離があること、市体育協会は県体育協会から補助金を受けていること、上部団体への負担金は加盟団体の会費から納めることが望ましいことから、市が実質的に県体育協会負担金を負担する結果になっていることは再検討すべきである。

第8 豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金

1 豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会について

(1) 組織について

豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進負担金とは、民間団体である「豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会」（以下「まちづくりの会」という。）の活動費に充てられる負担金である。

まちづくりの会とは、平成6年ころ、市に巨大サッカースタジアムを誘致することを目的として、市内の市体育協会、豊田商工会議所、社団

法人豊田青年会議所、女性スポーツ団体協議会の4団体が「大規模球技場を生かしたまちづくりを推進する会」として共同で設立した任意の団体を前身とする。豊田スタジアムが開設してからは、現行の名称に変更された。現在は、豊田スタジアム内に事務局が存在する。

設立目的は、同会規約によると、「本会は、市民参画のもとに、中央公園・豊田スタジアムの利活用の促進を図り、もってまちづくり、スポーツ文化の振興を図ることを目的とする」（平成20年度）とされている。

組織は、会員（目的に賛同する団体の代表者及び企業等）により構成される総会、世話人会（代表世話人1名、副代表世話人若干名、監事2名で構成）、幹事会（会員である団体の代表者及びそれに準ずる者で構成）及び事務局にて構成されている。

会員数は個人が44名（平成19年度時点）で、それらの個人が所属する団体は、次のとおりである（代表を2名出している団体もある）。

豊田商工会議所、市体育協会、連合愛知豊田地域協議会、（社）豊田青年会議所、女性スポーツ団体協議会、豊田市子ども会育成連絡協議会、豊田金融協会、（財）豊田市国際交流協会、（財）豊田市文化振興財団、豊田市消費者グループ連絡会、豊田市商店街連盟、豊田市体育指導委員協議会、豊田市サッカー協会、豊田市スポーツ少年団、（株）豊田スタジアム、豊田市区長会、JAあいち豊田、豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田西加茂薬剤師会、協同組合豊田市鉄工会、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会、豊田市民生委員児童委員協議会、豊田市婦人消防クラブ連絡協議会、豊田ロータリークラブ、豊田東ロータリークラブ、豊田西ロータリークラブ、豊田ライオンズクラブ、豊田南ライオンズクラブ、豊田加茂ライオンズクラブ、豊田東名ライオンズクラブ、豊田ルネッサンスライオンズクラブ、豊田市婦人交通安全奉仕会、豊田市赤十字奉仕団、豊田市ラグビーフットボール協会、豊田市老人クラブ連合会、豊田中央ライオンズクラブ、豊田東豊商店街振興組合、Blue Leaders Club

(2) 活動内容

まちづくりの会規約（平成20年度）に記載されている事業・活動は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>(1) 中央公園・豊田スタジアムを活かした町づくりの促進及び支援</p> <p>(2) 中央公園・豊田スタジアムの利活用の促進を図るための提言及び市民意識の把握等調査活動の実施</p> <p>(3) スポーツ文化振興のためのイベント開催</p> <p>(4) 国際、国内の一流試合の誘致及び大規模催事場の開催等、市民意識の啓発に関する支援活動の実施</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、目的達成のために必要な事業・活動</p> |
|--|

市に保存されている平成17年度以降のまちづくりの会総会資料（平成16年度の事業報告の記載がある。）によると、具体的な活動は次のとおりである。

H16	<p>【利活用に向けての事業】</p> <p>フットサル大会、スタジアム一般開放（ピッチでの催しを実施）、グランパス練習見学会、グランパス試合観戦ツアー、ぐるりんラリー（豊田スタジアム及び外周を利用したウォークラリー）</p> <p>【広告啓発活動】</p> <p>(1) 協賛、協力 ふれ愛フェスタ 2004、おいでんまつり花火、産業フェスタ 2004、豊田雪まつり</p> <p>(2) 入場券配布 第5回豊田国際ユースサッカー大会順位決定戦（会員に入場券 100 枚配布）</p> <p>【調査研究】</p> <p>第6回全国ホームタウンサミット in 川崎 豊田スタジアムの実態測定効果・アンケート実施</p>
H17	<p>【利活用に向けての事業】</p> <p>祭座「ニッポン」チケット販売促進手運営（ボランティア参加）、スタジアム一般開放（ピッチで催しを実施）、豊田スタジアム写生大会、グランパス練習見学会</p> <p>【広告啓発活動】</p> <p>(1)協賛、協力 ふれ愛フェスタ 2005、豊田おいでんまつり、産業フェスタ 2005、豊田雪まつり</p> <p>(2)入場券配布 第6回豊田国際ユースサッカー大会（会員に入場券 100 枚配布）</p> <p>【調査研究】</p> <p>埼玉スタジアム及び日産スタジアムの視察</p>

H18	<p>【利活用に向けての事業】</p> <p>豊田スタジアム 100 万本の花プロジェクトへの運営協力、グランパス練習見学会</p> <p>【広告啓発活動】</p> <p>(1)協賛、協力</p> <p>ふれ愛フェスタ 2006、豊田おいでんまつり、第 7 回豊田国際ユースサッカー大会、産業フェスタ 2006、豊田雪まつり</p> <p>(2)入場券配布</p> <p>第 2 回とよた市民野外劇衣の里夢大地（会員に入場券 88 枚配布）、第 7 回豊田国際ユースサッカー大会（会員に入場券 88 枚配布）、FIFA クラブワールドカップジャパン 2006（会員に入場券 131 枚配布）</p> <p>【広報誌の発行】</p> <p>まちづくり会通信の発行（年間 2 回）</p>
H19	<p>【利活用に向けての事業】</p> <p>豊田スタジアム 100 万本の花プロジェクトへの運営協力、グランパス練習見学会</p> <p>【広告啓発活動】</p> <p>(1)協賛、協力</p> <p>ふれ愛フェスタ 2007、豊田おいでんまつり、第 8 回豊田国際ユースサッカー大会、産業フェスタ 2007、豊田雪まつり</p> <p>(2)入場券配布</p> <p>FIFA クラブワールドカップジャパン 2007（会員に入場券 100 枚配布）、名古屋グランパス開幕戦（会員に入場券 200 枚配布）</p>

2 豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金の推移

市はまちづくりの会との間で、毎年度、協定書を締結し、まちづくりの会への事業・活動に対する推進費として負担金を交付している。

まちづくり推進負担金の推移について、まちづくりの会への交付が開始した平成 7 年度から平成 20 年度までを表にしたものが以下のものである。

単位：千円

年度	市負担金	年度	市負担金
H7	6,000	H14	5,000
H8	9,500	H15	5,000
H9	4,000	H16	5,000
H10	10,000	H17	5,000
H11	7,500	H18	5,000
H12	7,500	H19	3,500
H13	7,500	H20	3,500

豊田スタジアムが開設したのは平成13年度であり、同年度までの負担金は高額で推移しているが、開設後の平成14年度以降は500万円になり、平成19年度からは350万円へ減額される傾向にある。負担金が減額されたのは、市がまちづくりの会に負担金減額を要請し、その結果、事務職員の雇用を取りやめ、まちづくりの会の事務を、(株)豊田スタジアムに依頼することにしたからである。

3 豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金の問題点

(1) 負担金支出の問題点

負担金の定義は、前記のとおり「法令又は契約に基づいて一定の金額を支出する負担金のほかに、各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決められた費用を支出する経費」（市の「節別予算見積基準」より）及び「協会公社等が実施する共催事業（イベント・大会等）について、主催者又は共催者として市が一定の負担をする場合に交付するもの」（「豊田市協会公社等運営評価報告書」より）とされている。

【結果】

まちづくりの会の構成員に市は含まれていないことから、まちづくりの会に負担金名目で支出することは、市の内部基準に反し不相当である。

補助金名目であれば委託・給付事務効率化委員会の審議にかけられ、公益上の必要性等が吟味されるが、当該負担金のように、実質的には補助金であるにもかかわらず、「負担金」名目により、補助金についての審査を免れる結果となっている。

(2) 負担金の使途の監督の問題点

市とまちづくりの会とで毎年度締結されている協定書第6条によれば「まちづくりの会は、事業・活動終了後、すみやかに事業の結果及び決算の報告を市にすること」とされている。

そこで市がまちづくりの会から受けている報告内容を確認したところ、市が毎年度に把握している内容は以下のデータであった。

収入の部

単位:円

	収入計	市負担金	寄付金	事業収入等	前年度繰越金
H14	5,989,250	5,000,000	800,000	78,053	111,197
H15	5,988,804	5,000,000	800,000	32,017	156,787
H16	5,901,227	5,000,000	800,000	36,020	65,207
H17	5,637,875	5,000,000	400,000	12	237,863
H18	5,594,260	5,000,000	400,000	3,685	190,575
H19	4,100,032	3,500,000	400,000	3,568	196,464

支出の部

単位:円

	支出計	会議費	事務費	調査費	広告宣伝費	イベント費	次年度繰越金
H14	5,989,250	180,033	1,800,878	385,160	2,601,250	865,142	156,787
H15	5,988,804	106,786	1,747,242	414,140	2,381,485	1,273,944	65,207
H16	5,901,227	59,475	1,307,389	2,013,580	854,598	1,428,322	237,863
H17	5,637,875	222,850	1,390,280	194,143	856,000	2,784,027	190,575
H18	5,594,260	235,650	1,441,710	0	1,389,350	2,331,086	196,464
H19	4,100,032	209,964	204,975	0	1,570,000	1,856,545	258,548

この表から分かるのは、まちづくりの会の収入のうち平成18年度までは、収入計に占める市負担金の割合が、86.2%~92.6%と非常に高割合であるということである。

他方、支出については、大まかな費目は分かるが、各費目の内訳については、これまで市は担当者を、まちづくりの会の総会に出席させ、その際に口頭による報告は受けていたようだが、その内容が適正であるかどうかについては、資料を確認するなど、立ち入った確認はなされていない状況であった。

【結果】

市民の税金が毎年500万円も投入されてきたにもかかわらず、まちづくりの会から市への報告が、総会資料と総会で承認予定の決算案の数枚、それから総会での市担当者への口頭説明というだけでは、市は市民に対し、負担金の公益性及び必要性について説明責任を果たすことは困難ではなからうか。

したがって市は、まちづくりの会から、負担金がどのように支出されたのか、費目及び支出を証する資料の提示を受け、負担金の利用の適正

について、確認すべきである。

(3) 負担金の使途の問題点

まちづくりの会は、収入のほとんどを市負担金でまかなっているが、事業内容を見たところ、「広告啓発活動」として、いくつかのイベントに協賛金を支出したり、入場券100枚以上を購入しそれを会員に配布している。

スポーツ課に、「負担金で、豊田スタジアムにて催されるチケットを購入し、かつ外部に配布するのではなく会員に配布することは、負担金の支出として適正と考えるか。」と尋ねた。するとスポーツ課は「豊田スタジアムの利活用の推進を前提としてチケットを配布していたので、問題ないと考えている。」との回答であった。

そこで改めてスポーツ課に対し、まちづくりの会の支払明細を確認することを依頼した。

その結果、スポーツ課が、まちづくりの会管理の領収書を参照して、平成19年度の支出明細表(78頁)を作成した(まちづくりの会もそのような形でまとめてはいなかったのである)。この表の中の「広報宣伝費」のうち、「協賛金」として外部の団体へ支払われている金額の合計は81万円、チケット購入代金の合計は76万円となっている。これらの金額は、まちづくりの会の同年度の寄付金収入40万円を優に超えている。

【結果】

まちづくりの会が、ボランティア活動をしたり、(株)豊田スタジアムの活動を支援している点は十分に評価できるが、市はそれらの活動に対して、税金を投入することについては、その公益性・必要性を、改めて具体的に検討すべきである。また、まちづくりの会が、民間団体という体裁は取っているものの、会員から会費を1円も徴収していないことからすると、「民間団体ではあるものの、実質的に税金で成り立っている団体」という不可思議な存在と言える状況も考慮しなければならない。

具体的な指摘事項としては、税金(負担金)で、まちづくりの会「会員」向けのクラブワールドカップチケット多数枚を購入することについては、公益上の必要性を認めることはできない、という点がある。市民感覚からしても、納得できない事態ではなかろうか。スポーツ課は、10年以上にわたって続いてきた、まちづくりの会への負担金支出について、支出内容に疑義があるにもかかわらず、前例を踏襲してきたため、方向転換の機会を逸してきたと考えられる。もっとも、平成20年度か

らは、スポーツ課とまちづくりの会事務局との協議の結果、チケット購入は中止されることになった、とのことである。

まちづくりの会が、負担金を原資にして、他団体への協賛金を出している点も、公益性・必要性の観点から、大いに疑問である。そもそもまちづくりの会自身の「広報宣伝」に公益性があるのかも疑わしい。

また、まちづくりの会の支出のほとんどが税金（負担金）でまかなわれていることを前提にすると、「会議費」の総会昼食費として1回の食事で15万9250円も支出していることも不適切である。

さらに市がまちづくりの会の事務内容を精査した結果、平成19年度からは事務員1名の雇用を取りやめることとなり、まちづくりの会は業務を(株)豊田スタジアムに依頼することとなった。そうであれば、そもそも「平成18年度までの事務員1名体制が必要であったのか、そこに税金を毎年約120万円も援助する必要があったのか」が改めて問題とされよう。

最後に、まちづくりの会には、平成19年度末までに繰越金として、25万8548円が生じている。この点、スポーツ課は「市負担金以上の支出がなされているので、会員団体からの寄付金の残余分であると言えるから、返金を求めている。」との回答であった。しかしこの繰越金も、実質的には負担金の剰余分という性格が濃厚な金銭と考えられるので、市はまちづくりの会と精算について、協定書に基づき協議すべきである。

平成19年度まちづくりの会支出明細表

会議費

内訳	金額(円)	支払先	備考
総会用生花	8,400	(株)花成	
総会昼食費	159,250	(株)豊田スタジアム	レストラン
総会会場使用料	1,000	(株)豊田スタジアム	
総会用飲み物	6,400	奥長良川名水(株)	ペットボトル水
総会用看板	18,900	(株)クラチスタジオ	ウッドパネル 4500×600
総会用冊子印刷	16,014	社会福祉法人 豊田市福祉事業団	(けやきワークス)
計	209,964		

事務費

内訳	金額(円)	支払先	備考
振込手数料	5,985	豊田信用金庫等	年間15件分
切手代	16,690	郵便事業(株)	年間3件分
メール便代	12,900	ヤマト運輸(株)	年間3件分
事務機器使用料	150,000	(株)豊田スタジアム	年間分
封筒印刷	19,400	社会福祉法人 豊田市福祉事業団	(けやきワークス)
計	204,975		

広告宣伝費

内訳	金額(円)	支払先	備考
ふれ愛フェスタ協賛	200,000	ふれ愛フェスタ実行委員会	5月19日
豊田おいでんまつり協賛	110,000	豊田おいでんまつり協賛事務局	花火、プログラム広告 7月28、29日
豊田国際ユースサッカー協賛	150,000	豊田国際ユースサッカー大会事務局	8月9～12日
産業フェスタ協賛	200,000	産業フェスタ実行委員会	9月22、23日
豊田雪まつり協賛	150,000	豊田商工会議所青年部	12月22日
クラブワールドカップチケット	200,000	(株)豊田スタジアム	12月10日 カテ4 100枚
Jリーグ開幕戦チケット	560,000	(株)豊田スタジアム	3月8日 カテ3 200枚
計	1,570,000		

イベント費

内訳	金額(円)	支払先	備考
グランパス見学会用バス、保険	51,250	香恋バス(有)	3月9日開催分
グランパス見学会用駐車料金	1,600	愛・地球博記念公園	3月9日開催分
グランパス見学会用お菓子	7,500	(株)ウスイ	3月9日開催分
グランパス見学会用色紙	1,344	(株)栗田商会豊田営業所	3月9日開催分
グランパス見学会用弁当	12,772	(株)アイチ酒米店	3月9日開催分
グランパス見学会用手土産	3,150	松坂屋	3月9日開催分
グランパス見学会用マジック	1,385	(株)篠田商会	3月9日開催分
グランパス見学会用フラッグ	2,940	(株)豊田スタジアム	3月9日開催分
グランパス見学会用バス、保険	63,550	香恋バス(有)	3月26日開催分
グランパス見学会用お菓子、飲み物	22,645	(株)アイチ酒米店	3月26日開催分
グランパス見学会用パン	9,500	けやきワークス	3月26日開催分
グランパス見学会用色紙、マジック	11,640	(株)栗田商会豊田営業所	3月26日開催分
グランパス見学会用手土産	3,150	松坂屋	3月26日開催分
グランパス見学会用フラッグ	2,940	(株)豊田スタジアム	3月26日開催分
Jリーグ開幕戦チケット	105,000	(株)豊田スタジアム	菜の花イベント景品用(カ75 親子50組)
菜の花開花イベント協力費	1,556,179	(株)豊田スタジアム	開催費の一部を会で負担
計	1,856,545		

総計(円)	3,841,484
-------	-----------

第9 都市対抗野球大会応援費

1 都市対抗野球応援費の推移

「全国都市対抗野球大会」とは、財団法人日本野球連盟と毎日新聞社が主催する、毎年夏に開催される社会人野球チーム対抗のトーナメント試合のことである。

本選に進出する社会人野球チームは、企業を母体とするチームがほとんどであるが、(財)日本野球連盟の「都市対抗野球大会要領」において、

【都市の推薦】

出場するチームは、その所在都市を代表する意味で都市長または町長の推薦状を提出する。また、ユニフォームの右袖に都市町章を貼付する。

との規定があることから、実体として「企業チーム間の試合」であるのにかわらず、「自治体間の対抗試合」とみなされている社会的風潮がある。

市において、都市対抗野球大会本戦まで出場できるのは、トヨタ自動車硬式野球部がほとんどである。

なお(財)日本野球連盟は、他にも「社会人野球日本選手権」、「全日本クラブ野球選手権」などの大会を主催しているが、大会要項に自治体の推薦状の提出を義務付けているのは、全国都市対抗野球大会のみである。

都市対抗野球応援事業に関する収入・支出の平成14年度から19年度までの推移及び内訳は次の表のとおりである。

この表からすると、都市対抗野球応援費は、都市対抗野球大会が開催される東京ドームまで市内からチャーターしたバスを往復運行させること、市民応援団に謝礼を払うこと、選手の壮行会に負担金を支払うことが主な内容である。

単位：円

項目	H14	H15	H16	H17	H18	H19	備考	
収入	市の都市対抗野球応援費	3,903,857	3,810,354	3,723,115	未出場	3,594,445	3,203,465	
	参加者負担金	286,000	332,000	295,000		229,000	168,000	市民応援バス参加料 1,000円/人
	計	4,189,857	4,142,354	4,018,115		3,823,445	3,371,465	

支出	報償費	147,250	163,000	216,000	未出場	258,500	480,000	市民応援団への謝礼
	旅費	695,710	400	0		0	0	市民応援団の新幹線対応旅費等(通常は団体バスだが、H14年度のみ試合日程の都合により)
	消耗品費	89,250	89,250	63,000		100,800	121,800	横断幕、看板
	食糧費	16,800	22,000	25,740		19,950	9,450	応援バス乗務員弁当代
	手数料	153,405	174,615	252,630		168,315	86,415	旅行会社受付業務手数料、振込み手数料
	保険料	76,800	76,600	72,800		25,700	18,800	参加者傷害保険料: H18年度より単価見直し
	委託料	284,025	285,600	289,275		733,950	0	市PR用ビデオ製作、応援用備品作成委託料
	使用料	2,071,000	2,484,850	2,470,200		2,061,900	2,191,040	借上バス、有料道路使用料、駐車場代等
	負担金	655,617	846,039	628,470		454,330	463,960	壮行会負担金(総額費用を出席人数で按分 トヨタ自動車関係分: 実行委員会関係分)
	計	4,189,857	4,142,354	4,018,115		3,823,445	3,371,465	

2 都市対抗野球応援費の問題点

(1) 都市対抗野球だけが特別扱いされる問題点

都市対抗野球応援費として、市が負担する金額は最大で390万円と高額に上ることから、監査人が、都市対抗野球大会への支出の理由を尋ねた。スポーツ課からの回答は、「豊田市代表として都市対抗野球に出場する選手の右袖に市章がつけられ、大会会場の応援席には豊田市民専用の応援スペースが設けられる。豊田市代表として試合に出てもらうことにより、豊田市を全国にアピールすることもできるし、市民応援バスを出すことは、『みるスポーツ振興』と言える。他方、都市対抗野球の応援については、東海地区の他の自治体でも同様の事例がみられる。」ということであった。

しかし市と都市対抗野球大会に出場するチームとの関係を分析すると、①チームを擁する企業が市内にあること②大会要領により自治体の推薦

状の提出が義務付けられていること③同じく大会要領で選手はユニフォームに都市章を付けることとされていることしかない。

②、③は主催者側の都合（共催者に民間企業が入っていることから大会の宣伝目的とも解釈可能である）にしか過ぎないことから、実質的な関係は、①だけとなるが、それだけでは多額の税金支出を正当化することは困難である。

また市章をつけた選手が、大会に出場したとしても、市にとってどのような公益的な目的・効果があるのかも、不明である。

娯楽が少ない時代に、野球が娯楽の王様であったことは事実であるが、娯楽やスポーツが多様化している時代（そういった時代の要請が、多種多様のスポーツ活動を包含する地区総合型スポーツクラブともいえる）において、どうして「野球」だけが、全国大会出場に際して多額の負担金（税金）の支出が許されるのか、合理的に説明することが困難な情勢になってきている。

様々なスポーツの全国大会の主催者が「今後は都市対抗野球大会と同じように、出場するチームを自治体の代表として参加させよう」と企画したとしても、市がその出場チームの応援ためにバスまでチャーターして多額の支出をすることは考えにくい。

【結果】

そうであるならば、都市対抗野球だけを特別扱いする合理的理由はないのであるから、公益的目的が必ずしも高くないこと及び支援対象の公平性の観点から、都市対抗野球応援費の支出は再考する時期に来ているのではなかろうか。

(2) 壮行会負担金について

トヨタ自動車硬式野球部が、都市対抗野球大会への出場が決まると、市とトヨタ自動車の共催にて、壮行会（場所は市内ホテルの大会場）が開催されているのが慣例である。それに関して、市は「壮行会負担金」を支出している。「壮行会負担金」の内容は市の説明によると、「壮行会は、トヨタ自動車と市実行委員会（市にて設立）とが共催して開催しているが、費用の総額を、出席人数で割り、実行委員会委員分とトヨタ自動車関係者分とで按分した金額を負担している」とのことであった。

ところで市の「節別予算見積基準」では「懇親会や昼食会に係る負担金は、原則として認めない」とされている。この指示の背景にあるのは、飲食費は、参加者各自が負担すべきであるという受益者負担の考え方である。

とすると、壮行会とて、実体は盛大な立食パーティーであり、本来、参加者が受益者負担で支出すべき催しであり、そこに市民の税金が50万円も60万円も使われることは、市民の賛同を得ることは困難であろう。

【結果】

市が民間企業と共催で壮行会を開催したとしても、人的資源の提供にとどめるべきであり、会費は参加者の負担とすべきである。

(3) 奨励報奨金

市は市民の体育・文化に関する活動を振興するため、国際・全国大会に出場する個人・団体に奨励報奨金を交付している。交付基準は、次のとおりである。

国際大会（国際連盟が主催する大会）	個人2万円、団体20万円以内
上記以外の国際大会、全国大会	個人6000円、団体6万円以内
【対象外】	
営業・専業、企業活動と思われる場合。小・中学校体育（文化的）大会選手派遣事業費補助金に該当する場合など	

前記壮行会においては、副市長からトヨタ自動車硬式野球部に対して、この奨励金が交付されている。

ところでこの場合の奨励金交付は、トヨタ自動車硬式野球部の大会出場に関してのものであることから、交付基準の「対象外」における「企業活動と思われる場合」に該当すると考えられる。

この指摘について市からの回答は、「都市対抗は例外です。」とのことであった。

【結果】

規定を公平に適用するとの観点からは、市が奨励報奨金について、都市対抗大会出場の場合のみを、例外的な扱いとしている点については、疑問が残る。

第10 振興事業と数値目標

監査人がスポーツ課に、スポーツプランの数値目標の平成19年度時点での達成度を尋ねたところ、「数値としては、スポーツプラン策定時の平成13年度と、平成17年度のものしかない」との回答であった。その内容を、豊田市教育行政計画（改定版、計画期間H20～24年度）から引用すると、次のとおりである。

● 数 値 目 標 ●

評価指標	実績値		達成度 [※] (前 回目目標値)	目標値 平成24年	備考（調査方法等）	重点プロ ジェクト
	平成13年	平成17年				
成人が週1回以上スポーツを実施する割合	32%	18.1%	C (35%)	50.0%	市民意識調査 ※H13実績値は市民のスポーツに関する意識調査、H17実績値は教育行政計画調査より	—
成人が1年間にスポーツ観戦をする割合 ※市民対象	48%	38.0%	C (50%)	55.0%	市民意識調査 ※H13実績値は市民のスポーツに関する意識調査、H17実績値は教育行政計画調査より	—
成人が1年間でスポーツボランティアを実施する割合	6.9%	6.2%	C (7.2%)	10.0%	市民意識調査 ※H13実績値は市民のスポーツに関する意識調査、H17実績値は教育行政計画調査より	—

※達成度

A	目標達成	B	前回より向上しているものの目標は達成せず	C	前回より悪化
---	------	---	----------------------	---	--------

数値目標においては、「成人が週1回以上スポーツを実施する割合」が32%から18.1%に大幅下落している。この理由についてスポーツ課は、「まず平成13年時と平成17年時では、質問項目や回答のための選択肢数が異なっていたことから、単純に『大幅下落』とはとらえていない。またこの数値下落については、理由を分析・検討していない。スポーツ課としては、これまでに施設面を増やし、地区運動場を広げることを行ってきたし、地区総合型SCでも会員数はスポーツプラン策定時よりも増加しているのだが、そういった活動が数値として表れてこない。」とのことであった。

【意見】

スポーツプランの数値目標は市が設定した目標であるが、質問項目の設定方法等によって、容易に結果が左右される数値であれば、効果測定のための数値設定としては、その適正に疑問が残る。

しかしながらスポーツ課も、スポーツプランの数値目標に対して、下落の理由を検討分析していないこと、数値の調査をスポーツプラン策定から7年

間で1度しか行っていないという点で、数値目標を必ずしも重視しない姿勢を読み取ることができる。

そこでスポーツ課は、より適切で合理的な数値目標を設定すべきであるし、設定された目標に対して、その達成度を常に意識した施策を行うべきである。

第4章 施設管理

第1 スポーツ課所管施設の管理状況

1 「公の施設」の管理方法

スポーツ課は、93頁の「表3 スポーツ課所管施設一覧」のとおり、34の施設を所管している。これらの施設は、「公の施設」である。

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために、地方公共団体が設ける施設をいう（地方自治法第244条第1項）。

具体的には、①住民の利用に供する施設、②当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設、③住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設、④地方公共団体が設ける施設、⑤地方公共団体が設けるもの、の各要件を具備するものである。

そして、公の施設を設置し、管理し、及び廃止することは、地方公共団体の長の権限である（地方自治法第149条第7項）。

公の施設の設定及び管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、条例で定めることが必要である（地方自治法第244条の2第1項）。

このうち「公の施設」の管理については、市が自ら管理する場合のほか、公の施設の設定の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、第三者に管理を行わせることができるため（指定管理者制度。地方自治法第244条の2第3項以下）、スポーツ課が所管する施設についての管理方法としても、市（スポーツ課）が管理する「直営」の方法かあるいは、指定管理者制度（自治法第244条の2第2項から）による方法のいずれかとなる。

2 指定管理者制度とは

「公の施設」の管理運営主体は、以前は公共性を確保する観点から、地方自治法により公共的団体等に限られていた。

多くの施設は、地方公共団体から、地方公共団体が出資した法人等に委託して施設を管理していた（管理委託制度）。

ところが、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運営を図ること等を目的として、平成15年6月に地方自治法が改正され、民間事業者等にも施設の管理運営を委ねることができることとなった。

このように指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として導入さ

れた。

指定管理者は、議会の議決を得て指定されたうえで、施設の管理に関する権限を委任され、施設の使用許可までも行うことができる。

3 スポーツ課所管施設における指定管理者制度の導入状況

スポーツ課所管施設である全34施設のうち、19施設に指定管理者制度が導入され、残りの15施設は直営となっている。

このようにスポーツ課所管施設の過半の施設には、指定管理者制度が導入されており、しかも中央公園（豊田スタジアム）・豊田市総合体育館（スカイホール豊田）・猿投公園（豊田市運動公園）等の主要施設に指定管理者制度が導入されている。

他方、直営の施設は、河川敷公園等の比較的小規模な公園が多い。

したがって、スポーツ課所管施設の管理方法は、指定管理者制度が中心となっているといつてよい。

4 市の指定管理者指定制度

では、指定管理者は、どのように指定されるのであろうか。

この点、スポーツ課は、課独自で選定方法等を持っていないので、市における指定管理者の指定制度を以下説明する。

(1) 条例等による規律

市においては、平成16年12月27日、指定管理者の指定の手續等に関し包括的に「豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（条例第32号）」（以下「指定手續条例」という。）を定めており、個別の公の施設の設置条例内では定めていない。

指定手續条例においては、

- ① 選定における公募原則（例外の場合も規定）
- ② 指定管理者となろうとする者からの事業計画書の提出等と、指定管理者指定（選定基準）
- ③ 指定期間（原則5年以内）
- ④ 指定管理者による事業報告書の提出義務
- ⑤ 市長による事業報告の聴取
- ⑥ 指定の取消
- ⑦ 指定管理者の原状回復義務（指定期間満了、指定取消）
- ⑧ 指定管理者の市に対する損害賠償責任
- ⑨ 指定管理者の守秘義務、個人情報取扱

等を規定している。

そして、指定手続条例に定めるもののほかは、「豊田市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則」において規定されている。指定管理者が指名され業務を実施する具体的過程は、次の(2)～(5)とおりである。

(2) 公募手続

指定管理者の募集手続については、その導入趣旨から、公募が原則とされており、指定手続条例においても公募が原則となっている（指定手続条例第2条本文）。

ただし、様々な理由から、例外的に単独指名をすることができる（指定手続条例第2条第1号から第5号まで）。

なお、応募資格について、例えば「地元には本社設置」という要件を設定する地方公共団体もあるが、市はこのような応募者の参入障壁となる可能性がある応募資格を設けていない。

(3) 選定手続

指定管理者の指定を受けようとするもの（申請者）は、まず、規則で定める申請書及び事業計画書等を添えて、指定の申請をする。

申請を受けた市は、「豊田市指定管理者選定委員要綱」に基づく「豊田市指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」とする）において選定をする。

現時点の選定要綱では、選定委員会は、「中村副市長、総務部長、総務部調整監、社会部調整監、子ども部調整監、福祉保健部調整監、産業部調整監、都市整備部調整監、建設部調整監、上下水道局次長、教育委員会調整監その他委員長が必要と認める者をもって組織する」とされている。

市においては、「委員長が必要と認める者」については、従前、上記調整監以外の関係調整監を臨時委員とする運用しかなされておらず、その結果、市の選定委員会は、全く外部識者を含まない職員のみで構成されていた。

しかし、平成21年度からの公募施設について選定者を決定するに当たっての市の選定委員会は、外部識者2名を含む委員により構成されるようになった。

(4) 協定書等の締結

指定管理者として指定を受けた団体は、地方公共団体との間で協定書等

を締結する。

これは管理委託制度における「委託契約書の締結」に相当するものである。この協定書等は、具体的には、

【管理運営等に関する基本協定書】

(指定期間全体に適用される基本事項を内容とする書面)

【管理運営業務仕様書】

(基本協定書に添付される指定管理業務の基準や業務の範囲を規定する書面)

【管理運営等に関する年度協定書】

(毎年締結されるもので指定管理料額とその支払方法を規定する書面)

からなっている。

(5) 事業報告書の作成・提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

5 スポーツ課所管施設の指定管理者制度の特徴 - 全国の数値と比較して

このようにスポーツ課所管の主要施設には、様々な手続きを経て、指定管理者が指定されている。

では、スポーツ課所管施設の指定管理者の指定には、どのような特徴があるのだろうか。

この点、総務省から平成19年1月「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」(調査時点同18年9月2日)が公表されているので、主要な項目について、全国の市区町村の調査結果と比較し、スポーツ課所管施設の特徴について検討する。

(1) 指定管理者となった団体の種類

全国の市区町村におけるレクリエーション・スポーツ施設(競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、スポーツセンター等)に関し、指定管理者となった団体の種類別状況は、次頁の表1の最上段のとおりである。

また、レクリエーション・スポーツ施設に限らず全国の市区町村の公の施設に関し、指定管理者となった団体の種類別状況は、表1の中段のとおりである。

スポーツ課所管施設の場合は表1の最下段のとおりであるが、「5 NPO法人」を指定管理者としている割合が高い。

また、「5 NPO法人」と類似する「4 公共的団体」（社会福祉法人、自治会、町内会、スポーツクラブ等）との合計数値を見ても、全国の市区町村におけるレクリエーション・スポーツ施設の数値が23.3%であるところ、スポーツ課所管施設は31.6%とやや高い数値となっている。

このことは、比較的規模の小さいスポーツ課所管施設は地域住民の利用が多いこと及び「第3章 第6」（50頁以下）で述べたとおり市が地区総合型スポーツクラブの養成に力を注いでいることから、指定手続条例第2条第2号「当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。」を根拠にして、指定管理者を指定しているためであると考えられる。

ただし、レクリエーション・スポーツ施設に限らない全国の市区町村の公の施設の「5 NPO法人」と「4 公共的団体」との合計数値53.8%と比較すると、低くなっている。

表1 指定管理者となった団体の種類別状況 (単位：施設、%)

	1 株式会社 ・有限会社	2 財団法人 ・社団法人	3 公共団 体	4 公共的 団体	5 NPO法 人	6 1～5 以外の団 体	合計
全国の市区 町村におけ るレクリエー ション・スポ ーツ施設	2,669 (26.3%)	4,485 (44.3%)	13 (0.1%)	2,031 (20.0%)	336 (3.3%)	601 (5.9%)	10,135 (100.0%)
全国の市区 町村におけ る上記を含 む指定管理 者導入施設 合計	6,018 (12.3%)	13,791 (28.2%)	71 (0.1%)	25,415 (51.9%)	911 (1.9%)	2,736 (5.6%)	48,942 (100.0%)
スポーツ課 所管施設	5 (26.3%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	19 (100.0%)

(2) 指定管理者の選定手続別状況

全国の市区町村におけるレクリエーション・スポーツ施設に関し、公募により候補者を募集した割合は、次頁の表2の最上段のとおり33.4%となっている。

また、レクリエーション・スポーツ施設に限らず全国の市区町村の公の施設に関し、公募により候補者を募集した割合は、表2の中段のとおり23.7%である。

スポーツ課所管施設の場合は、表2の最下段のとおり、指定管理者制度を導入しているスポーツ課所管19施設のうち、公募による施設が5施設、単独指名による施設が14施設であり、公募により候補者を募集した割合は26.3%となっている。

すなわち、スポーツ課所管施設は、レクリエーション・スポーツ施設としては公募により候補者を募集した割合が低いが、レクリエーション・スポーツ施設に限らない全国の市区町村の公の施設における数値よりはやや高くなっている。

なお、公募により候補者を募集した割合が低い傾向は、スポーツ課所管施設に限られたことではなく、市の指定管理者制度導入施設全129施設のうち、公募により候補者を募集した施設は18施設、約14.0%にとどまっている。

表2 指定管理者の選定手続別状況

(単位：施設、%)

	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計) 公募により候補者を募集	4 従前の管理受託社を公募の方法によることなく選定	5 1～4以外の方法により選定	合計
全国の市区町村におけるレクリエーション・スポーツ施設	811 (8.0%)	2,066 (20.4%)	507 (5.0%)	3,384 (33.4%)	5,528 (54.5%)	1,223 (12.1%)	10,135 (100.0%)
全国の市区町村における上記を含む指定管理者導入施設合計	3,192 (6.5%)	6,811 (13.9%)	1,581 (3.3%)	11,584 (23.7%)	32,286 (66.0%)	5,072 (10.3%)	48,942 (100.0%)
スポーツ課所管施設	0 (0.0%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	5 (26.3%)	8 (42.1%)	6 (31.6%)	19 (100.0%)

次に、全国の市区町村におけるレクリエーション・スポーツ施設に関し、公募により候補者を募集し職員を中心とした合議体により選定した施設は、公募により候補者を募集した施設の中の約61.0%となっている。

また、レクリエーション・スポーツ施設に限らず全国の市区町村の公の施設に関し、公募により候補者を募集し職員を中心とした合議体により選定した施設は、公募により候補者を募集した施設の中の約58.8%となっている。

ところが、スポーツ課所管のうち公募による施設は、「4 豊田市の指定管理者制度(3)選定手続」において述べたとおり、公募により候補者を募集し職員を中心とした合議体により選定した施設は、公募により候補者を募集した施設の中のすべて100%となっている。

6 その他

平成9年12月、スポーツ課所管施設に限らず、市が管理する公共施設

には、原則として飲料水等の自動販売機を置かないことを決め、既設の自動販売機についても設置許可が切れたものから順次撤去した。

この方針の目的は、「環境よりも手軽さや便利さを優先し、大量生産、大量消費、大量廃棄を続ける今日のライフスタイル」を見直すために、公共施設に自動販売機がないことで、市民に環境問題が身近な問題であることに気づき、考えるきっかけとしてもらうことにある、とのことである。

既設の自動販売機は、入院患者への配慮から医療施設に3台を残したほかは、平成12年3月末までに全て撤去された。

したがって、スポーツ課所管施設において、現在飲料水等の自動販売機は置かれていない。

第2 スポーツ課所管各施設の管理状況と問題点

1 はじめに

スポーツ課所管各施設の概要は、次頁の表3のとおりであって、前述したとおり、主要な施設については、市の直営でなく、指定管理者によって施設管理がなされている。

そのため、本報告書においては、指定管理者によって管理されている、スポーツ施設を主に監査することにする。

なお、記述の順番としては、市のスポーツ施設として最大である豊田スタジアムを含む中央公園を最初に記述し、その後は、表3の施設順に記述するが、便宜上、指定管理者が同じものについてはまとめて記述した。

表3 スポーツ課所管施設一覧

No.	施設名称	住所	設置年月	指定管理者制度		
				適用	形態	指定管理者
1	スカイホール豊田(市総合体育館)	八幡町1-20	平成19年4月		単独指名	(財)豊田市体育協会
2	市柔道場	八幡町1-20	昭和54年4月		単独指名	(財)豊田市体育協会
3	西部体育館	西新町6-143	平成19年4月		公募	ハマダスポーツ企画(株)
4	高岡公園体育館	中田町川向8	平成3年4月		公募	ホームックス(株)
5	東山体育センター	宝来町4-758-10	昭和53年4月		単独指名	NPO法人 美里スポーツクラブ
6	逢妻運動広場	西新町6-133	平成16年5月		公募	ハマダスポーツ企画(株)
7	石野運動広場	東広瀬町舟木1-4	昭和58年10月		単独指名	石野地区コミュニティ会議
8	五ヶ丘運動広場	五ヶ丘6-1	平成13年10月		公募	(財)豊田市体育協会
9	岩倉運動広場	岩倉町四ツ瀬60	昭和58年11月			
10	河合池運動広場	河合町6-1	平成12年4月			
11	古瀬間運動広場	古瀬間町鳥ヶ峰371-3	昭和56年4月		単独指名	NPO法人 美里スポーツクラブ
12	東山運動広場	宝来町4-758-101	昭和55年4月		単独指名	NPO法人 美里スポーツクラブ
13	保見運動広場	保見ヶ丘1-152	昭和56年4月		単独指名	(財)豊田市文化振興財団
14	松平運動広場	大内町滝坂1	平成9年4月		単独指名	(財)豊田市文化振興財団
15	四郷マレットゴルフ場	四郷町森前316	平成4年4月			
16	保見マレットゴルフ場	広幡町中田58-2	平成19年4月			
17	勘八漕艇庫	勘八町勘八303-1	昭和61年4月			
18	井上公園	井上町11-8-6	昭和53年4月		単独指名	いさとスポーツクラブ
19	猿投公園	高町東山4-97	昭和62年10月		単独指名	(財)豊田市体育協会
20	高岡公園	中田町川向8	平成3年4月		公募	ホームックス(株)
21	中央公園	千石町7-2	平成13年7月		単独指名	(株)豊田スタジアム
22	土橋公園(スポーツ施設部分)	土橋町6	昭和59年4月		単独指名	(財)豊田市文化振興財団
23	毘森公園	小坂町1-41	昭和26年4月		単独指名	(財)豊田市体育協会
24	柳川瀬公園	畝部東町稻荷25	昭和45年4月		単独指名	かみごうスポーツクラブ
25	平井公園(スポーツ施設部分)	平井町	昭和57年7月			
26	荒井公園(スポーツ施設部分)	荒井町	昭和57年7月			
27	丸山公園(スポーツ施設部分)	丸山町5-13	昭和57年7月			
28	白浜公園(スポーツ施設部分)	白浜町	昭和43年9月			
29	新生公園(スポーツ施設部分)	新生町2-11-1	昭和55年4月			
30	平山公園(スポーツ施設部分)	平山町4-6-1	昭和45年4月			
31	川田公園(スポーツ施設部分)	川田町	平成2年4月			
32	越戸公園(スポーツ施設部分)	越戸町	昭和45年4月			
33	川端公園(スポーツ施設部分)	落合町	昭和52年4月			
34	御立公園(スポーツ施設部分)	御立町	昭和60年4月			

2 豊田市中心公園(豊田スタジアムを含む)
 ~(株)豊田スタジアムが指定管理者となっている施設



【施設の概要】

U R L	http://www.toyota-stadium.co.jp/
設置年月	平成13年7月
所在地	豊田市千石町7丁目2番地
施設内容	中央公園全体 170,000 m ² 【豊田スタジアム】 建築面積 40,734 m ² 延床面積 97,004 m ² 地上4階 地下2階 球技専用スタジアム(収容人員 45,000人)、報道関係室、運営諸室、貴賓室、スーパールーム、VIPルーム、ウォームアップ室 レストラン(ヴェルデロッソ)、売店、軽食売場(スタジアムカフェ) スポーツプラザ(有料・無料遊具、体験型ゲーム機、喫茶コーナー、屋内プール)
建設費	451億円(土地購入費、公園整備費を含む)
根拠条例	豊田市都市公園条例

【施設の管理態様】

指定管理者	(株)豊田スタジアム
指定期間	平成18年4月から平成21年3月まで
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	5億9600万円

(1) 豊田市中央公園・豊田スタジアムの概要

ア 施設概要

豊田市制50周年（平成13年）を記念して、スポーツ・文化を通じて世界と交流し情報を発信すること、子供たちを始め誰もが世界一流レベルのプレーに触れること、実際のフィールドに立つことにより『夢と感動』を自ら体験することなどを目的に建設された。

豊田スタジアムは、設置条例上は、豊田市中央公園の建物の一部として位置付けられている。豊田スタジアムの特徴としては、建築家黒川紀章の設計によるもので、FIFA（国際サッカー連盟）の建設指針に準拠した球技場であり、4万5千人の観客の収容が可能である。ただし平成14年開催の日韓ワールドカップの際には、試合会場としては使用されていない。現在、サッカーチームの名古屋グランパスが準ホームスタジアムとして使用し、年間公式試合の3分の1弱にあたる4、5回の公式試合を開催している。

一方、豊田市中央公園は、豊田スタジアムを取り囲むような立地条件で、矢作川と一体となった「都心のオアシス」としての位置づけがなされている。

以下、球技場以外の部分での豊田スタジアムの営業内容を記載する。

【レストラン・ヴェルデロッソ】

ヴェルデロッソという店名は、芝の緑「VERDE」とスタンドの赤「ROSSO」に由来します。リバーサイドからは豊田大橋、矢作川、豊田市街地を一望でき、その景色はロマンティックの一言です。また、反対側のピッチサイドは真赤なスタンドが目に飛び込んできます。イベントがない日も営業しています。最寄りの駐車スペースは南駐車場。3時間まで無料で停められるので、ゆっくりとランチ・ディナーをお楽しみください。（ホームページより）

営業時間

11:00～21:00（20:30 オーダーストップ）

（1/5～3/31のみ 閉店時間 17:00）、火曜定休（変更の場合あり）

※入場は1時間前で終了となります。

【スタジアムカフェ】

W2ゲートの北側にある黄色い壁が目印のスタジアム常設売店。通常時はスタジアムの外側からも内側からも利用できるオープンカフェスタイルのお店です。ホットドックやサンドイッチ、コーヒーやジュースなどの軽食類はもちろん、グランパスグッズ、日本代表グッズなども販売しています。お気軽にお立ち寄りください。
(ホームページより)

営業時間

4月～10月 11:00～18:00 (17:30 オーダーストップ)

11月～3月 11:00～17:00 (16:30 オーダーストップ)

火曜定休 (変更の場合あり)

【スポーツプラザ】

スタジアム南側のサイドスタンド下に専用の出入口を持つ 約3000平方メートルの屋内スペースです。無料で遊べる5種類の遊具と、スポーツチャレンジコーナー(有料)で子供たちは大はしゃぎ。季節や天候を問わずご利用いただけます。
(ホームページより)

【屋内プール】

地下2階にある屋内プールには25mプールをはじめ、ウォータースライダーやジャグジーもあり、子供から大人まで季節や天候を問わず楽しめるスペースです。
(ホームページより)

営業時間

月～土曜日 日曜日

3月～11月 9:00～21:00 9:00～19:00

12月～2月 9:00～19:00 9:00～19:00

年末年始(12月28日～1月4日)休業

【健康づくり教室】

スタジアムはスポーツを「みる」ためだけの施設ではありません。仲間たちと一緒に体を動かして、気持ち良く汗をかいてみませんか?それぞれの体力にあわせたプログラムが数多く揃っています。
(ホームページより)

開催日 毎週月曜～金曜(土・日・祝及びイベント開催時は休み)

時間 9:30～20:30

会費 5、250円/月 全てのプログラムに何度でも参加可能。

プールは別途入場料が必要

【キッズスポーツ教室】

幼児（年中）から小学2年生までを対象としたスポーツ教室です。サッカーを中心に遊びながら“走る、跳ぶ、ボールを使う”といった総合的な運動を行います。
（ホームページより）

募集対象 平成20年度 年中～小学2年生

活動日時 毎週水曜日の16:15～17:15〈年中・年長〉

毎週水曜日の17:15～18:15〈小1・小2〉

会費 3,000円/月 ※入会費不要

（別途ユニフォーム代、スポーツ保険加入料が必要）

なお豊田スタジアムの「特徴」として紹介されている設備が2点ある。

【開閉式屋根】（写真は豊田スタジアムのパンフレットより）



開いた状態

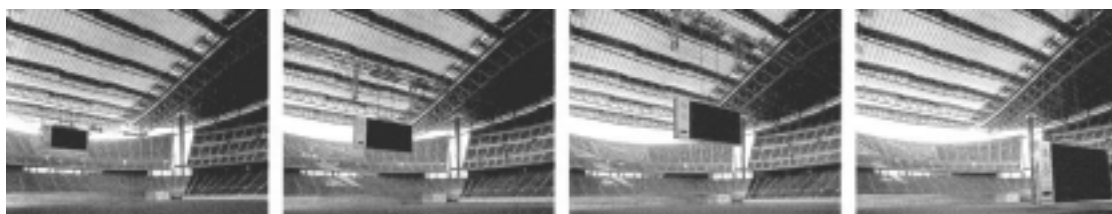
屋根を閉じる状態

屋根を閉じる状態

閉じた状態

塩化ビニル系の素材を使った空気膜と折りたたみ方式を併用したユニークな構造の開閉式屋根が採用されている。「晴天時には開けて開放的に（芝生維持管理目的もある。）、また雨天時には閉じることで、天候に左右されることなく、スポーツ利用からコンサートなどの文化イベントまで、多目的に利用することができる」とされている。

【可動式大型映像装置】（写真は豊田スタジアムのパンフレットより）



通常の状態

移動状況

移動状況

移動完了

この後 360° 回転可能

19.2m×9.6mの大型モニターが、可動式の鉄骨に吊り下げられた状況であることから、上下・水平移動と回転させることが可能となっている。海外の試合中継、講演会、映画上映など様々なイベントに対応できる。

イ 設置条例等について

豊田市都市公園条例（以下「都市公園条例」という）によって、豊田スタジアムを含めた一体の公園全体として、「中央公園」という名称で設置がなされており、豊田スタジアムは「公園施設」（都市公園法第2条2項5号）という位置づけがなされている。都市公園条例上「豊田スタジアム」という用語が使用されるのは、第3条の「利用日及び利用時間」についての表のみである。

中央公園	豊田スタジアム	球技場及び附属施設	12月28日から翌年1月4日までを除く日	午前9時から午後9時まで
		スポーツプラザ		(1) 3月1日から11月30日まで(日曜日を除く。) 午前9時から午後9時まで (2) 12月1日から翌年2月末日まで及び日曜日 午前9時から午後7時まで

この表から、豊田スタジアムは「球技場及び附属施設」並びに「スポーツプラザ」から構成されている施設ということが理解できる。

都市公園条例では、中央公園について、指定管理者制度を採用すること、利用日及び利用時間について規定されている。なお指定管理者制度に関する利用料金制は採用されていない。

【中央公園（豊田スタジアム）使用料】

豊田スタジアムの使用料については、

- ① 施設利用の場合（利用許可をするのは指定管理者）
- ② 公園施設その他工作物等の設置により公園を占用する場合（許可をするのは市）

の2種類があり、①については豊田市都市公園使用料条例（以下「都市公園使用料条例」という。）の「別表第1（その3）中央公園施設使用料」により規定され、②については都市公園使用料条例の「別表第2」により規定されている。以下各表を掲載する。

① 施設利用の場合（都市公園使用料条例の「別表第1（その3）中央公園施設使用料」

	区分		使用料(円)				
			1時間	4時間	8時間	1日	
球技場	観客席を使用しない場合		5,000	19,000	36,000	51,000	
	メインスタンド下段又は片側サイドスタンド下段の観客席を使用する場合		8,000	30,400	57,600	81,600	
	片側サイドスタンドすべての観客席を使用する場合		10,000	38,000	72,000	102,000	
	メインスタンドすべての観客席を使用する場合		13,000	49,400	93,600	132,600	
	下段すべての観客席を使用する場合		16,000	60,800	115,200	163,200	
	すべての観客席を使用する場合		26,500	100,700	190,800	270,300	
	1階コンコースのすべてを使用する場合		3,500	13,300	25,200	35,700	
	1階コンコースのバックスタンド側を使用する場合		2,000	7,600	14,400	20,400	
	1階コンコースのメインスタンド側を使用する場合		2,000	7,600	14,400	20,400	
	指定団体が使用する場合		1日につき 1,000,000				
附属施設	区分		単位		使用料(円)		
	ロッカールーム		1室1回		1,000		
	シャワー室		1室1時間		2,500		
	報道関係室1～3		1室1時間		500		
	インタビュールーム1		1室1時間		500		
	ラウンジ1		1室1時間		10,000		
	ラウンジ2		1室1時間		7,000		
	ラウンジ3		1室1時間		2,000		
	放送室		1室1時間		1,000		
	チケット売場		1室1時間		1,000		
	インフォメーション		1室1時間		1,000		
	駐車場(個人利用)	普通自動車		1台1回につき駐車時間3時間まで無料。以後30分までごとに		150	
		大型バス		1台1回につき駐車時間3時間までごと		1,000	
		地下駐車場		1回		50,000	
駐車場(専用利用)	南駐車場		1回		50,000		
	東駐車場		1回		50,000		
	規則で定める附属設備		規則で定める利用区分ごとに5万円を超えない範囲において市長が規則で定める額				
スポーツプラザ	屋内プール	個人利用	大人	1回2時間まで		500	
				2時間を超え30分までごとに回数券(11回分)		150	
				回数券(11回分)		5,000	
		個人利用	小人	1回2時間まで		200	
				2時間を超え30分までごとに回数券(11回分)		50	
				回数券(11回分)		2,000	
	専用利用	大人	1コース相当1時間		2,300		
1コース相当1時間			1,200				
スポーツチャレンジコーナー		1回		100			

- 備考 1 「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
 2 「1回」とは、1日を限度とした継続した利用1回をいう。
 3 「小人」とは、中学生以下の者をいう。
 4 球技場の使用料には、市長が規則で定める附属施設及び附属設備の使用料を含むものとする。

- 5 入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の球技場の使用料は、当該利用時間区分の使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、指定団体の利用又は入場料等の最高額が500円以下の場合を除く。
- 6 入場料等を徴収し、かつ、営利又は商業宣伝、営業その他これらに類する目的で利用する場合の球技場の使用料は、当該利用時間区分の使用料の額に、当該入場料等の総額に100分の5以内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 準備又は原状回復のために利用する場合の球技場及びラウンジの使用料は、当該利用時間区分の使用料の2分の1に相当する額とする。
- 8 利用時間延長の場合は、利用時間区分1時間の使用料については超過利用時間30分までごとに、当該利用時間区分の使用料の2分の1に相当する額を加算し、それ以外の利用時間区分又は指定団体の使用料については超過利用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、当該利用時間区分の使用料の1時間分に相当する額を加算する。
- 9 使用料の算定に当たって、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

② 公園施設その他工作物等の設置により公園を管理・占用する場合（都市公園使用料条例の「別表第2」）

区分		単位	使用料(円)
公園施設を管理する場合	豊田スタジアム観覧室	次に掲げる額のうちいずれか多い額 (1) 1m^2 1年につき建物の課税標準額 $\times (7.2 / 100)$ + 土地の課税標準額 $\times (4 / 100)$ (2) 1年につき管理する者が徴収する利用に係る料金(消費税相当額を除く。) $\times (30 / 100)$	
	その他の公園施設	1m^2 1年につき	建物の課税標準額 $\times (7.2 / 100)$ + 土地の課税標準額 $\times (4 / 100)$
豊田スタジアム観客席において業として広告物を掲出する場合		次に掲げる額のうちいずれか多い額 (1) 表示面積 1m^2 1年につき3,700円 (2) 1年につき管理する者が徴収する利用に係る料金(消費税相当額を除く。) $\times (10 / 100)$	
豊田スタジアムフィールドにおいて業として広告物を掲出する場合		表示面積 1m^2 1回につき	2,000

市は、(株)豊田スタジアム（指定管理者）からの占用・管理許可申請により、別表第2について、観覧室全28室、広告看板掲載可能なすべての場所、レストラン及び売店（14箇所）（レストラン及び売店は、別表第2の「その他の公園施設」に該当）の占用・管理許可を出している。

特徴的なのは、「豊田スタジアム観覧室」の使用料は、

1年間で以下のうちいずれか多い額

- A 1㎡につき建物の課税標準額の7.2%+土地の課税標準額の4%
- B 管理者が、観覧室使用者から1年間で徴収する利用に係る料金（消費税抜き）の30%

とされている点である。Aは、豊田市行政財産目的外使用料条例における建物の目的外使用料の算定方法と同様であり、使用料の最低ラインを定めたものである。Bは、公園施設等の管理許可を受けた者（現状では㈱豊田スタジアム）が、観覧室の年間利用権を民間に販売しその代金の30%が使用料相当額（70%は㈱豊田スタジアムの売上）とされるということである。

同様に「観客席において業として広告物を掲出する場合」の使用料は、

1年間で、以下のうちいずれか多い額

- a 表示面積1㎡ 3、700円
- b 管理者が徴収する利用に係る料金（消費税抜き）の10%

とされている。㈱豊田スタジアムが、観客席の広告看板スペース全てについて、まとめて市から占用許可を受け、そのスペースを民間に販売するのだが、bにより販売代金の10%が使用料相当額（90%は㈱豊田スタジアムの利益）とされ、aにより最低ラインが決められているのである。

これら観覧室と広告看板スペースの販売は、㈱豊田スタジアムの営業活動による重要な収入源となっている。

【指定団体について】

都市公園使用料条例においては、豊田スタジアムの使用者に関して特別な規定が存在している。

第3条 アマチュア競技団体以外の団体で市長が指定したもの（以下「指定団体」という。）が豊田スタジアムを利用しようとするときは、規則で定めるところにより、豊田スタジアムの年間利用計画書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、指定団体が前項の年間利用計画書に基づき豊田スタジアムを利用するため、前条の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、市長が必要と認めるときは、当該指定団体を優先者とするすることができる。

この規定は「アマチュア競技団体以外の団体で市長が指定したもの（指定団体）」について、豊田スタジアムの年間利用計画書の提出を義務付ける代わりに優先的使用権を認めるとともに、公園使用条例の「球技場」の使用料について1日100万円とする（個別の使用料を合算したものより割安）ために設けられたものである。平成19年度時点で、「指定団体」は、サッカーチームの「名古屋グランパス」のみとされている。

【規則で定める附属設備の使用料】

都市公園使用料条例の「別表第1（その3）中央公園施設使用料」において「規則で定める附属設備」とされ「規則で定める利用区分ごとに5万円を超えない範囲において市長が規則で定める額」として豊田市都市公園管理規則（以下「都市公園管理規則」という）にて使用料が定められているものは、以下の表（「別表（その2）第12条関係 豊田スタジアムの附属設備使用料」）のとおりである。

附属設備の種類		単位	使用料(円)
サッカーゴール		1組1時間	100
フィールド音響設備		1式1時間	5,000
ロッカー		1回	100
照明設備		全点灯10分間までごとに	6,200
		2/3点灯10分間までごとに	4,150
		1/3点灯10分間までごとに	2,100
		1/6点灯10分間までごとに	1,050
		1/10点灯10分間までごとに	620
映像装置	映像	1時間	5,000
	文字のみ	1時間	2,500
	広告	1回	50,000
	可動装置	1回	5,000
	固定・場内カメラ	1基1時間	2,000
	携帯カメラ	1基1時間	1,000
テレビ中継支援設備		1回	27,000
ラジオ中継支援設備		1回	1,500
芝生保護材	球技場内	1枚1回	100
	球技場外	1枚1回(7日以内)	1,000
		1枚1回(7日を超え、以後1日までごとに)	100
屋根開閉装置		1回	8,000

備考

- 1 「1回」とは、使用料条例別表第1(その2)(※)備考第2項に規定する1回をいう。
- 2 利用時間延長の場合は、利用時間区分1時間の使用料については、超過利用時間30分までごとに、当該利用時間区分の使用料の2分の1に相当する額を加算する。

(※引用注) 正しくは「(その3)」

豊田スタジアムの特徴として挙げられている大型モニターも「映像装置」として非常に格安の値段で使用でき、また同じく特徴とされる「屋根開閉装置」も、開くのに約50分かかかるがその1回の使用料は8,000円と格安である。

ウ 施設の利用状況と使用料

(ア) 施設の利用状況

豊田スタジアムの球技場及びラウンジ等の諸会議室の利用状況について、以下のとおりまとめた。「来場者数」は、豊田スタジアムとその周辺の中央公園の来訪者数を合算したものである。

年度	来場者数	利用状況及び主なイベント
H13	80万人	スポーツ22件、イベント1件、コンサート1件、諸室利用45件、その他33件
		国際招待ラグビー、Jリーグオールスター戦、三大テノールの一人ホセ・カレーラスとサラ・ブライトマンを招いたドリームコンサート、Jリーグ試合(毎年開催)等
H14	101万人	スポーツ31件、イベント16件、コンサート7件、諸室利用71件
		パブリックビューイング(大型映像装置を駆使し実際の会場の雰囲気さながらに試合観戦できるイベント)、浜崎あゆみコンサート、モーニング娘。コンサート、ふれあいウオークinとよた2002等
H15	121万人	スポーツ36件、イベント19件、コンサート5件、諸室利用77件、その他36件
		キリンチャレンジカップ、ラグビー春の早明交流戦、SMAPコンサート、第1回とよた市民野外劇衣の里夢大地、BIGフリマ等

H16	130万人	スポーツ34件、イベント29件、コンサート2件、諸室利用90件、その他38件
		ちびっ子キックオフカーニバル、国際親善試合U-23日本代表 vs U-23チュニジア代表、豊田雪まつり、とよかもふるさと文化まつり
H17	150万人	スポーツ31件、イベント34件、コンサート2件、諸室利用111件、その他31件
		日本商工会議所青年部全国大会愛知大会、祭座「ニッポン」、愛・地球博開幕記念イベント、トヨタカップジャパン2005、ひまわり開花イベント等
H18	146万人	スポーツ30件、イベント31件、コンサート2件、諸室利用134件、その他14件
		グランパス選手トークショー、06とよた緑化まつり、豊田スタジアム夏まつり、全国大陶器市、トヨタカップジャパン2006
H19	160万人	スポーツ21件、イベント52件、コンサート3件、諸室利用167件、その他14件
		キッズゲルニカ（子どもたちが平和をテーマに巨大な絵画を完成させるイベント）、ミスターチルドレンコンサート、フリーマーケット、トヨタカップジャパン2007

(イ) 豊田スタジアムの使用料

豊田スタジアムの施設別使用料の平成13年度（開設時）から平成19年度までの推移は、以下のとおりである。

単位：%以外は円

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
プール・チャレンジコーナー	5,826,580	26,247,620	27,868,020	25,086,790	21,706,440	23,806,760	16,508,670
球技場・付属施設・付属設備・その他	45,786,454	81,068,042	101,252,614	54,057,537	69,734,740	41,728,722	71,303,300
許可物件	57,727,083	64,650,860	75,483,442	84,127,194	89,767,604	89,496,246	80,329,780
使用料合計	109,340,117	171,966,522	204,604,076	163,271,521	181,208,784	155,031,728	168,141,750
許可物件使用料の使用料合計に占める割合	52.8%	37.6%	36.9%	51.5%	49.5%	57.7%	47.8%

豊田スタジアムの使用料合計は、1.5億円から2億円という状況である。

「許可物件」とは、(株)豊田スタジアムが、市から公園施設等管理・占用許可を受けた施設（前述の広告看板スペース、売店、観覧室、レストラン等）を意味する。「許可物件」の使用料は、(株)豊田スタジアムの営業努力による売上金に比例する関係にある。

許可物件使用料の使用料合計に占める割合を見てみると、近年は50%から60%と高率で推移している。これは(株)豊田スタジアムの営業努力により、使用料の半分以上が支えられているということである。

なお監査人が市に対し、「観覧室、広告看板スペース、レストラン等についての管理・占用許可について、指定管理者以外のものが許可申請をしてきた場合には、どのように対応するか」と質問したところ、「広告看板の占用許可やレストラン等の管理許可については、指定管理者に対してのみ許可するものとしている。それは管理許可、占用許可（特に広告看板）は、指定管理者が豊田スタジアムを運営していく上において、特に民間ならではの力を発揮すべき部分と市は考えているためである。ただしイベント等が行われた際の臨時的な広告看板や占用物件については、イベント主催者と市の間で許可の手続きをしている。」との回答であった。豊田スタジアムの指定管理者となることにより、市の許可手続を経て、豊田スタジアムの広告看板、レストラン及び観覧室について、事実上、独占的な販売権を得ることになる。

(2) 指定管理者である株式会社豊田スタジアムについて

指定管理者である株式会社豊田スタジアムは、市が34%を出資して設立した株式会社であり、主に、中央公園（豊田スタジアム）の指定管理者として管理業務を行っている。(株)豊田スタジアムの概要は、市による「平成20年度豊田市協会公社等の概要」によれば、次のとおりである。

平成20年4月1日時点

団体名	株式会社 豊田スタジアム			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	取締役社長	小幡銀伸	平成12年9月	平成19年6月～平成21年6月
設立年月日	平成12年9月25日			
所在地	愛知県豊田市千石町7丁目2番地		郵便番号	471-0016
ホームページ	http://www.toyota-stadium.co.jp		TEL	0565-87-5200
Eメール			FAX	0565-87-5201
設立目的	豊田市が設置した当施設の機能を最大限活用し、スポーツ・文化を通じた市民の交流拠点として、夢と感動を提供できるよう事業運営を行う。			
主な事業内容	(1)公園および施設の管理運営 (7)スタジアム内の広告 (2)貸館運営 (8)特別観覧室の経営 (3)イベントの企画、開催、チケット販売及びコンサルティング (9)映像ソフトの制作、販売、配給 (4)食品、飲料、グッズ等の販売 (10)出版物の企画、発行及び販売 (5)たばこの小売及び酒類の販売 (11)損害保険代理業 (6)飲料店及び土産品店の経営並びにテナントの誘致・管理 (12)前各号に付帯関連する一切の事業			

資本金の状況				役員等の状況	
合計金額	100,000,000円			取締役	
内訳				定款等上の定数	15人
No	出資者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	34,000	34	現在員数	10人
2	トヨタ自動車(株)	12,000	12	うち常勤	3人
3	(株)デンソー	3,000	3	うち市派遣	0人
4	トヨタ車体(株)	2,000	2	うち市OB	1人
5	トヨタ紡織(株)	2,000	2	常勤役員の平均年齢	58.7歳
6	中部電力(株)	2,000	2	常勤役員の平均年収	12,091千円
7	(株)三菱東京UFJ銀行	2,000	2	監査役	
8	名古屋鉄道(株)	2,000	2	定款等上の定数	3人
9	豊田信用金庫	2,000	2	任期	4年
10	名古屋東部陸運	2,000	2	現在員数	2人
	他 計47者				

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	10	人数	3	人数	2	人数	6	人数	21
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	1	うち市OB	0	うち市OB	1
正規職員の平均年齢	36			正規職員の平均年収	4,835千円				

※「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

※「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			損益計算書		
年度	18年度決算	19年度決算	年度	18年度決算	19年度決算
総資産	386,252	344,969	総収益(収入)	1,222,189	1,251,615
負債	280,078	205,428	営業損益	119,569	67,285
うち有利子負債	0	0	経常損益	119,589	67,456
資本	106,173	139,540	税引前当期損益	119,589	67,456
利益剰余金	6,173	39,540	当期純利益	92,173	33,366

豊田市の財政的関与の状況(平成19年度決算)		(単位：千円)	
市補助金収入	0	損失補償契約に係る債務残高	0
市負担金収入	0	市貸付金残高	0
市委託料等収入	567,619	市支出運用財産(基金)	0

豊田関係事業の状況(平成19年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	豊田市中央公園(豊田スタジアム)
市受託事業 (施設管理以外)	なし
市補助事業	なし
市負担事業(共催事業)	U-16国際ユースサッカー大会(豊田市主催、豊田スタジアム協賛)

(3) 監査結果

ア 豊田スタジアムの施設面での問題点

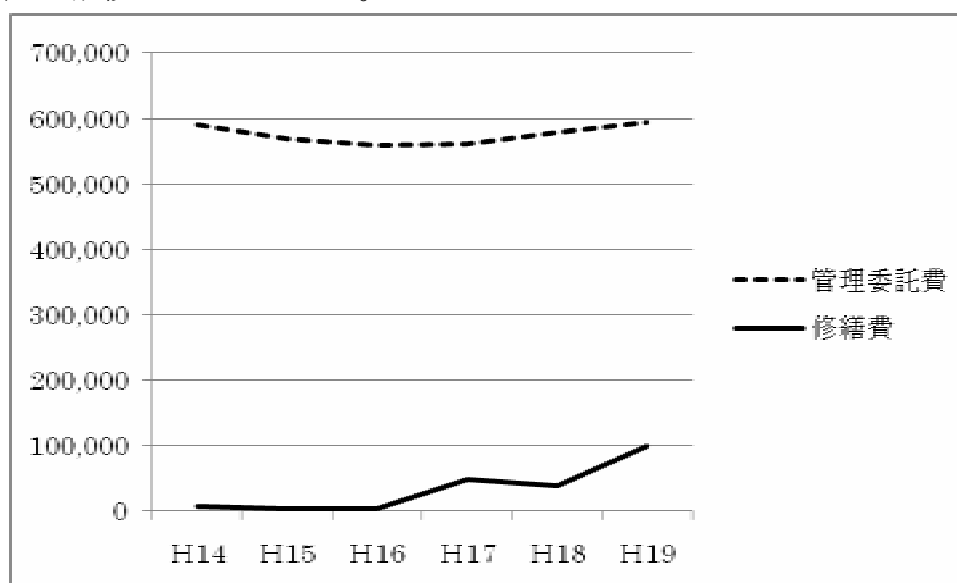
(ア) 豊田スタジアムの施設維持費について

豊田スタジアムの施設維持費（指定管理料を含む。）の、平成14年度から平成19年度までの推移は以下のとおりである。

単位：円

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
光熱水費	152,268,743	129,683,419	120,636,399	121,782,583	指定管理料に含まれる	指定管理料に含まれる
修繕費	7,420,140	4,420,500	4,845,330	48,843,400	40,097,400	100,196,250
通信運搬費	39,888	44,261	57,158	67,182	指定管理料に含まれる	指定管理料に含まれる
火災保険料	1,779,823	1,683,257	1,683,257	1,550,335	1,550,335	1,497,463
管理委託費 ・指定管理料 (H18～)	439,950,000	478,152,331	430,843,323	431,000,000	579,718,000	596,000,000
プロムナード	1,796,025	2,008,650	1,908,217	1,908,217	1,908,217	1,908,217
土地賃借料	3,761,850	3,761,850	3,761,850	3,761,850	3,761,850	3,761,850
合計	607,016,469	619,754,268	563,735,534	608,913,567	627,035,802	703,363,780

この表のうち、主要な修繕費と管理委託費（平成17年度以前は「管理委託費」＋「水道光熱費」、平成18年度以降は「指定管理料」を指す）の推移をグラフにした。



管理委託費と修繕費のいずれも、築年数が経過するにつれて、上昇傾向となっている。そこで監査人はスポーツ課に対して、豊田スタジアムの修繕計画及び修繕費の見通しについて尋ねた。

スポーツ課からは、「市では、公共建築物延命化実行計画が策定されている。豊田スタジアムについては、平成23年度以降の改修を計画しており、具体的な修繕計画は、平成22年度を目処に策定される予定となっている。」との回答で、現時点で公的に修繕費の見通しを立てた資料は存在しない。

しかし豊田スタジアムの将来の修繕費については、竣工5年を迎えたときに豊田スタジアムの建設に携わった業者から「提案」という形で「建築後50年間の修繕更新費」を見積もった書類が提出されていた。これは正式な書類ではないが、豊田スタジアムの将来を見据えた運営と市民への情報提供という趣旨で、データをまとめたものを次に掲載する。

単位:千円

	建築工事	電気工事	衛生工事	空調設備	運搬工事	共通仮設	合計
50年間の修繕更新費	23,255,130	5,355,660	3,128,920	1,568,310	426,900	1,686,940	35,421,860

貨幣価値の変化を考慮しないでの試算であるが、50年間の修繕費は約354億円とあり、豊田スタジアムの建築費に相当する額となっている。

さらに管理委託費（指定管理料）を年間約5億円とすると、50年間で250億円となり、上記修繕費と合算すると、50年間で約600億円の維持管理費がかかる試算となる。豊田スタジアムの建築費が土地購入費及び公園整備費を含めて約451億円であったが、50年間の維持管理費は建築費を優に超える金額と見積もられている。

【意見】

完成から7年経過し、管理維持費が前頁の表のとおり毎年6億円以上かかっている現状において、スポーツ課は、現時点から5年先、10年先の維持管理費の見通しを立てておらず、「平成23年度以降の改修計画を待つ」という姿勢からは、豊田スタジアムについて、長期的な管理コスト意識を持たずに管理しているかを如実に示している。

前記のとおりスポーツ課の担当者の在職が3年前後であることから、在任中の短期的なコスト削減に関心が行きがちかと思われる。

しかし豊田スタジアムは、市のシンボルであり、将来にわたり本物のスポーツ観戦の場を提供し続ける重要な建築物であるとともに、将来の市民に多大な負担を承継しかねない建築物であることを十分に自覚し、現時点での将来への無策が将来の負担を増加させぬよう、現時点から長期的コスト意識をもった運営が必要と考えられる。

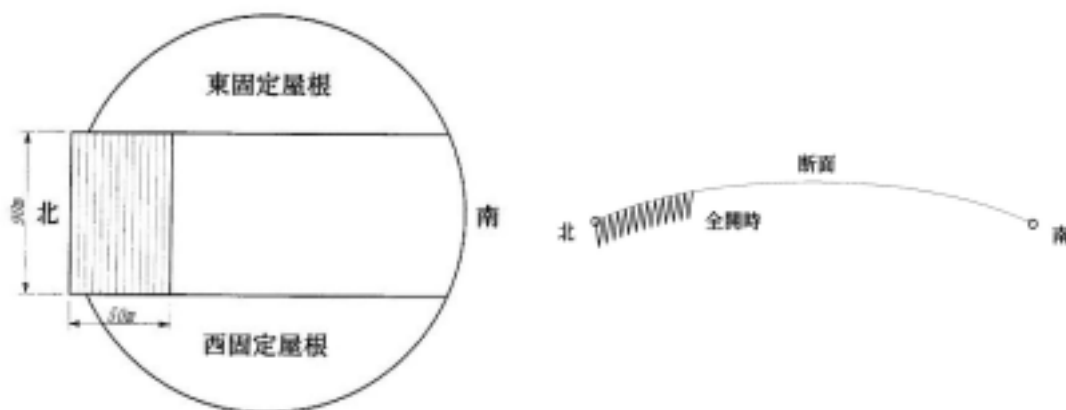
(イ) 開閉式屋根の故障

開閉式屋根は、天候に左右されることなくスポーツ利用等ができるとして、豊田スタジアムの特徴として大きく紹介されている。屋根の重量は2600トンであり、構造は鉄骨組トラスに塩化ビニル系の素材の膜が装着されたもので、全開時には北側に折り畳みこまれている（①「全開時」）が、閉合時には幕が伸びきった状態（②閉合時）となる。

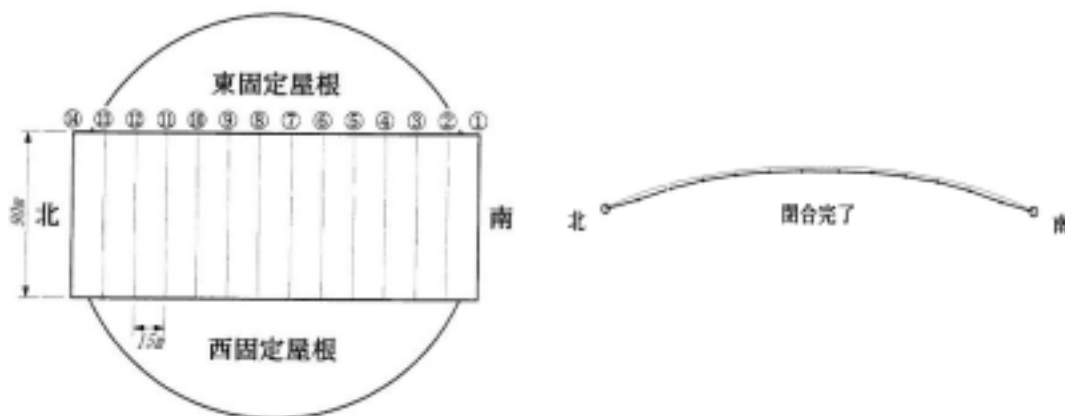
上部から

横から

①「全開時」北側にたたみこまれている



②「閉合時」14トラスが運動し60分で閉合



ところが、可動式屋根が特殊な構造及び部品で構成されていたこと、及び作動ノウハウが必要であるため、豊田スタジアム開場初年の平成13年は停止率が高かった（18件中14件で停止。停止率78%）。その後、ノウハウ向上で停止率が大幅に減少した（3年通算240件中44件の停止。停止率18%）。しかし開場5年目ころより消耗品、備品不良による停止率が上昇し始め（平成17年度～19年度で通算190件中89件の停止。停止率47%）、平成19年10月には、前例にない金属断裂故障が発生した。故障部品は特殊部品のため、製作に3か月を要するとのことであった。その後、平成20年2月には別の装置の不具合が発生し、指定管理者が、屋根開閉操作の可能性のある催事者に対し、開閉不能を連絡することになった。修理作業に多くの時間を要することから、予定されていたイベントの終了を待たするために、修理・設置に半年を要することになった。

これらの故障の原因は、「メインとバックの大屋根を4本のマストで吊るという吊り屋根構造の縁に沿って、2600トンの屋根が移動する際に思わぬ力が加わり続けた結果」と判断されている。

(株)豊田スタジアムによると、「黒川紀章氏による、独特の吊り屋根構造をしていることから、部品やメンテナンスを扱う業者が国内でも非常に限られた状態である。豊田スタジアムは、車で言うと、普通にメンテナンスのできる『高級車』ではなく、構造も部品も特別仕様の『F-1カー』とっていないと、対応ができない。」とのことであった。実際、監査人が現地視察した平成20年8月の時点では、開閉式屋根は、開いた状態のまま動かない状況であった。(株)豊田スタジアムによると、屋根が開いたままの状態であるため、降雨時に備えて、観客用の雨カップ（無償）数万着を準備しているとのことであった。

【意見】

豊田スタジアムは、デザイン性を優先させたために、設計時点において、将来の維持管理コストを必ずしも重視していなかったと考えられる。

しかし、部品製作や修理に3か月以上という長時間がかかることは、豊田スタジアムの安定的運営からすると、著しくマイナスな要因といえよう。したがって、開閉式屋根に限らず、独自構造優先のために維持管理の面を重視しなかった部分を再度点検のうえ、「大修繕・大改修のコスト」と「小修繕の継続のコスト」を比較し、時には脆弱な部品・構造全てを交換する等の大修繕を行うことも選択肢として想定しておくべきである。

(ウ) スポーツプラザのプールの天井落下事故

【落下事故の発生】



落下事故全景、上部の黒い所が落下した天井部分



プールに浮くけい酸カルシウム板

平成20年1月6日午前8時55分ころ、豊田スタジアム内スポーツプラザ（地下2階）のプールにおいて、天井にアーチ状に取り付けられていたけい酸カルシウム板が、全体の9分の1にあたる長さ20m、幅4mにわたって、約8.2m下の流水プールなどに落下する事故が発生した。落下した天井の重さは1.5～2トンほどとのことであるが、オープンは午前9時で、落下時には市民は入場していなかったため、けが人はなかった。

なおプールの再開は相当遅れ、事故発生から1年後の平成21年1月17日となった。

【豊田スタジアム屋内プール天井落下事故調査委員会による報告】

豊田スタジアム屋内プール天井落下事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）による事故原因の推定（平成20年3月28日発表）は、次のとおりである。

以下の事項が複合して発生したものと推察される。

- ①天井裏が結露状態にあったこと。
- ②最初の落下部分と思われる天井材のけい酸カルシウム板の縁へのとめ付けねじが一部欠損していたこと。
- ③けい酸カルシウム板が長期間にわたって結露水を吸収し、けい酸カルシウム板の強度及びねじどめ強度が乾燥時よりも低下していたこと。

（次頁に続く）

- ④けい酸カルシウム板の野縁へのとめ付けねじがもみすぎとなっている個所があり、その部分のねじどめ強度が低下していたこと。
- ⑤年末・年始時の天井裏換気の停止により、天井裏が著しい結露状態になったため、天井材の含水率が一時的に急増して、天井材全体の重量が増加したこと。

上記の推定原因に基づき、調査委員会による再発防止の提言は次のとおりである。

- ① 天井裏の結露の抑制
 - ・ RAダクトの切り欠き部を補修する。
 - ・ 天井裏への給気用機器を増設し、天井裏への給気量を増加する。
 - ・ 天井裏のスラブ下面に断熱処理を施す。
 - ・ 壁と天井との境界部や照明器具周辺部からの空気の流出入を低減する。
 - ・ 天井裏換気の停止は、プールの温水を除去し、プール室内の暖房を停止した場合に限る。
 - ・ 梁に沿って内樋を設置し、万一の結露水を受ける。
 - ・ 天井裏に結露センサーを設置し、結露状態を監視する。
 - ・ 天井裏とプール室側に微差圧計を設置して、天井裏の空気圧がプール室側よりも大きくなっていることを監視する。
- ②天井下地材の使用の変更
 - ・ ステンレス製とする。
- ③天井材料の使用の変更
 - ・ 耐水性の材料とする。
- ④プール室内壁材料の変更
 - ・ 天井材料のみで十分な吸音効果が得られない場合は、プール室内の壁材料にも吸音効果のある材料を使用する。

【意見】

調査委員会が短時間のうちに原因及びそれに向けた再発防止策を提言しているのであるが、これは市自身も、プールの天井の構造を理解し、かつ構造に合わせたメンテナンスを行うべきことを示唆している。

今回の天井落下事故で、市民にけが等の損害が発生した場合には、市は国家賠償法第2条1項によって、賠償責任を負うことは明らかである。

国家賠償法第2条

- 1 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
- 2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

スポーツ課による指定管理施設の安全管理については、「本件事故が発生するまでは、1年に4回程度、指定管理施設に出向き、指定管理者作成の月報等で施設管理状況を確認し、再委託業務の実施状況を確認し、指定管理者からの意見聴取を実施していた。」とのことであった。

しかしながら、それらはいずれも事後チェックに留まるものであり、安全管理体制の実施主体も、実質的には指定管理者や指定管理者から再委託を受けている下請業者であったといえるのではなからうか。このような現状に対して、警鐘を鳴らしたのが、本件落下事故であった（もっとも原因は、天井構造の欠陥に起因する面も多分にあると思われる。）。

そこでスポーツ課が、施設の安全管理体制の実施・責任主体であるとの自覚をもち、事後チェックのみならず、事前予防の観点からの指定管理者への指示ができるような体制や制度を作り上げるべきである。

この点、監査人がスポーツ課に、市の本件落下事故後の施設安全管理体制について尋ねたところ、同課が「安全体制の実施・責任主体である」との認識を前提に、「施設ごとに指定管理者による確認対象・事項を明示・指示したチェックシートを検討作成中」とのことであった。

また、「従前、指定管理者からの事件事故の報告書については、様式等定めていなかったが、様式を定め細かい事件事故でも情報提供してもらおうようにしたり、事故前は、1つの施設での事件事故情報は、課内で回覧して、当該施設に対してのみ指示を出していたが、事故後は、事件事故情報を類似施設に情報提供（メールで配信）して注意喚起をするようになった。」とのことであった。

なお上記のように損害賠償の議論だけではなく、指定管理者の従業員ではなく、スポーツ課の担当職員が刑事責任を負いかねない判例が現われていることから、ここで紹介する。

【埼玉県ふじみ野市プール溺死事件判決】

ふじみ野市教育委員会体育課は、市営プールを指定管理者に管理させていたところ、平成18年7月、プール内の防護柵が外れた吸水口に女兒（当時7歳）が吸い込まれて溺死した事故が発生した。

この事故について、さいたま地裁は、平成20年5月27日、ふじみ野市教育委員会体育課長（定年退職）に禁錮1年6月・執行猶予3年、同課管理係長に禁錮1年・執行猶予3年の判決をそれぞれ言い渡した。なおさいたま地方検察庁は、指定管理者らを起訴猶予としている。

同市職員が有罪判決を受けた理由を、判決文から引用してみる。

- ・被告人らは、市教育委員会体育課の課長と同課管理係長という市のプールの維持管理及び補修に関する業務を、責任者として分担していたこと。
- ・プール施設はその性質上、施設の不備から遊泳者らの死傷事故につながる危険を有するものであるが、被告人両名は、プール施設の不備に起因する死傷事故を防止する責任を負う立場に就いた以上、その責任を果たすためにも、市営プールの維持管理及び補修に関する基本法令や基本文書を十分理解し、関係文書を読んだり、実際にプールに出向くなどして、その構造や危険箇所、状況を把握すべきであったこと。
- ・しかし被告人両名は、プール施設は性質上遊泳者らの死傷事故が生じる危険を伴っていることを抽象的には認識していたものの、安易に、前例踏襲の仕事をするだけで足り、プール管理は委託業者に任せればよいものだと考え、プールの維持管理及び補修に関する業務をほぼ全面的に業者任せとしていたこと。
- ・被告人両名は、業者への委託の根拠となる委託契約書、委託契約約款及びプール管理業務仕様書の理解さえしていなかったこと。そのために監視員について仕様書に定められた条件を満たしていなかった等業者の業務遂行態度が誠にずさんで到底信用できないものであったことや、委託契約に反して下請けに「丸投げ」していることにも気付かなかったこと。
- ・確かに過去にプールの管理に関わった多数の担当者らはいずれも自己の職責を果たさず、無責任のまま過ごしては後任者に引き継ぐという怠慢を繰り返していたのではあるが、被告人両名は、課長ないし係長に就任した以上は、その職責を果たしてそれまでの無責任の連鎖を断ち切り、その職責を果たさねばならなかったこと。
- ・本件事故発生に委託業者ら関係者の不手際が関わっていると看做しても、市が業者に委託したことによって被告人両名の職責は何ら変わらず軽減するものではないこと。むしろ市が業者に委託したということは、市自らがその手でプールの

安全性を完備するほかに、業者を使ってこれを可能とする手段を得たということであって、市は二重に安全性を完備することができたのであるから、委託業者ら関係者の不手際が本件事故の発生に関わっているということは、被告人両名が、市自らがその手で行う責任を果たさなかったことに加えて、業者を使つての責任も果たさなかったということであること。

以上、いずれも市職員の前例踏襲という姿勢を許さず、仮に前任者に問題があったとしても、新たに責任ある職務に就任した以上は、施設管理責任者として、完全な責任が問われることを明言している。しかも指定管理者による管理ミスがあったとしても、市職員の責任軽減要因としては考慮していない。

このように、確かに地方裁判所の判決ではあるものの、指定管理者制度導入施設での行政の施設管理責任を明確に宣言している点が特徴である。

事故当時、スポーツ課の施設担当職員は6名（現在は8名）しかおらず、スポーツ課所管の施設が直営も含めて34か所もあることから、直ちにすべての施設について、現地調査を行い問題点を把握し、かつその後も頻繁に施設を訪れて調査を行うことは、著しく困難な人員体制である。しかしスポーツ課の人員体制の不備が、職員の刑事責任の免責理由とはなりえない。したがって、今後も職員自らが、施設での事件事故防止の責任主体であるという自覚をもって対応するとともに、その前提にて職員の負担を減らすことができる方策を検討すべきである。

イ 指定管理者（㈱豊田スタジアム）の問題点

(ア)市及び指定管理者において指定管理料内訳費目が厳密に把握されていないこと

指定管理者から市に対し、年度開始前に提出する指定管理費の見積明細の内容は、次頁のようなものとなっている（平成19年度分）。なお水道光熱費も平成18年度より指定管理料に含まれることになったが、指定管理者作成の見積明細書にはその費目はない。

項 目		金額(円)
総括管理	人件費	50,840,000
維持管理経費	建築保全業務	104,944,000
警備防災	警備防災業務	15,660,000
清掃衛生管理	清掃衛生管理業務	30,838,000
芝生フィールド管理	ピッチ・ナセリ管理	55,660,000
	芝生栽培納入	74,240,000
	稲武圃場	18,000,000
	その他	1,600,000
中央公園維持管理	公園管理	295,282,56
	枯木補植工事	3,981,388
	芝生広場ターフ管理	5,800,000
スポーツプラザ	理呂官理スポーツプラザ 管	35,354,235
	小計	426,445,879
	管理経費	3,677,136
	施設管理経費	21,514,481
	計	451,637,496
	消費税	22,581,875
	合計	474,219,371 ⁰

監査人が指定管理者に対し、指定管理料の予算額と決算額の対比及び差引額を尋ねたところ、指定管理者からは、「予算額と決算額の費目間の対比を厳密には行っていない。」との回答であった。

その理由を尋ねたところ、指定管理者は「豊田スタジアムの維持管理費支出について、指定管理業務として処理すべき支出なのか、指定管理者の負担として処理すべき支出なのかを、厳密に区分せず、ほぼすべて指定管理業務として処理すべき支出として計上してしまっている。そういった理由もあるだろうが、平成18年度以外は、指定管理業務については収支が赤字になってしまっている。」とのことであった。

そこで今回、監査人は、指定管理者に、指定管理料に関する年度別収支表を作成してもらった。

平成15年度以前は、資料の保存期間が過ぎていることから、平成16年度以降における「市予算額」（年度協定書の金額）及び「指定管理者決算額」（実際に指定管理者が支出した金額）を対比することとした。また、市からの指定管理料の内訳費目を、指定管理者側の内訳に合わせる形で整理した。

単位：円

	H16		H17	
	市予算(税込)	指定管理者 決算額(税 込)	市予算(税込)	指定管理者 決算額(税 込)
管理費(人件費)	63,616,329	63,616,445	60,365,798	60,365,798
維持管理費 建築保全業務	114,995,373	118,125,000	101,974,530	109,116,000
中央公園維持管理業務	26,511,545	25,000,000	35,662,862	25,000,000
スポーツプラザ運営業務	26,882,156	30,450,000	30,333,500	32,550,000
防災警備業務	16,442,970	16,441,950	16,443,000	16,441,950
清掃・衛生管理業務	27,136,773	35,068,000	29,598,862	35,630,000
芝生フィールド 維持管理業務	135,422,980	162,953,326	136,097,640	145,679,257
小計	411,008,126		410,476,191	
諸経費	19,835,197	3,490,583	20,523,809	26,411,154
委託金額計	430,843,323		431,000,000	
合計	430,843,323	455,145,304	431,000,000	451,194,159
	市予算と決算 額の差額	-24,301,981	市予算と決算 額の差額	-20,194,159

上の表は、平成16年度と平成17年度の各年度対比であるが、平成16年度は約2430万円の赤字、平成17年度は2019万円の赤字となっている。

単位：円

	H18				H19			
	指定管理者 予算額(税込)	市予算(税込)	指定管理者 決算額(税込)	差引増減	指定管理者 予算額(税込)	市予算(税込)	指定管理者 決算額(税込)	差引増減
管理費(人件費)	57,130,484	53,340,000	57,627,140	-4,287,140	53,382,000	53,382,000	54,829,499	-1,447,499
維持管理費 建築保全業務	248,867,735	230,593,000	210,945,046	19,647,954	238,270,716	237,411,173	212,969,937	24,441,236
中央公園維持管理業務								
スポーツプラザ運営業務								
防災警備業務								
清掃・衛生管理業務								
芝生フィールド 維持管理業務	158,791,500	158,760,000	138,589,766	20,170,234	156,975,000	156,975,000	181,391,677	-24,416,677
管理経費	33,034,941		54,556,913	-35,971,913	23,870,718	26,451,198	48,261,453	-21,810,255
施設管理経費		18,585,000						
小計	497,824,660	461,278,000	461,718,865	-440,865	472,498,433	474,219,371	497,452,566	-23,233,195
光熱水費	0	118,440,000	113,594,151	4,845,849	0	121,780,629	115,797,773	5,982,856
合計額 (小計+光熱水費)	497,824,660	579,718,000	575,313,016	4,404,984	472,498,433	596,000,000	613,250,339	-17,250,339

平成18年度は、指定管理料に剰余金が生じたことから、指定管理者が市に対して、440万4984円を返還している。しかし収支の内訳をみると、実質的には光熱水費の剰余分約485万円がそのまま全体の剰余金となっただけである。

平成19年度は、指定管理料は1725万円の大幅な赤字となっている。内訳をみると、「芝生フィールド維持管理業務費」が約2441万円の赤字、「管理経費・施設管理経費」が約2181万円の赤字となっている。他方、光熱水費は598万円の黒字となっている。生き物である「芝生の管理」と、利用者の安全面に直結する「施設管理費」（基本協定書により金額の明示はないが、大修繕は市負担、小修繕は指定管理者負担とされている。）にコストがかかっている。

なお、指定管理料に関する表の決算額については、指定管理者の会計帳簿に基づいて作成されていることを確認した。

【結果】

現状、光熱水費にて生じた剰余金を、指定管理業務経費の赤字に充当している現状は、決して健全な運営状況とはいえない。

しかしその原因を検討しようとしても、指定管理者が、支出経費について、市負担なのか、指定管理者負担なのかを厳密に検討せず、ほぼ一律「指定管理の経費」として計上していることから、現在の指定管理料が適切な額なのかを、検討する材料がないのが実情である。

指定管理者が経費の負担を厳密に区分していない理由は、指定管理者によると、「修理等を市に依頼すると、手続に時間を要するため修理等完了までに相当期間かかってしまうが、利用者の立場からはスピード感が要求されていることから、あえて市に依頼せず、指定管理者側で修理・支出してしまっている。」とのことであった。

指定管理者が純粋な民間企業であれば、毎年、数千万円単位で指定管理料に赤字が生じるままとされていることは、ありえないことである。

しかし現在の指定管理者が公募ではなく単独指名であること、指定管理者の大株主が市であること、市より広告看板や観覧室について独占販売権を与えられており、そちらでの利益により、指定管理の赤字を解消できてきたことなどが、指定管理者が真剣に市との間

で、経費の赤字負担について協議をしてくれなかった原因と推認できる。

しかしそもそも体育施設の指定管理者制度導入は、民間企業も参画しやすい分野であることから、指定管理の単独指名とされている現状は望ましいものではない。将来、純粋な民間企業が指定管理者となる場合には、現在のような市と指定管理者との関係を維持することは困難である。したがって、市は、指定管理者が外郭団体であったとしても、指定管理料の金額や経費の負担について、厳密に取り扱うことにより、豊田スタジアムが、より指定管理者に応募する者にかかれた施設となるであろう。また市が経費の負担を正確に把握することが適正な指定管理料の算定及び豊田スタジアムの将来の維持費の試算に役立つことになろう。

そこでまずは、市は指定管理者に発生し続けてきた管理経費に関する赤字について原因を検討することを始めるべきであるし、経費についても指定管理者が負担すべきものか、市が負担すべきものなのかについて、指定管理者との間でより具体的な基準を作るべきである。

加えて指定管理者側の悩みである、市に依頼した修理等の時間の短縮対策も検討すべきである。

**3 財団法人豊田市体育協会が指定管理者となっている施設
～ 豊田市総合体育館(スカイホール豊田)、豊田市柔道場、猿投公園(通称
豊田市運動公園)、毘森公園、豊田市五ヶ丘運動広場**

(1) 施設の概要及び管理態様

ア 総合体育館(通称：スカイホール豊田)



【施設の概要】

設置年月	平成19年4月
所在地	八幡町1-20
施設内容	延床面積18,787㎡
根拠条例	豊田市体育施設条例

【施設の管理態様】

指定管理者	市体育協会
指定期間	平成19年4月1日～平成22年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	1億3500万円

イ 柔道場

【施設の概要】

設置年月	昭和54年4月
所在地	八幡町1-20
施設内容	延床面積501.81㎡
根拠条例	豊田市体育施設条例

【施設の管理態様】

指定管理者	市体育協会
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	87万5771円

ウ 猿投公園（通称：豊田市運動公園）

【施設の概要】

設置年月	昭和62年10月
所在地	高町東山4-97
施設内容	陸上競技場・野球場・体育館・ソフトボール場ほか
根拠条例	豊田市都市公園条例

【施設の管理態様】

指定管理者	市体育協会
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	1億0393万2000円

エ ひもり 毘森公園

【施設の概要】

設置年月	昭和26年4月
所在地	小坂町1-41
施設内容	野球場・プール・庭球場・弓道場・相撲場
根拠条例	豊田市都市公園条例

【施設の管理態様】

指定管理者	市体育協会
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	3056万2000円（当初年度協定書）

オ 五ヶ丘運動広場

【施設の概要】

設置年月	平成13年10月（球技場は平成14年5月）
所在地	五ヶ丘6-1
施設内容	サッカー場・多目的広場
根拠条例	豊田市体育施設条例

【施設の管理態様】

指定管理者	市体育協会
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	公募
19年度指定管理料	2378万7000円

(2) 施設間に共通する監査① - 指定管理に関する協定について

ア 市体育協会は、市の所有するスポーツ施設のうち、5施設について、指定管理者として指定を受けているが、その内訳は、

A 単独指名のもの（4施設）

総合体育館（スカイホール豊田）

柔道場

猿投公園（豊田市運動公園）

毘森公園

B 公募のもの（1施設）

五ヶ丘運動広場

である。

そして、単独指名のもの公募のものいずれについても、各施設の「管理運営等に関する基本協定書」を締結したうえ、各年度ごとに、施設ごとの「管理運営等に関する年度協定書」を締結している。

ただ、単独指名か、公募かのいずれかによって、

①「年度協定書」に、剰余金精算条項（「指定管理料に剰余金が生じた場合は、甲乙協議のうえ精算を行い、年度決算終了後速やかに豊田市に返還する」との条項）があるか否か

② 指定管理料に人件費が含まれているのか否か

が異なっている。

その関係を図示すると次のとおりとなる。この①と②は、関係する問題であるため、指定管理料と人件費の問題を検討したうえ、剰余金精算条項について、論ずることにする。

	単独指名	公 募
剰余金精算条項	あ り	な し
指定管理料と人件費の関係	指定管理料に人件費は含まれない	指定管理料に人件費が含まれている

イ 指定管理料と人件費について

(ア) 体育協会が、単独指定を受けて指定管理者となっている4施設については、指定管理料に人件費は含まれておらず、当該施設の指定管理業務に必要な人件費については、市からの補助金として交付されている。

この点、指定管理料とは、指定管理業務に必要な費用一切であり、

当然のことながら管理にかかる人件費を含むものである。市体育協会が公募にて指定管理者となった五ヶ丘運動広場においては、指定管理料の中に人件費の占める割合は過半となっている。

指定管理料に人件費を含めないことは、当該施設管理に要する費用が不明瞭となる理由ともいえる。

- (イ) しかし市において、単独指名の場合の指定管理料に人件費を含めていないのは、指定管理料には消費税がかかるため、人件費を含めると、人件費に消費税が加算される結果となってしまうため、それを回避することが理由とのことであった。それ故、人件費を指定管理料に含めず、別途、人件費補助金として、市が負担しているものである。

このことから、指定管理料のなかに人件費を含めて、本来、削減できる人件費の消費税相当額を支払うように、処理方法を変更するのが望ましいとも、一概にはいえない。

【意見】

市体育協会においては、指定管理業務のほかに、施設管理以外の受託事業（高校野球誘致事業、スタント教室、スポーツ施設無料開放事業）や、豊田マラソン大会、市民総合体育大会、スポーツ少年団育成事業、競技会誘致事業等の市負担事業（共催事業）も行っており、指定管理料のほか、市から負担金も受けている。そして、指定管理業務にかかる人件費は、消費税の関係もあって、人件費補助金として支払われている。

しかしいずれにしても、指定管理においては、本来公募が原則であることを考えれば、消費税の関係で、現状は指定管理業務にかかる人件費も人件費補助金で賄うとしても、各々の施設に要する費用を算出する必要があり、各施設の指定管理業務に要する人件費を明確にしておく必要がある。そして、人件費が相当であるかを審査し、人件費補助金が相当であるかも、十分検討すべきである。

ウ 剰余金精算条項について

(ア) 指定管理者制度が、住民ニーズが多様化するなかで、「公共サービスの質の向上とコスト削減」を図る目的のために導入されたものである以上、指定管理者の努力によって、コスト削減を図ることができた場合には、その利益は、指定管理者が享受すべきものである。

そのため、指定管理者制度の導入意図からすれば、指定管理者は公募によって募集し、当該指定管理者の努力によって、コスト削減が図られた場合に、剰余金を市に返還する必要はなく、逆に、コスト削減が図れず経費倒れになったとしても、指定管理料の増額は認められな

いと考えるべきところである。

(イ) しかるに、単独指名の場合には、指定管理者側から提出される収支計画書に基づいて、市側で予算査定をして、指定管理料を決定する方法をとって、現実には、指定管理料の範囲内で経費が収まり、剰余がでた場合には、市に返還することになっている。

そのため、指定管理者としても、経費削減を図って剰余がでたとしても、市に返還するのであれば、あえて、経費削減を図ることに力を注ぐことはなく、また、市においても、剰余がでれば返還を受けられるものと思えば、予算査定を厳密に行う必要がないとの考えにもなりかねない。特に、従前からの市と市体育協会との信頼関係のもと、指定管理業務をして剰余がでれば市としても返還してもらえるのであるから、「予算査定も少し余裕をもった形で行ってもよい」との考えを招くおそれがある。

特に、指定管理者制度を平成18年度に導入するにあたって、市は、指定管理者を公募する場合、従前、管理委託をしていた施設については、「従前の管理運営の予算額から10%を削減した額」を指定管理料として設定しており、また、それ以外の施設については、公募選定基準の1つとして、価格点を取り上げるなどしていることと比べると、単独指名の場合の指定管理料算出の審査が十分なされているとは言えない。

【意見】

指定管理料と人件費との関係についても、意見を付したように、施設ごとに必要とされる人件費を算出したうえ、公募した場合に、指定管理料を算出するのと同様な形での経費の検討をしたうえで、単独指名の場合も指定管理料を算出すべきである。ただ、ここで人件費を算出する場合には、指定管理業務以外での業務において、人件費が補助金でまかなわれることから、指定管理業務に要する人件費を過小評価すべきでないことはもちろんのことである。

そして、このように厳密に算出した指定管理料を前提とすれば、基本協定書で定めた期間中は、指定管理業務の内容に変更がない限り、指定管理料に増減を認めるべきでなく、また、市体育協会の努力によって、剰余が生じた場合には、公募の場合と同様、市に返還する必要はないと考えるべきである。このような形態をとることが、指定管理者制度の原則である公募手続への移行につながるものであり、経費削減にもつながるものである。

ただ、その前提として、指定管理料の算出を厳格に行うことが必要

である。

(3) 施設間に共通する監査② － 自主事業について

市体育協会が指定管理を受けている5施設のうち、総合体育館（スカイホール豊田）、猿投公園（豊田市運動公園）、毘森公園及び五ヶ丘運動広場の4施設について、市体育協会が自主事業として、事務所窓口での飲料水の手売り販売を行っていることから、この点について、検討する。

ア 自主事業実施のための手続

自主事業については、市と指定管理者（市体育協会）との間の「管理運営等に関する基本協定書」第18条に定める、「乙（引用注・市体育協会）は、施設において自主事業を行うときは、事業内容及び当該事業の実施に関して参加者から徴収する金額について、事前に甲（引用注・豊田市）と協議するものとする。」との規定がある。

なお、猿投公園及び毘森公園については、都市公園法によって規定されており、公園内のスポーツ施設も同法第2条第2項第5号に定める「公園施設」であるため、飲料水の手売り販売を行う場合には、飲料水用ショーケースを設置することをとらえて、同法第6条に定める「占用許可」を受ける必要がある。他方、総合体育館（スカイホール豊田）及び五ヶ丘運動広場については、「公園施設」ではないため、豊田市行政財産目的外使用料条例に基づく、行政財産目的外使用許可を受けることとされている。

市と指定管理者との自主事業に関する手続は①から⑤のとおりである。

① 指定管理者（市体育協会）から市対する「自主事業事前協議依頼書」の提出

※ なお、飲料水販売に関する自主事業事前協議書には、「施設名」「担当者」「事業名」「開催日時」「事業形態維持業目的」「販売許可等」「業者（仕入業者）」「販売場所」「品目」「品目選定理由」「料金設定」を記載するとともに、「収支予測」を記載した事業実施計画書及び「収入の部」「支出の部」を記載した自主事業予算書を添付している。

② 市から指定管理者（市体育協会）に対する指定管理自主事業承認協議回答書の交付

※ なお同回答書には、協議結果（承認の有無）、施設名、自主事業の名称（飲料水販売）、事業実施日時とともに、承認の条件を記載している。

また、承認の条件としては、

A 猿投公園（豊田市運動公園）及び毘森公園については「都市公園占用許可申請書」を、総合体育館（スカイホール豊田）及び五ヶ丘運動広場については「行政財産目的外使用許可申請書」を、提出すること

B 市から使用電気料の請求があった場合、速やかに入金すること

C 市から設置物の撤去等要請があった場合は、速やかに移動すること

D 事業完了後、「指定管理者自主事業実施報告書」を提出すること

E 市民等から意見等があった場合、市にその旨を連絡すること

F その他疑義が生じた場合は、市と協議すること

が付されている。

③ 指定管理者（市体育協会）が都市公園占用許可申請等の許可申請手続をとり、市から許可を受ける。

④ 指定管理者（市体育協会）による自主事業の実施

⑤ 事業終了後、指定管理者（市体育協会）から市に対する自主事業実施報告書の提出

イ 自主事業としての飲料水の手売り販売について

自主事業を行うにあたって、事前協議を行うのは「事業内容及び当該事業の実施に関して参加者から徴収する金額」についてである。

そして、飲料水の手売り販売事業の目的は「市民へのサービス」、すなわち「施設外に出ることなく飲料をしていただくこと」及び「水分補給の促進により熱中症の予防」にある。

問題となりうるとすれば、市のスポーツ施設において、何をいくらで販売するかである。自主事業の実施により指定管理者に収益が見込まれるのであれば、公募の場合、指定管理料をいくらで受けることができるかの判断に影響を及ぼす問題であり、単独指名の場合であっても、人件費の補填分になるのであり、指定管理料ないし人件費補助金

にも影響を及ぼすものといえる。

そのため、いくらで仕入れ、どの程度の経費を要するかも、市の関心事であるはずである。

【問題点】

(ア) 自主事業予算書及び自主事業実施報告書等の記載の齟齬

事前協議をするにあたっては、当然、仕入業者との間でも、仕入価格等について協議をしていると思われるところ、例えば毘森公園において、市体育協会の自主事業予算書では、「販売1本150円に対し、仕入1本100円」として、商品を仕入れて販売する形態としているのに対し、自主事業実施報告書によると、「販売した飲料水価格の20%を、仕入業者から手数料収入として受領する」と記載されていた。これは仕入業者から市体育協会が、飲料水(商品)を預かり販売した後に、その売却代金の20%を手数料収入として受領する形になっており、申請段階とその販売形態が全く異なっていた。

しかも、実際には、飲料水6種類のうち1種類(水)についてのみ1本100円の販売単価であるのに、自主事業予算書では、一律1本100円で計上されていたり、収支決算書の記載にも、実際には、1本100円の水も販売しているのに、その点が明確でなかったりしており、その記載は正確でない。

また、総合体育館(スカイホール豊田)においても、自主事業予算書では、飲料水等を仕入れて販売する形態となっているのに、自主事業実施報告書によると、市体育協会等が販売した飲料水等の5%を仕入業者から手数料収入として受領する形態となっている。

さらに、毘森公園において、事業実施計画書では事業実施期間が平成19年7月1日から平成20年3月31日までの9か月となっているにもかかわらず、自主事業予算書では12か月で収支を計算したものが提出されている。

このように自主事業事前協議依頼書に添付された事業実施計画書及び自主事業予算書と自主事業実施報告書の、それぞれの間に複数の齟齬が生じている。

以上の事実は、事業実施計画書としては、正確さを欠くのであり、その齟齬は、書面上明らかであるのに、市からも何らの指摘もなされていない。

また自主事業予算書においては、ゴミ処理費も計上されている

が、実際には、市体育協会が別途、ペットボトルの回収・処理等を委託することもおらず、仕入業者がゴミ処理を行っていると思われる（上記のとおり、仕入業者から手数料収入の形態をとっていることとも関係はしていると思われる）。

- (イ) 市体育協会は、仕入業者との間の販売委託契約について、何ら契約書等が取り交わされていない。

【結果】

- (ア) 事業実施計画書に記される内容が、実際に行われる事業を正確に記載していないといわざるを得ず、今後、自主事業を行うにあたり、提出する事業実施計画書には、実際に行う事業内容を正確に記載すべきであって、市としても、事業実施計画書の内容を十分審査すべきである。

特に飲料水販売であれば、取扱商品、販売単価、販売形態等の重要な内容が、事業実施計画書と異なるのであれば、新たに、許可をとる必要があると考える。

また市は自主事業実施報告書についても、その内容が正確なものかどうか精査すべきである。

- (イ) 市体育協会は、納入業者との間で、販売委託契約書等の形で、その契約内容を書面で明らかにすべきである。

ウ 自動販売機の取り扱いに関する基本方針について

スポーツ施設の指定管理を受けている市体育協会において、自主事業として、飲料水販売の許可を求めるのは、市民に対して、施設外に出ることなく飲料水を手でできることや、水分補給を促進することによって熱中症の予防等に資するためである。

ただその前提としては、平成9年12月に市長決定された「豊田市の公共施設における自動販売機の取り扱いに関する基本方針」に基づいて、原則として、市の管理する公共施設から自動販売機が撤去されており、スポーツ施設においても、自動販売機の設置を認めていない実情がある。

この点、奈良県生駒市においても、環境保全、地球温暖化対策に取り組む観点から、平成20年2月25日、同市が管理する公共施設から清涼飲料水等の自動販売機を順次撤去することを決めている。このことから、市の取り組みは先進的なものであったといえる。

しかし生駒市においては、公共の体育施設などでは利用者の水分補給が必要であるとして、例外的に、利用者等の水分補給が必要な場合は、各施設の利用状況に応じた台数を確保し、エネルギー消費量の少ない機

器に変更する方針とのことである。また、豊田市においても、上記「基本方針」後においても、入院患者への配慮から、地域医療センターには自動販売機の設置を認めている。

このことからすると、豊田市においても、体育施設については、例外的に、エネルギー消費量の少ない自動販売機を設置することも考慮に値することといえるのではなかろうか。ただし、環境問題にかかわる問題であり、市民サービスの必要性、効率性のみから意見すべき問題でもないため、問題提起にとどめる。

(4) 柔道場に対する監査について

旧市体育館は、平成19年4月に総合体育館がオープンすることから、平成19年3月31日をもって閉館した。市体育協会は、旧市体育館の指定管理者でもあった。

そこで、市と市体育協会は、平成19年4月1日、指定管理に関する基本協定書第8条第1項前文に基づき管理運営業務の内容を変更し、基本協定書第3条第2項により管理運営業務の細目を定めている仕様書を変更するとともに、基本協定書を変更した。

しかし、変更基本協定書にも、変更された仕様書においても、旧体育館が閉館した旨の記載がない。

その結果、協定書及び仕様書を見ても、対象施設の変更という指定管理協定において最も重大な事項の変更の理由が判明しないこととなっている。

【結果】

基本協定書を変更した場合は、その理由を変更基本協定書に記載すべきである。

(5) 毘森公園の問題点について

基本協定書第7条第1項によれば、指定管理料の額及び支払い時期等について、年度協定書を締結することとなっている。

そこで、市と市体育協会は、平成19年4月1日、年度協定書を締結し、その第3条において、平成19年度の指定管理料を3056万2000円とし（第1項）、その指定管理料を年4回に分割して概ね各回均等額を支払うこととした（第2項）。

ところが平成19年7月と8月に、衛生管理上の点から毘森公園プールの水質を維持するために、予定していた以上の水道水を使用した。

そこで、市は、基本協定書の「責任分担表」の「政治、行政的理由に

よる事業変更」にあたるとして、平成20年3月3日、年度協定書で定めた指定管理料を119万1000円増額し合計3175万3000円とし、増額分は平成20年3月に支払う旨の変更年度協定書を締結している。

この点、単独指名であり、剰余金が生じれば、市としても剰余金の返還を受けることができるので、指定管理料を増額しても何らの問題はな
いとの考えもあるかもしれないが、原則として、増額を安易に認めるべきでない。

ただ、指定管理料を定めた以上、どのような場合でも、増額を認めないのもあまりに硬直した考えであって、本件のように、年度途中で、指定管理者の責に帰さない事由によって、その費用負担が増大する場合もあり、その場合には、慎重な判断のもと、例外的に増額を認めることになろう。

【意見】

指定管理者が、単独指名によって選定されている場合について、剰余金が生じれば返還されるとしても、指定管理料を増額するには、指定管理業務の内容が変更した場合、あるいは、指定管理者の責に帰さない事由等によって、明らかに指定管理者が負担する費用の増額が認められる場合等相当な理由が必要であり、慎重な手続のもと、判断すべきである。

(6) 五ヶ丘運動広場の問題点について

ア 指定管理制度の主な目的は、「サービスの向上」と「コスト削減」であった。しかし市は当初、公募で指定管理者選定する場合については、価格競争を全面に出した選定は「粗悪な施設管理を招く」との懸念のもと、従前、管理委託をしていた施設については、従来の施設管理費の10%を削減することによって「コスト削減」の目的を果たしたうえ、市民サービスの点でのみ競争させることにしたものである。

そして、本施設についても、価格点は選定評価対象にはせずに、従前の管理費の10%を削減した価格で固定したうえで、指定管理者の選定評価を行った。

イ この点、平成19年4月の設置に向けて、指定管理者を公募した西部体育館については、価格点も評価対象になっており、実際に、市が算出した予定価格の約77.7%の金額で、指定管理料が定められたのは、後記4のとおりである。

その意味でも、価格点を考慮した指定管理者の選定が望ましいといえる。

ウ なお、平成21年度以降の指定管理者を選定するにあたって、平成20年12月に公募による選定が行われ、市体育協会が内定はしているが、この選定にあたっては、価格点も評価対象になっていた。

【意見】

すでに、平成21年度からの指定管理者の公募・選定審査も終了しているが、指定管理者の公募をするにあたっては、価格面を含め、より細かな審査基準を設けて、指定管理者の選定を図る必要がある。

(7) その他（河川敷公園の管理委託）

市体育協会は、指定管理者として施設管理をしている体育施設のほか、市の直営であるスポーツ施設のうち以下の9施設をあわせて「河川敷公園」として、管理委託を受けている。

そして、これら施設については、河川管理が優先されるため、体育施設としての利用に制約が多く、安定した利用見通しがたたないため、収益性、効率性の向上等を目的とする指定管理者制度には馴染まないと考えられている。

なお、平成19年度の管理委託料が83万0765円であることから、指定管理者を指定するまでもない施設と思われる。

[河川敷公園の概要]

施設名	管理施設（体育施設）
川田公園	野球場（1面） ラグビー場（1面）
白浜公園	野球場（2面） ゲートボール場（12面）
平井公園	ソフトボール場（児童専用 1面） テニスコート（クレイ 2面）
丸山公園	テニスコート（クレイ 1面）
荒井公園	テニスコート（クレイ 2面）
川端公園	サッカー場（4面） フットサル場（2面）
御立公園	ハンドボール場（3面）
岩倉運動広場	テニスコート（グリーンサンド 1面） ゲートボール場（1面）
越戸公園	ソフトボール場（4面）

4 豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場 ～ハマダスポーツ企画(株)が指定管理者となっている施設

【施設の概要】

(1) 西部体育館



設置年月	平成19年4月
所在地	西新町6-143
施設内容	バスケットボール2面（もしくはバレーボール3面、バドミントン8面、テニス2面等）
根拠条例	豊田市体育施設条例

(2) 逢妻運動広場

設置年月	平成16年5月
所在地	西新町6-133
施設内容	野球1面（もしくはソフトボール2面、少年サッカー1面、他）
根拠条例	豊田市体育施設条例

【施設の管理態様】

指定管理者	ハマダスポーツ企画（株）
指定期間	平成19年4月1日～平成22年3月31日
指定管理者選定方法	公募
19年度指定管理料	2470万3000円

【監査】

(1) 指定管理者選定手続

ア 指定管理者制度の主な目的は、「サービスの向上」と「費用削減」であり、「西部体育館及び逢妻運動広場」の指定管理者選定する基準としては、

$$\text{評価点} = [\text{標準点 (配点 100)} + \text{加算点 (配点 20)}] / \text{価格点}$$

※価格点は、80点～100点

の計算式により得た評価点により決定した。

そして、評価点構成要素である「標準点（100点）」「加算点（20点）」及び「価格点（80点～100点）」の概要、並びに「加算点」の評価基準については、次のとおり、定められており、加算点評価基準は、各指標について、更に、0.5点ごとの基準を示して（指標の配点が高いものについては、必ずしも0.5点ごとの基準が示されているわけではない）、0.5点刻みに点数をつける形をとっている。

<評価点構成要素>

項目	配点	概要
標準点	100点	応募資格を満たし、かつ仕様書に示す管理運営業務の遂行が確保される場合に付与
加算点	20点 (評価は0.5点単位)	加算点評価基準に示す各指標に基づき加算点を付与
価格点	80点～120点 (評価は1.0点単位) ※低価格ほど低得点	① 提示価格が市予定価格と同額である場合に100点（基準点）を付与 ② 提示価格が市予定価格を下回る場合 市予定価格の3分の2を下限（80点）として、80～100点の範囲内で比例算出（3分の2以下の場合は一律80点） ③ 提示価格が市予定価格を上回る場合 市予定価格の5分の6を上限（120点）として、100～120点の範囲内で比例算出（市予定価格の5分の6を上回る場合は失格）

<加算点評価基準>

区分	審査項目	指 標	配点 (加算点)	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力を有するものであること	物的能力	特に安定した財政的基礎を有している場合	1.0	計 4.0
	人的能力	当該施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨について特に理解が優れている場合	1.0	
		同類施設の管理運営経験があり、良好な実績のある団体である場合	1.0	
		同類施設の管理運営経験のある優れた人物を施設に配置する場合	1.0	
事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、施設の管理運営に係る優れた提案ができるものであること	トレーニンググループ	トレーニンググループの有効活用に資する具体的かつ効果的な提案がある場合	5.0	計 13.0
	自主事業	施設全体の有効活用に資する具体的かつ効果的な自主事業の提案がある場合	4.0	
	安全管理	利用者の事故防止に貢献する安定管理体制等について、具体的かつ効果的な提案がある場合	2.0	
	その他	その他、施設サービスの向上を図るために仕様書を上回る業務提案がある場合	2.0	
そのほか施設の設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること	苦情処理等	要望・苦情処理に対する取組み方針及び組織体制について優れた提案がある場合	2.0	計 3.0
	個人情報保護等	個人情報保護、情報公開に関して特に優れた提案がある場合	1.0	

イ 市においては、平成17年度当時に、指定管理者を募集したときには、従来、管理委託をしている施設について公募する場合には、「従前の管理委託金額の10%削減した額」を指定管理料として、あらかじめ募集要綱で、その金額を明らかにしたうえで、サービス水準・内容のみを競いあわせる形をとっていた。スポーツ施設においても、五ヶ丘運動広場や、高岡公園体育館がこの選定方式をとっている。

これに対し、西部体育館は、平成19年4月に開設された施設であるため、価格を固定せず、価格点をも評価点算出の要素としている。

本来、指定管理者制度の目的として、「サービスの向上」とともに、「費用の削減」をも目的としている以上、価格面をも判断材料とすべきであるから、本施設の公募手続は、価格点を判断材料としている点で適正といえる。

ウ そして、西部体育館の価格点における、「基準とすべき金額（予定価格）」の算出は、再委託料については業者見積額により算出し、市内の地域体育館3館（高岡公園体育館、東山体育センター、柳川瀬体育館）の平成18年度当初予算の平均値等を基に算出しており、3566万9000円としていた。

入札の結果は、3社が入札したが、審査結果をみると、価格については、ハマダスポーツ企画(株)81点（税抜価格2437万3817円～2496万8300円）、A社87点（税抜価格2794万0717円～2853万5199円）、B社80点（税抜価格2377万9334円～2437万3816円）であった。総合的な最終評価点が高かったハマダスポーツ企画(株)が提示した金額（同社の価格点は81点）を指定管理料としている。

エ 西部体育館は、予定価格を算出するにあたり、市内の地域体育館の指定管理料を参考にして、予定価格を3566万9000円としているが、実際に入札した金額が、約67.5%から約79.2%の範囲であった。このことから推認すると、競争によって価格を決めていない、他の施設の指定管理料が高く設定されたままではないかとの疑念もあり、その点の検証・確認が必要といえる。

(2) 自主事業について

ア 指定管理者が行う、スポーツ教室等についても、自主事業の承認手続をとっており、適切に行われているといえる。

そして、自主事業承認にあたっては、

- ① 事業開催日の変更が生じた場合は速やかに報告すること
- ② 事業実施後は速やかに事業実施報告書を提出すること
- ③ 必要に応じて飲み物の持参を呼びかける等、参加者の体調等に十分配慮すること
- ④ 施設使用料は所定の方法で適正に支払うこと

が条件として付されている。

イ そして、ハマダスポーツ企画(株)では、「ヨガ教室」「キッズピクス

教室」「健康体操教室」「親子リズムミック」等の教室運営をしているが、収支計画を記載した自主事業実施計画書を提出し、自主事業の承認手続の履行も適切になされている。

スポーツ施設のなかで、他にも指定管理を受けている施設があるが、そのなかでも、本施設についての自主事業実施計画書は内容、手続面等で適正と判断できる。

市においても、指定管理者の自主事業の活用を今後期待する方向であるが、その前提として、自主事業の承認手続の履行が適正になされ、また、市においても、適正に判断・処理することが期待される。

5 豊田市高岡公園体育館及び豊田市高岡公園 ～ホームメックス㈱が指定管理者となっている施設

【施設の概要】



高岡公園体育館



隣接する、地区総合型スポーツクラブ「さわやかスポーツクラブまえばやし」のクラブハウス

(1) 高岡公園体育館

設置年月	平成3年4月1日
所在地	中田町川向8番地ほか
施設内容	体育館 延床面積2996.01㎡ 観客席（固定200人、移動600人）
根拠条例	豊田市体育施設条例

(2) 高岡公園

設置年月	平成3年4月1日
所在地	中田町川向8番地ほか
施設内容	テニスコート（砂入り人工芝）5面、グラウンド（野球1面、少年サッカー1面、多目的広場）
根拠条例	豊田市都市公園条例

【施設の管理態様】

指定管理者	ホームックス(株)
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	公募
19年度指定管理料	3746万1000円

【監査】

(1) 指定管理者選定手続

指定管理制度の主な目的は、「サービスの向上」と「コスト削減」であるが、市が当初（平成17年度）、公募で指定管理者選定する場合には、「価格競争を前面に出した選定は粗悪な施設管理を招く」との懸念のもと、従前、管理委託をしていた施設については、募集要綱にて「従来の施設管理費の10%を削減すること」を条件にすることにより「コスト削減」の目的を果たしたものとし、市民サービスの点でのみ競争させることにしたものである。

本施設についても、価格点（指定管理料）は選定評価対象にはせずに、価格を固定したうえで、指定管理者の選定評価を行った。

しかし価格を固定して、公募をした点には疑問が残るところである。

この点、平成21年度以降の指定管理者選定のために公募による選定が行われ（平成20年12月実施）、従前と同様のホームックス(株)が内定しているが、この選定にあたっては、価格点も評価対象になっていた点で評価できる。

【意見】

すでに、平成21年度からの指定管理者の公募・選定審査も終了しているが、指定管理者の公募をするにあたっては、価格面を含め、適正な審査基準に基づいて、指定管理者の選定を図る必要がある。

(2) 自主事業について

ア 指定管理者が行う、スポーツ教室等についても、自主事業の承認手続をとっており、適切に行われているといえる。

そして、自主事業承認にあたっては、

- ① 事業開催日の変更が生じた場合は速やかに報告すること
- ② 事業実施後は速やかに事業実施報告書を提出すること
- ③ 必要に応じて飲み物の持参を呼びかける等、参加者の体調等に十分配慮すること
- ④ 施設使用料は所定の方法で適正に支払うこと

が条件として付されている。

イ また、飲料水の手売り販売についても、当然、自主事業としての承認手続とともに、行政財産目的外使用許可もとっており、適正になされている。

そして、自主事業事前協議依頼書に添付される事業実施計画書についても、8種類の飲料水のうち、1種類（水）についてのみ110円での販売とし、その他の飲料水については150円の販売としているが、販売予測においても、各飲料水の売値、購入単価が、月売上目標が記載されており、また、ペットボトルの回収についても、月2回、指定管理者において回収し、再利用する旨も記載しており、問題は認められない。

ウ このように、指定管理者として、飲料水の手売り販売等の自主事業を行う場合にも、民間企業であることから、市との間に一定の緊張感のもと、手続、書面作成等も正確になされているのであり、単独指名で指定管理者となっている市体育協会においても、同程度の手続・書面作成は行えるものと思われる。

(3) 地元スポーツクラブとの利用調整

ア 指定管理者として、ホームックス(株)が選定されているが、本施設については、地区総合型スポーツクラブ（以下「地区総合型SC」）の「さわやかスポーツクラブまえばやし」が利用することが予定されている。

そして、地区総合型SCが行う事業については、生涯スポーツ社会の実現をめざしているものであって、一定範囲で、優先的使用が図られているようであり、この点は、基本協定上も「乙（引用注・指定管理者）は、体育館等の利用の許可、不許可及び許可の取消を行うにあたり、体育館等の利用調整について甲（引用注・豊田市）が定める方針にしたがわなければならない」とされている（基本協定書第17条）。

イ この点、指定管理者公募時点でも、仕様書に、下記のような規定がなされており、手続的には問題はない。

ただ、利用調整団体の範囲、優先利用の内容が明らかになっていないため、その運用如何では、指定管理者としての自主事業の範囲が限定されてしまうおそれがないとはいえない。

第4 管理運営に関する業務

・・・

(2)受付等運營業務

ア・・・

・・・

オ 利用調整の受付

スポーツ課は、市並びに利用調整団体（以下、団体という）の優先利用の年間日程を、毎年度、一般利用の申請開始前に指定管理者に通知する。指定管理者は、この日程について優先的に利用を承認し、団体と事前打合せ等を行い、円滑な施設利用に努める。

なお、・・・

【意見】

利用調整の運用如何で、指定管理者の自主事業としての施設利用が制限されることもあるため、市の行う利用調整の対象となる団体（利用調整団体）・利用範囲については、一定の制約があると考えべきであり、その内容が指定管理者の公募の段階で明らかであれば、公募にあたっては、具体的に明らかにすべきである。

6 豊田市東山体育センター、豊田市東山運動広場及び豊田市古瀬間運動広場 ～NPO法人美里スポーツクラブが指定管理者となっている施設

【施設の概要】

(1) 東山体育センター

設置年月	昭和53年4月
所在地	宝来町4-758-10
施設内容	アリーナ面積 952㎡、バスケットボール2面、
根拠条例	豊田市体育施設条例

(2) 東山運動広場

設置年月	昭和55年4月
所在地	宝来町4-758-10
施設内容	野球2面、テニスコート(ハード)2面、バウンドボード
根拠条例	豊田市体育施設条例

(3) 古瀬間運動広場

設置年月	昭和56年4月
所在地	古瀬間町鳥ヶ峰371-3
施設内容	ソフトボール2面、バウンドボード、ゲートボール場
根拠条例	豊田市体育施設条例

【施設の管理態様】

指定管理者(3施設一括での指定)	NPO法人美里スポーツクラブ
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	2805万6960円

【監査】

(1) NPO法人美里スポーツクラブが単独指名された理由

当該施設が地域住民で構成する地区総合型SCの活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と市が判断したためである。

(2) 指定管理料の推移

ア 市は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、東山体育センター、東山運動広場及び古瀬間運動広場を合わせた3施設の指定管理者として、美里スポーツクラブを単独指名しており、その指定管理料は、次のとおり推移している。

平成18年度 2805万6960円、
平成19年度 2805万6960円
平成20年度 2812万3740円

なお、平成20年度に指定管理料が増額したのは、従来、市が直接管理していた、古瀬間運動広場の簡易トイレ借入れを平成20年度から指定管理者で実施するように変更したため、6万6780円の増額をしたものである。

(3) 剰余金精算について

ア 市と美里スポーツクラブとの年度協定書の第3条第4項には、下記のような剰余金精算条項が規定されている。

第3条（指定管理料）

1

.

4 指定管理料に剰余金が生じた場合は、甲（引用注・豊田市）乙（引用注・美里スポーツクラブ）協議のうえ精算を行い、平成〇年度決算終了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、指定管理料の運用で得た利子収入等は精算対象から除外するものとする。

ところで、美里スポーツクラブの平成18年度及び平成19年度の収支計算書によると、いずれの年度も「管理運営費」が2805万6960円となっており、指定管理料と一致しており、上記年度協定書第3条第4項による剰余金の精算はなされていない。

しかし、管理運営費のなかには、水道光熱費、消耗品費、修繕費等の定額ではない費用も含まれており、年度始めに決まる指定管理料と一致することはほぼありえず、さらに2年続けて一致することなどありえない。

そこで、この点を調査したところ、

① 平成18年度について

本来、平成18年度に含まれる、平成19年3月分のコピー使

用料1万3944円のうち8345円、同年3月分の消耗品費1万9307円のうち1万4129円の合計2万2474円の支払を平成19年4月分（翌年度）に回したのであり、実質的には管理運営費が指定管理料を2万2474円上回る赤字であったこと。

② 平成19年度について

本来、平成19年度に含まれる、平成20年3月分のコピー使用料1万5466円のうち1万0320円の支払いを平成20年4月分（翌年度）に回したとのことであり、実質的には管理運営費が指定管理料を1万0320円上回る赤字決算であったこと。なお、上記のとおり、平成19年3月分支払のうち2万2474円が平成19年度に回されているため、平成19年度の単年度の指定管理の収支をみれば、1万2154円の剰余金が生じていることになる。

が判明した。

イ しかし、市と美里スポーツクラブの間の基本協定書、年度協定書のいずれにおいても、前記のとおり、指定管理料に剰余金が生じた場合には、指定管理者から市に返還する旨規定されているが、指定管理料に不足が生じたとしても、赤字分を翌年度に繰り越すなどの規定は存在しておらず、不適正な処理がなされたと言わざるをえない。

この点、スポーツ課は「確認が十分ではなかった」との回答であったが、契約書上、容認できない処理である。

すなわち、指定管理者に指定された以上、指定管理料の範囲で施設管理業務を行うべきであり、当該年度に指定管理料の不足が生じた場合には、次年度の指定管理料で補てんすることは許されない。

【結果】

市と美里スポーツクラブの間の基本協定書及び年度協定書を前提とする限り、平成18年度に本来赤字となるべき、2万2474円は美里スポーツクラブが負担すべきもので、平成19年度に繰り越すことは認められない。

その結果、平成18年度の繰越金を除外すれば、平成19年度の指定管理料については、本来、1万2154円の剰余金が発生していたのであるから、美里スポーツクラブは、市に対し、平成19年度の剰余金として1万2154円を返還すべきである。

(4) 指定管理料と人件費

ア 美里スポーツクラブは、平成18年度から指定管理者の指定を受けているが、平成18年度の指定管理料を算出するにあたっての基礎とした人件費については、指定管理を導入するまで、施設管理委託契約を締結していた、財団法人豊田市文化振興財団の給料表による人件費を前提としていた。

しかし、現在、NPO法人となっている美里スポーツクラブの人件費を、財団法人の職員の人件費と同様な額と捉えることにも疑問があるうえ、美里スポーツクラブについては、指定管理業務以外のスポーツクラブとしての活動もあると思われ、同一の職員がその業務にもあたっていると思われるのに、同クラブの収支計算書をみる限り、指定管理にかかる管理運営事業費以外に支払われている人件費分を認めることはできない。

スポーツクラブの振興の必要性も認められないわけではないが、指定管理料として支払われている人件費相当分が、スポーツクラブの本来業務に充当されているのは容認することはできないと考える。

【結果】

指定管理料に含まれる人件費は、あくまで、指定管理業務に必要な範囲での人件費であって、スポーツクラブのその他の業務分も含めた全人件費を、それで賄うのは認められない。したがって美里スポーツクラブ運営における人件費の中で指定管理にかかる部分を算定のうえ、その金額に限って指定管理料の人件費とすべきである。

(5) 美里スポーツクラブの行うスポーツ教室等について

ア 美里スポーツクラブは東山体育センター内において、スポーツ教室等を開催している。この点、指定管理者が管理業務を超えて行うものであるため、自主事業に該当するのではないかが問題となる。

イ これに関して、スポーツ課の見解は、「現在、美里スポーツクラブが行っているスポーツ教室等は、指定管理者が行う自主事業ではないと考えている。そもそも指定管理者による自主事業は、指定管理者が、独自の立場で事業を発案展開し、『施設効用の最大化』と『サービスの向上』を図ることを目的とするものである。しかしスポーツクラブが行っている事業（さまざまな教室事業等を展開）は、市のめざす生涯スポーツ社会の実現を目的とする事業であるため、市の施策の一部を担っていると評価できるから、自主事業とはいえない。」とのこと

である。

そして、スポーツ課においては、「指定管理者の自主事業」については、市の利益調整後に利用できる範囲でしか、施設利用ができなくなるとの考えにたっており、このことが、上記のように、スポーツクラブの行う活動を、指定管理者の自主事業ではないとの考えになっていたようでもある

もっとも市は、自主事業としての許可を求めているが、スポーツ教室等の各種事業については、地区総合型ＳＣの補助金申請時の事業計画、あるいは体育施設利用調整の申請時にその内容を把握しているとのことである。

ウ しかし、指定管理者によるスポーツ教室等の各種事業を「自主事業」と捉えないことは、疑問がある。

なぜなら

- ① 協定書等によって定められた指定管理業務の範囲には含まれないこと
- ② 各種事業の運営主体は、美里スポーツクラブであり、その事業の性質、対価の多寡は別として、美里スポーツクラブの収入源となっていること
- ③ 美里スポーツクラブの会員か否かで受講料にも差異があること
- ④ 他のスポーツ施設における指定管理者による各種事業（例・高岡公園体育館における指定管理者ホームックス(株)によるスポーツ教室開催）は、自主事業として捉えられていること
- ⑤ 特定非営利活動法人であるとの法人の性格、当該事業の目的によって、自主事業か否かを区別する基準として明確でないこと

等から、本件のようなNPO法人が行うスポーツ教室であっても、指定管理者が、指定管理業務を超えて管理施設にて行うものである以上、基本協定書第18条に定める「乙（引用注・指定管理者）は、センター等において自主事業を行うときは、事業内容及び当該事業の実施に際して参加者から徴収する金額について、事前に甲（引用注・豊田市）と協議するものとする。」との規定に基づき、自主事業の承認を得る必要があると考える。

エ そして、基本協定書添付「運營業務仕様書」の「6 管理運営に関する業務」の「(4) その他」においても、他のスポーツ施設と同様な規定ではあるが、「ア 指定管理者は、施設利用を促進するため、自

主事業（教室・イベント等）を実施できる。但し、自主事業の実施に際しては、原則、市の利用調整を優先するものとし、また、自主事業に必要な経費は、指定管理者が負担するものとする。」と定められており、美里スポーツクラブが行うスポーツ教室等も自主事業と捉えるべきものとする。

そのうえで、地元のスポーツ大会等について、優先的使用を認めるか否かは、指定管理者の自主事業と捉えるか否かに直接関係するものではなく、むしろ市が共催等のかたちで事業に関与することにより、市の施設の優先利用を認める規定を設ければ足りるものである。

【意見】

指定管理者が指定管理業務を超えて、自らが主体となって、事業を行う場合には、その事業内容に関わらず、市との協議のうえ、自主事業の承認を得るべきものとする。

(6) クラブハウスとの関係



東山体育センターに隣接する美里スポーツクラブのクラブハウスの外壁

ア 美里スポーツクラブが指定管理を受けている、東山体育センター（体育館）は、鉄筋コンクリート造一階建建物（ 1437.96 m^2 ）であるが、同じ敷地内に隣接する形で、市が、美里スポーツクラブのクラブハウスとして、建築し、無償で貸与している鉄骨造一階建建物（ 102.60 m^2 ）がある。なおクラブハウスの入り口には、次の貼り紙がされていた。

当クラブハウスは「美里スポーツクラブ」会員専用施設です。
クラブ会員の「憩いの場」・「交流の場」として利用が出来ます。

施設利用に当たっての遵守事項

1. 施設利用…
 - 会員の方は受付で「会員証」を提示し記帳後ご利用下さい。
 - 未会員の方は受付で利用料を添えて記帳後ご利用下さい。
2. 施設利用料…
 - 会員…無料
 - 未会員…300円
 - 小学生以下は保護者同伴で利用をお願い致します。
3. 使用後の「整理」・「整頓」・「清掃」をお願い致します。
4. 施設の器物損壊については、原則として弁償していただきます。
5. スポーツクラブハウス内は「禁酒」・「禁煙」とします。
6. 休館日は体育センターと同じく毎週月曜日とします。

イ 東山体育センターについては、バスケットボール面2面がとれるアリーナ部分(952㎡)があるものの、それ以外にも、談話室が3部屋あり、これらの部屋も、スポーツ教室、ダンス教室等に利用されているが、同様に、美里スポーツクラブのクラブハウスのなかにも、談話室があり、同じくスポーツ教室、ダンス教室等に利用されている。

その結果、美里スポーツクラブが開催するスポーツ教室については、東山体育センター内で行えば、市に対し使用料を支払わなくてはならないのに対し、市から無償貸与を受けているクラブハウスを利用すれば、何らの使用料支出はないことになる。

地域スポーツ振興を図るために、各スポーツクラブにクラブハウスを提供することが有益であるのも事実であるが、一方、スポーツ施設として建築された東山体育センターが有効利用されない危険性も孕んでいるといえる。

【意見】

クラブハウスの使用目的は、あくまで、スポーツクラブのクラブハウスとして供するためのものであるが、クラブの事務作業や会合のほか、会員以外の者も含めたスポーツ教室等として使用されているのが実際である。

そのようななか、体育施設と同じ敷地内にクラブハウスがある場合、両方の施設の使用基準をどのように区分けするかの問題がある。

1つの基準としては、会員外の者も参加するスポーツ教室等では、市に使用料を支払って、指定管理を受けているスポーツ施設を利用することも考えられよう。

しかし、そもそもクラブハウスを、地区総合型SCの拠点として市が建設し利用を認める施設として捉えるのであれば、クラブ会員の会合で利用できる程度の規模で足り、通常のスポーツ教室等の開催は、地区総合型SCの独自財源による施設か、または市の体育施設を利用する形をとるのが望ましいと思われる。

市が今後も、クラブハウスを公費で建設するかどうかの問題もあるが、建設する場合であっても、クラブの拠点としての機能以上の施設を建設することは、その公益的な必要性を含め慎重に検討すべきではなかろうか。

7 豊田市石野運動広場

～石野地区コミュニティ会議が指定管理者となっている施設



【施設の概要】

設置年月	昭和58年10月
所在地	東広瀬町舟木1-4
施設内容	野球1面兼ソフトボール2面
根拠条例	豊田市体育施設条例

【施設の管理態様】

指定管理者	石野地区コミュニティ会議
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	362万1044円

【監査】

(1) 単独指名の理由

石野地区コミュニティ会議は、地元住民で組織される任意団体で、自治区及び地区内の各種団体間の情報交換の場を提供し、広域的なコミュニティ活動を調整するという役割を担っているとのことである。

そして、石野地区コミュニティ会議は、以前から石野公園運動広場の管理委託先であり、地域による管理運営の実績があり、維持管理面も、清掃・除草を再委託せずに自ら行うことでコストを下げる等も評価できるため、指定管理者としての効率的な施設の管理運営を期待できるとのことである。

(2) 指定管理料と剰余金精算

平成18年度及び平成19年度の指定管理料、決算額の状況、平成20年度の指定管理料は、次のとおりである。

(単位：円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
指定管理料	3,621,044	3,621,044	3,464,518
決算額	3,458,848	3,567,614	
剰余金	162,196	53,430	

本指定管理についても、単独指名であり、剰余金精算条項があり、各年度の剰余金は、市に返還されている。

- (3) 地元の団体を指定管理者に指定し、管理を委ねており、地元のスポーツ施設に対する指定管理の方法として、望ましい形態といえよう。

8 豊田市保見運動広場、豊田市松平運動広場及び豊田市土橋公園 ～財団法人豊田市文化振興財団が指定管理者となっている施設

【施設の概要】

- (1) 保見運動広場



設置年月	昭和 56 年 4 月
所在地	保見ヶ丘 1-152
施設内容	ソフトボール 1 面、テニスコート、その他施設 (バウンドボード、トイレ、ゲートボール場)
根拠条例	豊田市体育施設条例

(2) 松平運動広場

設置年月	平成9年4月
所在地	大内町滝坂1
施設内容	野球1面、その他施設（バウンドボード、トイレ）
根拠条例	豊田市体育施設条例

(3) 土橋公園（スポーツ施設部分）

設置年月	昭和59年4月
所在地	土橋町6-80-1
施設内容	野球場1面、テニスコート（ハード）3面、
根拠条例	豊田市都市公園条例

【施設の管理態様】

指定管理者	財団法人豊田市文化振興財団
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	627万5000円

【監査】

(1) 市文化振興財団が単独指名された理由

保見運動広場、松平運動広場については、夜間証明設備使用料が発生する施設であり、また、土橋公園についても、テニスコート使用料が発生する施設であって、これらの使用料を収受する窓口が必要となる。そして各施設の近隣に「交流館」（豊田市生涯学習センター）があるため、交流館を管理している市文化振興財団が各施設を管理する方法が、直営で管理するよりも効率的な施設管理が期待できる判断したためである。

(2) 指定管理料の推移

ア 市文化振興財団は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの期間で、保見運動広場、松平運動広場、土橋公園の3施設について、市から指定管理を受けており、基本協定書、年度協定書も1つになっており、指定管理料も、協定書上は、合算されたものになっている。

ただ、その内訳は決まっており、その内容は以下のとおりである。

(単位：円)

	保見運動広場	松平運動広場	土橋公園	合 計
平成 18 年度	2,320,000	2,927,000	1,028,000	6,275,000
平成 19 年度	2,332,000	2,926,000	1,017,000	6,275,000
平成 20 年度	2,043,000	3,427,000	829,000	6,299,000

イ いずれの施設も基本的には、前年度実績に応じて、指定管理料を減額している。これは、指定管理者を単独指名しており、剰余金精算条項を設けていることから、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの期間内であるが、相当な対応といえる。

ウ なお、松平運動広場については、平成19年度から平成20年度にかけて、50万1000円の増額となっているが、これは、利用者の増加による電気料（夜間照明）の増額が予定されたためとのことである。

エ この点、単独指名であり、剰余金が生じれば、市としても剰余金の返還を受けることができるので、指定管理料を増額しても何らの問題は無いとの考えもあるかもしれないが、増額を安易に認めるべきでない。

ただ、本件については、市は、指定管理者にヒアリングを実施した際に増額要求があり、その必要性を検討して、その必要性が認められたため、増額後の金額を当初予算としたとのことである。

そして、本件のような施設利用者の増加に伴う電気料の増額については、その利用者数の増加が認められる場合には、当然、水道光熱費として、指定管理者側の負担となり、不足金が生じた場合には、指定管理者側の負担となってしまうことから、一定範囲で認めることに理由はあると思われる。

【意見】

指定管理者が、単独指名によって選定されている場合については、剰余金が生じれば返還されるとしても、指定管理料を増額するには、指定管理業務の内容が変更したとき、あるいは、本件のように利用者増により、明らかに指定管理者が負担する費用増額が認められる場合等相当な理由が必要であり、慎重な手続のもと、判断すべきである。

(3) 収支決算について

指定管理料については、施設ごとの内訳に基づいて、決定されているが、収支資料としては、3か所合計で表記したものしかなく、施設ごとの収支が分かる資料はないとのことである。

実際、3施設をあわせて、指定管理者を指定している以上、形式的には、3施設合計の収支計算書が提出されれば足りるともいえる。

しかし、市は、施設ごとの収支計算書の提出を受け、各施設ごとの管理状況を把握し、コスト意識を持つべきだと考える。

【結果】

複数の施設につき、一括して指定管理者を指定している場合においても、施設ごとの収支計算報告の提出を受ける必要があると考える。

9 豊田市井上公園(水泳場除く)

～いさとスポーツクラブが指定管理者となっている施設

【施設の概要】

設置年月	昭和53年4月
所在地	井上町11-8-6ほか
施設内容	野球1面、テニスコート(ハード)3面、ジョギングコース、芝生広場、マレットゴルフコース
根拠条例	豊田市都市公園条例

【施設の管理態様】

※ 指定管理の対象は、水泳場部分を除く

指定管理者	いさとスポーツクラブ
指定期間	平成19年4月1日～平成22年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	2260万円



平成19年に完成した水泳場(屋内プール)の外観



屋内プール部分

【監査】

(1) 指定管理の内容

ア 市は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの期間の井上公園（水泳場に係る部分を除く）の管理について、地区総合型スポーツクラブである「いさとスポーツクラブ」を単独指名で、指定管理者として指定している。

その後、平成19年9月に、井上公園には、水泳場部分（屋内プール施設）が完成したが、水泳場は、豊田市都市公園条例に定める「指定管理施設」に含まれておらず、豊田市都市公園管理規則においても、指定管理施設以外の施設として位置づけ、市直営とされている。

イ いさとスポーツクラブが、井上公園（水泳場を除く）の指定管理者に単独指名されたのは、「地元団体である、いさとスポーツクラブが管理することで、効率的・効果的な体制を構築できるため」（条例第2条第2号）との理由による。

他方、水泳場を市の直営としたのは、「プールの指定管理については、体育館等の指定管理に比較して専門性が高く、いさとスポーツクラブにはまだ組織としての体制が確立されていないと判断した。」とのことである。しかし、「地元団体である、いさとスポーツクラブの協力を仰ぎながら、水泳場を管理していくことにしたため、同クラブに窓口業務を委託した。」とのことであった（平成19年8月9日から平成20年3月31日までの期間の「井上公園水泳場窓口業務委託」契約の委託費は、税抜きで235万5000円である）。

ウ しかし、井上公園水泳場は、総事業費約17億7000万円で建築された、立派な施設であり、そもそも、将来的にも、地元のスポーツクラブに管理を委託するようなものではなく、また、市が直営で管理している他の施設とくらべても、市が直営するのが望ましい施設でもなく、第三者を指定管理者として指定すべきものである。

【意見】

もともと、平成19年9月に水泳場がオープンすることが分かっていたながら、その直前時期に、水泳場を除いた部分について、いさとスポーツクラブを指定管理者に選定したのは、水泳場について、同クラブに窓口業務を委託することを予定していたからと考えられる。

確かに、地区総合型SCの振興が必要なのは勿論であるが、そもそも、本水泳場は、施設の性質、高い管理能力が要求されること、管理コスト削減の必要性が高い施設であること等の理由から、市が直営したり、将来的に地区総合型SCが指定管理者として管理できるような

施設ではないと考える。

よって、本水泳場の有効的な活用を図る意味からも、水泳場を含めた公園施設全体として、指定管理者に管理を委ねるべきであり、指定管理者の選定も公募によるべきである。

そして、いさとスポーツクラブを通しての地域のスポーツの振興については、指定管理者選定の際に、地区総合型ＳＣの利用調整を明確にしておくことにより、対処できる問題と考える。

(2) 指定管理料の推移

本施設の指定管理料は、次のとおり推移している。

平成19年度 2260万円

平成20年度 2138万円

(3) 剰余金精算について

単独指名であるため、剰余金精算条項が設けられているが、現実には、不足金が発生したことはなく、特に、問題は認められない。

(4) 指定管理料の算出

ア 指定管理料算出にあたり、指定管理者制度導入前の財団法人豊田市文化振興財団の給料表による人件費の金額を参考にしており、決算額もほぼ同額である。

イ しかし、地区総合型ＳＣの給与（人件費）が、市の外郭団体である財団の人件費をベースにすべきかについては、疑問がある。

しかも、地区総合型ＳＣにおいては、スポーツクラブとしての活動もあるうえ、いさとスポーツクラブの場合には、プールの窓口業務も受託している。

そのため、指定管理料で支払われている人件費が、指定管理業務に従事している職員に充てられるものか、またその職員の指定管理業務の範囲に相当する金額であるかについては、かなりの疑問がある。

【結果】

指定管理料のなかで、支払われている人件費分については、指定管理業務に従事している職員の、指定管理業務に相当する範囲に限るべきである。

(5) いさとスポーツクラブの行うスポーツ教室等

東山体育センターで、美里スポーツクラブが行っているスポーツ教室等と同様に、スポーツ課では、自主事業とは捉えていない。

しかし、前記のとおり、指定管理者が行うスポーツ教室等事業についても、自主事業と考えるべきである。

【意見】

指定管理者が指定管理業務を超えて、自らが主体となって、事業を行う場合には、その事業内容にかかわらず、市との協議のうえ、自主事業の承認を得るべきものである。

(6) 水泳場での水泳帽子の販売

ア いさとスポーツクラブは、水泳場建物内の受付付近において、水泳帽子等の販売を行っているが、これについては、都市公園法第6条に基づく占有行為であり、豊田市都市公園管理規則第3条に基づき、占有許可をとっている。

イ なお、いさとスポーツクラブの指定管理は、水泳場を除く範囲であることから、同クラブは水泳場内の指定管理者ではなく、このような水泳場内における物販は自主事業には該当しないとの考えで、運用がなされている。

10 豊田市柳川瀬公園

～かみごうスポーツクラブが指定管理者となっている施設

【施設の概要】

設置年月	昭和45年4月
所在地	畝部東町稲荷25
施設内容	体育館、テニスコート5面、野球場2面、マレットゴルフ場
根拠条例	豊田市都市公園条例

【施設の管理態様】

指定管理者	かみごうスポーツクラブ
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	3474万1764円

【意見】

地区総合型ＳＣが指定管理者となっており、美里スポーツクラブが指定管理者となっている、東山体育センター等と同様、自主事業の問題、指定管理料と人件費の問題がある。